

船雛形を送らる

めたらば、必ず之を一應の役に立つ可き者に仕遂げようといふ事を申した。されど日本には、人民の海外渡航を許さぬ禁令があるから、それを實行すると出来ず、遂ひに丹後守と約束して、自分バタバヤに還つた時に、船の雛形を造つて、其の説明書と與に、長崎奉行に送る可しと約束し、其の翌年それを實行したと記してゐる。

以て北方貿易調査を知る

此の如くチチングの云ふ所を見れば、幕府では、未だ確乎たる日本開國など云ふ大方針が、定つた譯ではないが、田沼は海外貿易に著眼し、且つそれに就ては、船舶の建造などにも、其の考慮を及ぼしたものであらう。乃ち彼が工藤平助の建言を採用し、北方に人を派して、露國との密貿易を調査す可く、場合によりては、露國に向つて、北海貿易を開かしめんとす計畫を起したことも、上記の次第と照し合して、自から首肯せらるゝ節もある。

露人の貿易請求

當時露國との密貿易は、可なり盛んに行はれ來つた。安永六年には、露西亞人が擇捉に來て、臘虎を捕へてゐたが、島人が其中の二人を打殺した。そこで松

我が拒絶

前家から役人をやつて、其事を調べたが、露人等が云ふには、我等は案内なくして、此處に來航したので、斯る難儀を見るも、今更ら致方かない。然る上は何とぞ交易の許しを得たきものだ。我等の求める物は、米、酒、烟草、其他の肉類だ。此方からは貴方の望みの物を、何なりとも持參するであらう。我等は永久に貿易を開く爲めに、此節試みに來航したのであると云うた。

露人を長崎に廻す

松前家の役人は、それは自分等の一存では返答ができぬ。何れ其筋の許可を経て、差圖次第に取計うであらう。就いては今年は、一先づ歸航あれと云うて返らしめた。その通りに松前家の役人等は歸報したが、とても許可し難いとあつて、之を拒絶することゝした。



は密貿易

併し此れは松前家から、幕府へ對する表向の報告で、其實は密貿易を行つたやうだ。町人の須原屋角兵衛、飛騨屋久兵衛などと申談じて、國後附近で、荷物を取り捌き、それを大阪方面へ直輸して、賣買してゐた。此れは松前家のことだが、大阪商人等も亦た千島其他に於て、露人と密貿易をなし、莫大の利潤を得てゐた。其の利益は、非常のものにて、僅かに一二兩の米と酒とを持て來て、百兩程の商品と交換することが出來たと云ふ。惟ふに田沼も、此事に氣附かぬ程の漢ではなかつた。而して平賀源内が東北方面に出掛けたのも、半ばは此の香味を嗅いだ爲めではあるまい乎と思はるゝ。

平助知識の源

抑も工藤平助は、如何にして斯る祕密を知つた乎。當時松前の役人湊源左衛門なる者、流浪して江戸に在り、淺草藏前の札差大口屋などと往來し、北海の抜荷の話などもしてゐた。同時に、松前家の家來某の忤前田玄丹なる者、醫業修行の爲めに、江戸に來りて、工藤平助の家に寄寓してゐた。その緣故から工藤は湊と相知り、遂ひに抜荷一件の話を、湊から聞き得た。斯くて工藤は、其の意見書

遂に田沼の耳に達す

とも云ふ可き、赤蝦夷風説考を作り、先づ之を勘定組頭の古山宗次郎に示し、説く所あつたが。古山は、とても自分等の力に及ぶ所でないといひ、然らばそれを田沼に取次で貰ひたいと云うたが、又たそれを斷つた。平助も一時困つたが、偶々田沼腹心の家來三浦庄二が、之を見て遂ひに其趣を、主人田沼意次に語つた。此れより工藤は屢ば三浦の家に入出し、其説を行はんと勗め。而して其事が又た、勘定奉行松本伊豆守の知る所となり、伊豆守も大いに共鳴する所があり、更らに平助を招きて、其説を聞き。又た蝦夷通の古山宗次郎をして、其の意見を提出せしめ、遂ひにそれ等を取り纏めて、之を田沼意次まで持ち出し、意次は又た其の同僚たる水野出羽守にも示し、愈よ公然之を持ち出し、幕議にかけた。

平助意見採用

而して田沼は、平助の意見を採用し、天明五年には、普請役山口鐵五郎、佐藤玄六郎等五人をして、一行數十名を率ゐ、千島より樺太方面に出掛け、探検調査せしめ、其の報告書を提出せしめてゐる。而して天明六年には、江戸の商人



東蝦夷地  
貿易船

苦屋久兵衛をして、東蝦夷地(樺提邊)の貿易を引受けしめ、久兵衛は、三隻の船を醸して、天明六年三月、蝦夷方面に航せしめた。

### 【三〇】鎖國制度に對する内外の脅威

鎖國制永  
續せず

ケンフエルが、日本を以て、理想的鎖國としたのは、五代將軍綱吉の元祿年間であつた。(參照 元祿時代中巻、九八一—〇二)然も鎖國制度は、到底永持は出來ない情態となつて來た。そは内外の形勢が、期せずして此の制度を破壊す可く、動き出したからだ。

鎖國打破  
の趨勢

内に於ては八代將軍吉宗が、蘭學の禁を解き、外國の知識を吸集するの道を開いた。(參照 吉宗時代、八六一—九〇)其の當座は、單に吉宗自身の開物成務、利用厚生希望を達する、方便に止まつたであらう。然もそれが國內に於ける、知識慾の

海外勢力  
の接近

發作を刺戟し、遂ひに蘭學の流行を促成した。而して一般的には、和蘭物を珍重するの流行が、上下に行はれ出した。更らに又た生活の上から、海外との交通貿易を必須とする情勢が出來た。乃ち精神的にも、物質的にも、鎖國打破の趨勢は、底止する所を知らなかつた。

英米露の  
勢力

其の到着點は、必ずしも今日とか、明日とか云ふ能はざるも、開國まで進まねばならぬ運命を持てゐた。然も此の如く、内部の開國的氣運醗酵しつゝ、あるに際して、日本を圍繞する海外の勢力は、更らに追々と、我に接近し來りつゝあつた。而して其の勢力の昭著なるもの三、英國は西よりし、米國は東よりし、露國は北よりした。

如何に日本が鎖國制度を固執せんとするも、早晚此の三個の勢力の何れかの一と、接觸するを禁ずる能はなかつた。否な、何れの一と云はんよりも、結局は此の三個の勢力は、必ず我國を見舞はずして、已む可きではなかつた。而して彼等が和蘭人同様猫の如く、長崎の出島の一角に屏息して、我が國法に恭順



三勢力漸次接近

する者でなかつたことは、固より云ふ迄もない。英國は葡萄牙、西班牙の後を襲ぎ、航海遠略に力を用ひ、遂に東印度を略し、その根據を此に定め、盛んに東洋方面に雄飛を試みた。其の進んで支那に薄り、日本に及ぶは、宛も高峰墜石の勢と云はねばならぬ。而して英國の羈絆より脱して、獨立國となりたる北米合衆國は、漸次に其の勢力を太平洋沿岸に及ぼし、其の勢の向ふ所、必ず日本に接觸せずして已む能はぬ運命を持つてゐた。而して露國に至りては、亞細亞の東北部を掩有し、白令海峡を超越し、是亦た我國と接觸す可き運命を持つてゐた。此の如く其の來る方向は異なるれども、三者何れも殆んど同一の運命を持つてゐた。問題は只だ何れの國が、最も先づ我國に接觸するかにあつた。接觸と云はんよりも、其の實は衝突と云ふ可きであつたかも知れぬ。

最初の接觸者

三國の中にて、最初に接觸したのは、露國であつた。其の顛末は、追々と語るであらう。但だ此處に特記す可きは、日本上下の鎖國の夢を驚かしたのは、米國でもなく、英國でもなく、實に露國であつた一事だ。而して心ある者にも、心なき者にも、苟も露國と云へば、日本の脅威であると感せしめたること、天明年間より明治年間に至る迄、凡そ一百數十年間に亘つた。

日本上下の夜鑿

此の一百數十年間に於て、苟も國防を説くもの、露國を以て對象とせざるものはなかつた。苟も日本に向つて野心ある者として、露國を目標せぬ者はなかつた。露國は實に一百數十年に亘りて、日本上下の夜鑿であつた。露國の勢力は、我が國民に意識的に、時としては無意識的に、非常なる壓迫を感せしめた。而して早晩其の禍の現實せらる可きことを、恒に憂懼せしめた。而して其の憂懼は、漸く明治天皇の御宇、明治三十七八年役に至りて實現し、此れによりて漸く消散し去つた。然も今尙ほ赤化主義宣傳をもて、帝國を冥々裡に威嚇してゐる。

平助の意見

工藤平助が天明年一三年に、加模西葛杜加記を著すや、彼の心配は、決して拔荷のみには止まらなかつた。彼は曰く、



此北韃靼といふは、即チロシアの領分也。又日本にての心得をいはず、いづれにても、一通りの通路はあるべき事なり。昔は一通りの島系びすにて、無智蒙昧の者共故、今の蝦夷人も同前なれば、打棄てもあるべし。如此大國となりては、一通りの御要害を申にも、何れの國よりも恐ろしき國なるに、いかなる模様なる事も知らず、打すておくに。ロシアにては、日本人を撫育して、語音までをよく知り、ハン・ペンゴロが輩、海上を乗り廻はして、我國の地勢をも見届などするに、何事を企つるも、夢にも知らず、打すて置く可き事にはあらぬ事也。……一體の主意は、要害第一也。又第二は拔荷の禁制也。此儘に打すてあらば、拔荷は段々功者に成て、何程も出べき也。是等の事を考るに、表立の交易あるより外はなし。交易あれば、其向の人情も知れ、風土も知る、故、それに向ての手當もあるべし。

乃ち拔荷の禁制よりも、要害第一が、其の重なる本旨であつた。要害第一とは、近時の言葉で云へば、國防第一の事だ。此の如く露國の勢力の、北邊より來り

公貿易許可にあり

國防第一

迫りつゝあり、而して我國が之に向つて、相應の防備をなすことに就ては、當時既に如上の意見を吐露して、當局者に建白した者もあつた。何れにしても、此れは鎖國制度に對する、脅威であつたに相違あるまい。

【三一】 露國始めて日本と接觸す

突然の出

三方より期せずして日本に迫り來れる、三勢力の中にて、最初に日本に接觸したのは、露西亞であつた。米國は未だ國を作さなかつたから云ふに及ばず、慶長年間、日本と通商したる英國(參照 家康時代概観 六四、六五)而して鎖國以來、更に舊好を修めんとしたる英國(參照 鎖國篇 一〇三)さへも、未だ及ぶに違なかつた際に、北方の勢力たる露國は、突如として、我が北邊に現はれ來つた。吾人は今茲に少しく其の由來を語らねばならぬ。



露國東使の始め

露國の勢力が、亞細亞に伸長したるは、一五五五年(弘治元年)ウラル山脈の東邊なる西伯利地方の酋長エヂゲルが、ムスコビア大侯國イウアン四世に臣事したるを以て始めとする。爾來一五七九年ウラル(天正七年)哥薩克の長、エルマツクは、ウラルを踰えて、當時西伯利と稱する土地を平定し、之をイウアン四世に獻じた。此れより露國は盛んに東方經略の事を強め、一五九〇年(天正十八年)には、トボルスクを西伯利の都とし、一六〇〇年(慶長五年)には、現時の東部西伯利に進み、從て進めば、從て新市を起した。一六〇〇年にはツリンスクを、一六〇九年(慶長十四年)にトムスクを、一六一七年(元和三年)にクスネツクを、一六一八年(元和四年)にエニッセイスクを、一六二六年(寬永三年)にクラスノヤルスクを、一六三二年(寬永九年)にヤクーツクを、一六五二年(承應元年)にイルクツクを、一六五六年(明曆二年)にネルチンスクを起した。

將た一六三三年(寬永十年)始めて東察加に達し、第十七世紀の末期(元祿年間)商人のテオドットなる者、ボヴァア川を下り、北氷洋に達し、東向して、後に所謂る

西伯利都市建設

商人テオドット

東察加半島征服

白令海峡を南下し、東察加半島に上陸し、翌年の夏を以て、更に半島の南端を回航し、オホック海に至り、此れより陸上歸途に就いたが、その途上に於て死した。又た一六九七年(元祿十年)アトラソフなる者、數多の哥薩克兵を率ゐて、アナデイルスクを發し、半島に出征し、土人と戦ひ、之に克ちて上東察加に寨を建て、土人より毛皮税を徴收したる事實は、當時の記録に掲げられてゐる。アトラソフは、此際夥だしき獸皮を得て、莫斯科に還り、具に事情を彼得大帝に上申した。斯くて露國政府は、始めて此の極東荒寒の未開地に、遺利の多きを知り、其の開發取得に勵むるに至つた。爾來連年兵を出して、土人の反抗を壓伏し、又た東察加半島は、陸上交通不便なるを以て、直接にオホック港より海上の聯絡を通せん爲め、十八世紀の初年から、船を屢して、半島の沿岸、及び千島列島を探檢せしめた。

露領近海探險

彼得大帝(一六七二—一七二五)の晩年は、亞細亞、亞米利加兩大陸の關係を極め、又た露領近海の各地を探檢する、一大事業を企畫した。而して此の一大事業は、



日本近海に至る

大帝の死後、ペーリングを首とし、スバンゲンベルグ、チリコフ等の航海者に由りて、追々と實行せられた。スバンゲンベルグの一行の如きは、アンナ女帝の命によりて、一七三八年(元文三年)六月、三隻の船を率ゐてオホックを發し、千島及び日本の近海に至り、翌年(元文四年)第二回の航海に際し、船隊は暴風雨の爲に離散し、スバンゲンブルグは、北緯三十八度四十一分、及び二十五分の二所に於て、他の一船の長であつたワルトンは、北緯三十八度十七分より四十八分までの間に於て、何れも我が日本本洲の沿岸に接觸した。我が舊記に、仙臺領及び安房に異船至つたと云ふは、此事である。此れが露西亞人の日本に至つた始めだ。

アレウト群島發見

彼等は隨所に露貨を置き去つた。越えて二年、一七四一年(寛保元年)には、ペーリング及びチリコフの一行、始めてアレウト群島を發見し、又た遂に亞米利加大陸を望みて、其の亞細亞大陸と、全く分離したるものであるを確かめ得た。

俄羅斯交易之始末

國交開始  
元祿中にあり

抑俄羅斯の我國に交易を願ひ来る濫觴は、彼國書を按るに、元祿初方の事なりしが、其國中興の英王に伯多祿と云る者有て、此君天性雄武にして賢を尊び民を憫み、初沒斯骨島より起り、密に奇謀を以て石弊理亞近邊の地を懐け、次第に界を廣げ、大韃靼一帯を蠶食し、終に支那黑龍江を限り、日本は奥蝦夷加模沙斯加まで侵略して界をなすに至る。又兵を加へ雪際亞東南邊の地イングリヤを奪ひ、新に城郭を營す。沒斯骨島の舊都を遷す。名てピートルブルクと云、ブルクは城なり。ピートルの築たる城と云譯語也。(中略)清朝へ使者を通じ、日本へは南亞墨利加の鼻を廻り、太平洋に浮て到らんことを謀る。清朝に通ぜしことは康熙年中の事にて、三朝實錄に見ゆ。又其時使者途中見聞するまゝを記せし紀行の一書あり。先年長崎に渡り吉尾宰作翻譯す。其後西國使者往來のある事は奉使鄂羅斯記、龍沙紀略、西域聞見錄等の諸書に見へて、今に盛に交易を通ずる事は彼國にも審也。唯其時日本へ使者を奉送せし事は我國にて夢に知らざることなりしが、竊に慮度する處、是は大方先年其國光大夫を押送する砌同様に松前に著岸して願ひたるものにて、松前には其時彼是を厭、其まゝ突き返しかばして、世に移したる者ならん。(發不恤緯並船舶考)

清朝交通の始め



【三三】日本始めて露國と接觸す

房州沖の異國船

尙ほ我が舊記を案ずるに、露人の日本の沿岸に、渡來したる事に就ては、左の如くある。

元文四己未年五月廿五日、安房國天津村長狹郡に屬す。の海岸に、異船渡來して、土人市右衛門に、銀錢一を投ず。同月廿八日また陸奥國谷河濱鹿郡に屬す。に渡來し、百姓平三郎に同じく一を與ふよし。双方より届あるに、よりて、海防の事等仰出さる、旨あり。また彼錢を長崎に廻され、蘭人に尋ねらるゝに、露西亞錢なるよし、外に紙札一葉は、彼國かるたの札なる由を申上ぐ。(通航一覽)

露人たるを知る

當時日本人は、固より露國の文字を解し得る者とは、一人も無かつた。よつて其の銀錢を長崎に廻し、蘭人に示して、始めてそれが露貨であることを知り、且つ其の投與者が露人であつたことを知つた。

濱方代官へ御觸

閣老松平左近將監(乗色)諭示

御勘定奉行え

當五月下旬より奥州邊、房州筋海上へ異國船相見申候由、陸へあがり候はゞおさへ置、注進可レ有之旨、可ニ申渡置候。捕候刻逃去候はゞ、其分にいたし、一兩人留置候而も不苦候間、可レ致ニ其趣一候。右之趣、濱方有之御代官並御預所へも、可レ被ニ申渡一候。

未六月

同年七月十七日、老中松平左近將監乘色より、御勘定奉行神尾若狹守へ被レ諭

御勘定奉行え

房州府入市右衛門所え異國人差置候銀、重而見合のため留置候に付、其段申聞、右市右衛門え鳥目一貫文とらせ可レ被レ申候。

一 松平陸奥守領分、奥州牡鹿郡谷河濱百姓太左衛門弟平三郎へも、異國人遣候銀一文、爲ニ見合一留置候。就レ夫、房州府入市右衛門へも右同

露錢留置代償



趣にて、鳥目一貫文取らせ候に付、右平三郎えも鳥目一貫文とらせ候様  
可被致候。此趣陸奥守家來え、御勘定奉行より申聞、鳥目相渡遣候  
様可被致候。

尙ほ左の記事あり。

下田沖の  
異船

元文四年未五月廿八日、伊豆國賀茂郡下田町沖を通り候唐船、同所に罷在  
候一色宮内與力、並下田浦役人名主年寄等船にて追駈、間一町程にて見  
届、右船中に異國人三十人程相見え候由、船足早く追付がたく候之  
由。同六月朔日、御勘定所え申上候。其船長さ十三四間程、横不知、船  
黒かき色、帆四つ。

此れも恐らくは前記の露國船であらう。左なくば其の類であらう。何れにして  
も露船の我國に接觸したのは、入代將軍吉宗の晩年だ。然も當時は、未だ此れ  
が他日の大なる脅威となることをば、夢にも想ひ及ばなかつた。  
尙ほ日本及び日本人に關して、露國側より知り得たるは、一七〇〇年(元祿十三年)

ゼムリ  
アボンス  
キヤ

日本人英  
新科に至

の頃、トボリスクに於て作られたる、西伯利地圖の中に、大洋の裡なる列島に、  
ゼムリ・アボンスキヤの名を附したるものがある。此れが日本を斥したるもの、  
宛も此時は彼得大帝の治世だ。而して日露兩國民の接觸の、始めて彼の記録に  
見えたのは、十七世紀の末期、我が五代將軍綱吉の治世の上期であつた。

一七三七年(元文二年)勅命にて、東察加半島を探検したる、學士クラシーニコ  
フの東察加史によれば、同半島の初回の遠征を試みたる、哥薩克隊長アドラソ  
フは、一六九九年(元祿十二年)アルソフ川にて、土人の拘禁したる一日本人を  
解放し、一七〇〇年(元祿十三年)七月、之を伴ひてヤクーツクに至り、更らに莫  
斯科に還りて、其の次第を復命した。此れが我が舊記に、元祿七年(一六九四年)  
大阪の船東察加オバラ河口に漂著し、全船溺死僅に二人を剩す。露國官吏之を  
莫斯科に送致すとあるに、相當するものであらう。

尙ほ一七一〇年(寶永七年)には日本船一艘、又たもや半島の沿岸に漂著したるに、  
哥薩克の隊長チエルコフなる者、直ちに現場に赴き、四人の日本人を救ひ來り

露彼得堡  
に送らる



露國に歸  
化

し事あり。一七二九年(享保十四年)七月には、薩摩の船若島丸、復た漂著し、中に十七人の日本人あつたが、露人スチニコフなる者、悉く之を慘殺し、僅かに二人を助けた。二人は後に聖彼得堡に送致せられ、スチニコフは罪せられ、死刑に行はれた。降て一七五三年(寶曆三年)南部佐井村の竹内徳兵衛、五人の船夫と與に、東察加に漂著したが、此等は露國に歸化し、各地に住して、専ら日本語の教授に従事した。此事に付ては、更らに説く所あるであらう。

## 第七章 露國の對日本野心

### 【三三】 露國女帝と北太平洋

カザリン  
二世時代  
の東方策

露國の東方經營は、エカテリナ女帝、即ちカザリン二世(一七二九年—一七九六年)の即位(一七六二年—寶曆十二年)以來、頗る具體的の政策として出で來つた。女帝は、彼得大帝に次ぐの英主であつて、露國の内外の政策は、此の時代に於て、其の面目を一新した。女帝は露國をして、海洋的強國たらしめんと欲し、各方面に、其の出口を求めた。歐洲に於ては、西隣の波蘭を、普墺兩國と分割し、土耳其と戦ひ、其の黒海沿岸の地を取り。瑞典を襲うて、其の海岸線の延長を企て。東方に於ては、黒龍江を恢復し、更らに西伯利近海の漁利を占めんとし、進んで南に下りて、我が日本を窺うた。女帝が一七七五年(安永四年)に發布したる、黒龍江經營の事業は、ネルチンスタ

黒龍江經營  
失敗の結果



條約違反を理由として、清國から強硬に抗議を受け。若し強ひて之を行はざれば、露國に有利なる恰克圖條約をも破棄せねばならぬ破目に陥り、通商上に大打撃を被るばかりでなく、清國との平和破れ、遠征軍に巨費を投せねばならぬ虞あるが爲めに、前意を翻して、事局を結んだが。其の北太平洋、及び日本に對する施設は、却て此れが爲めに、著々進捗し來つた。

東方探檢  
露國出

女帝の即位の當時は、恰もアレウト群島の發見あり。世界の耳目は、北太平洋に於ける無盡藏の漁利に集中した。されば露國に於ては個人的に、此の方面に向つて、冒險的事業を試みるのみでなく、女帝自ら亦た屢ば航海者に命じて、亞細亞、亞米利加の間を探らしめた。乃ち一七六四年（明和元年）には、シンド大尉に命じ、オホックを發して、チュートキー地方に至らしめ、一七六八年（明和五年）には、クレネーチン等をして、ウーナラスカ地方を探檢せしめた。而して其等の結果は、北太平洋經營の露國に取りて、頗る有利なることを證明したから、女帝は有爲なるイルクツクの商人シエリコフ等を援助して、後來の露米商會

ピリング  
スの探檢

の基礎を作らしめた。女帝は英國政府が、一七七六年（安永五年）甲比丹クツクをして、北太平洋を探檢せしめ、尋で佛國政府が、一七八五年（天明五年）ラ・ペルーズを、此の方面に派出したるを見て、女帝は更に甲比丹ピリングスに命じ、東察加よりアレウト群島に至る、一帯の地方を探らしめた。女帝が、一七八五年（天明五年）八月八日附を以て、該遠征に關し、ピリングスに下したる勅諭の一節に曰く、若し不慮の出來事の爲め、船舶の艤裝を急にする能はざる際は、汝は一切の準備の完成する迄の餘暇を利用して、必要なる發見を試み、千島、日本、支那大陸、及び朝鮮地方に至る迄、普く海上の探檢に従事せよと。

女帝の良  
航海士官  
養成策

ピリングスがオホック港に在りて、遠征準備の最中、恰も一七八八年（天明八年）露國は瑞典と開戦し、此れが爲めに一時費用の不足を告げたが、一行は之に屈せず、其の初志を遂行した。當時露國には、良海軍士官乏しかつた爲め、大なる航海は概ね外人の指導に俟つとなつた。即ちスバンゲンベルグや、ペーリン



對日本策  
に集注

グは丁抹人であり。ピリングスは英人であり、クルセンステルンは、獨逸人である。されば女帝は、良海軍士官、良航海士官を得可く、有爲の青年士官を、英國其他に遊學せしめた。

エカテリナ女帝は、此の如く一時支那に對する政策を抛却し、支那とは、單に恰克圖及び賣買城にて、毛皮貿易を維持するに止め。其の全力を専ら北太平洋の漁獵事業、及び對日本の政策に集注した。彼は何故に斯く迄、日本に心を掛けた乎。彼は果して幾許の野心を、日本に向つて有したる乎。彼は日本語學を獎勵して、日本との交通に便にせんとした。而して千島の蠶食を企てた。更らに歐洲國際間の爭亂を奇貨として、密に日本の侵略を企てたと云ふ説がある。此れは猝かに信じ難きも、亦た決して一笑に附す可きものではあるまい。何れにしても、此の女帝の雄圖は、北太平洋方面から、日本を窺ふにあつたとは、間違あるまら。

【三四】露國に於ける日本語の獎勵

漂流民竹  
内徳兵衛

漂流始末

漂流人の  
子

我が邦民の漂流して、東察加、及び露國に至りたる次第は、既記の通りだ。(參照 三一) 今ま露國女帝エカテリナの、日本語學獎勵に就て語るに際して、少しく漂流民竹内徳兵衛等の事を叙する必要がある。

寶曆三癸酉年、奥州南部郡佐井村(鹿角郡)竹内徳兵衛外十六人、千二百石積の新般に乗組、同年十一月十四日、佐井の港開帆し、難風に逢ひ、北方に漂流して、赤人の國へ漂著す。徳兵衛が親族勝右衛門、奥戸村伊勢屋安兵衛親族利八、大間村長松、宮古港伊兵衛、長助等、今に存在し、ロシヤの土人となり、各所々に住居す。利八はカムサスカ土人、日本の通詞ピョトロと云もの妹、婢となり、勝右衛門は、イルクツコイに住居して、ロシヤより銀錢二百文に抱られ、イルクツコイの役人となりしに、男子を生めり。此子諸人に勝りたりければ、國主よりペイタラランセイチャと云名を與へ、天明三



年に至り、十七歳なりしが、國主より大船を造らしめ、水主七十四人を添て、勝右衛門の子を船師として、ゴロヲタラハンエリスカイと云港を開帆して、針路を南方に求め、蝦夷の地方に赴きしが、カラフトに著して、土人の爲に殺され、船は流れて、ウルップ島、アタツトイに漂著したりといふ。右漂流人中、久助が赤人の國にて生れし子、イワンビリホイチタラヘースニコフと云もの、寛政四年露西亞の聘使と共に松前へ來れり。(魯西亞紀聞)

又た『開國大勢史』の所記は左の如し。

一七九六年、幸太夫(伊勢白子の漂流民)を伴ひ、松前に來りたる彼の通辭タラベズニコフといふは、實に徳兵衛一行中の久助なる者、露國の婦人を娶りて生む所なりと云ひ。又彼の通辭トコロコフも、此の久助に就て、日本語を學びたる者なりと云ふ。即ちエカテリナ女帝の時に於て、イルクック、オホック、及東察加の各地は、日本語研究の中心地となり、日本の漂民あるときは、務めて其の驕心を求めて、之を留置し、之に歸化を勧め、由て以て日本に近づ

通辭タラベズニコフ

日本語研究の中心地

新藏庄藏

日本語學校

日本語學校の擴張

くの、機會を得んとしたるを知るべし。

天明年中、伊勢の人民のアレウトに漂著するや、露人は一行中の新藏、庄藏等を勸めて歸化せしめ、二人共にイルクックに在りて、新藏は名をニコライ・ペトロウイッチ・コルテーギン、庄藏はベオドル・イワーノウイッチと稱し、同地の日本語學校に勤務したり。一七九五年(寛政七年)仙臺の漂民津太夫一行のイルクックに著せし時には、弟子六人あり。新藏は才氣ありしが故に、頗る勢力あり。又當時既に露西亞語に通曉し、露文をも綴ることを得るに至りたりといふ。此の日本語學校は、單り日本の語學と事情とを、研究するの場所たるのみならず、併せて支那の事をも研究する所にて、一七九〇年(寛政二年)代の末に及びては、益盛大に赴き、從來の建物にては、狹隘を感ずるに至りければ、更に二層の一大厦を構へ、階上を講堂とし、階下を事務室とし、従前の校舎と相共に教授に使用することと爲れり。彼の三國通覽圖說(林子平の所著)を佛譯したる、クラブプロートは、實に新藏を師として、日本語を學



クラツプ  
ロートの

びたりし者なり。其の自序に曰く、一八〇五年（文化二年）余はイルクックに在る間に、十分に三國通覽圖説を讀み、且解することを得たり。是れ伊勢の土人新藏の力に頼れり。此人の學問は、尋常なりしに拘らず、余に非常の幫助を與へたり。唯だ彼は漢字を知ること少なく、日本人の通用する文字すらも、尙ほ多く知らず、時々同音の文字を混ざるの弊ありたりと。此の日本語學校は、仙臺漂民の來著に由りて、新たに有力なる教師若干を迎ふるを得たり。そは一七九六年（寛政八年）日本の漂民十三人中の九人が、悉く歸化し、中にも善六といふ者の如きは、多少の讀書力を有したればなり。

以上の所記によりて、如何に露國が日本に向つて、其の眼を注ぎたるの、尋常でなかつたかと思はるゝ。此の如く日本語學を研究せしめたるは、固より日本との交通の準備であつたに相違あるまい。然も其志は、果して單に交通に止まりし乎、否乎。

露國の眞  
意如何

〔三五〕 千島方面に於ける露國の經營

露人の占  
守島占領

露西亞人が始めて千島を發見したるは、一七〇六年（寶永三年）東察加在留の官吏、ワシリールコレソフなる者、ラバトカ海角に至りて、占守島の存在を目撃したるを、第一となす。次で一七一〇年（寶永七年）四名の日本人が、東察加に漂著した。露西亞は此によりて、略ぼ千島群島の地勢を確め得たのよつてイワン・コジエレフスキーなる者、贖罪の爲に、哥薩克の罪人を率ゐて、翌年八月進發し、最初の探檢に従事した。此の結果として、哥薩克人は、先づ第一に占守島を占領した。

第二番島  
征服

次で一七一三年（正徳三年）更に二番島を征服し、報じて曰く、此地の土人は、松前の土人と交易して、鐵鍋、茶碗、膳、絹布、及び綿布等を所有せりと。因て参考の爲め、此等の物品を携へ、且つ恰も擇捉より日本品を齎らして、貿易の爲め滯島中であつた、蝦夷人一名を捕へて還つた。



露人の千島略進

露西亞人の千島略進は、此れより著々進行した。三十四年後には得撫に至る群島は、土人の勇敢なる抵抗に拘らず、概して露人の手中に歸した。而して彼等は種子を送りて、野菜の栽培法を土人に傳授し、又牛を放ちて牧畜せしめ。一方に於ては、教科書を編みて、土人に讀書、算術を教へ、教會堂を建て、正教を宣布し、銳意全島に、文教を布く事に従うた。

遂に擄捉を窺ふ

此れはエカテリナ女帝即位以前の事であるが、女帝の即位以後、我が明和安永の交よりは、此の形勢益々切迫し、一七六六年(明和三年)以來は、擄捉を窺ひ、遂ひに日本に於ける先覺の國防思想を刺戟し、海防の急務を絶叫する者—林子平の如き—を生ずるに至つた。此の如くして露國は、日本の脅威として、明治の末期に及んだ。

日本人の最初に知り得し事

露人の此の方面を經略したる顛末に就て、日本人の最初に知り得たるは、近藤守重の邊要分界圖考に採録したるものであらう。露西亞人の事、蝦夷はフーレンシヤムと云ふ。夷言にフーレンは赤きこと、シヤム

蝦夷と赤人の争

ムは人のこと也。故に松前人之を稱して赤人と云ふ。又赤蝦夷と云。是は往歲露西亞人初て蝦夷地へ渡來せし時、みな猩々緋の服を著せり。因て夷人之をフーレンシヤムと云ふと云ふ。今蝦夷人の語る所と、

赤人の蝦夷地に來ること記載なければ、其初は知らず。今蝦夷人の語る所と、松前人の傳ふる所とを採録して、其の事由を見るの一助とす。

三十四年前(明和安永の交)ウルップ島に於て、エトロフ島の蝦夷人、及シモシリより前路島々の夷人一同力を合せ、赤人と争闘せしことあり。其時は此方蝦夷ども討負たり。翌年又争闘ありければ、赤人共打負けたり。其後エトロフ島、シモシリ前路諸島の蝦夷、各其在所の島々に歸りければ、赤人俄に襲來して、悉くシモシリ諸島に討勝たり。夫より以來シモシリ前路の蝦夷殘

蝦夷赤化

らず、赤人のウタレ(家來)となる。然れどもウタレ(家來)と成し迄にて、その風俗は蝦夷なりしが、近頃は全く赤人同様の俗となれり。二十年前以來、赤人よりシモシリ前路の蝦夷人え教て、髪を結ばしめ、鐵炮玉



臘虎島赤人渡來

藥を與へ、著類迄も悉く赤人の風俗となれり。  
 安永初年臘虎島へ、赤人六十人餘渡來、三ヶ所え小屋を掛け、其小屋は長十四五間、高さ五六尺の土手を築き、上に桁を揚げ、中に柱四五本立て、棟木を渡し、草を以て葺き、壁を塗り砂をかけ、小屋の内え床を作り、出入の口は、三ヶ所を土手四尺ほどに切開き、くるり仕掛に板戸を建て、窓は二三ヶ所に明け住居す。夫より日々に海上え差網をして、朝夕小船を以て掛け試み、網に入る臘虎はしめ殺して、又網を張る也。赤人云、ウルツブは、チュブカムイ露西亞王を云の島なれば、捉る所の臘虎は、残らずチュブかたどのえ出すべし、他え鬮ぐ可らずと。エトロフ乙名、名はツバアイヌと云。此地は古來カムイどのの島なれば、臘虎は、ニシバ（役人）え出す也。汝等此頃初て渡來、氣隨也とて争闘し、双方手負、死人少からず、其後いかなる故か和談して、安永七年赤人初てノツカマップへ渡來せし時は、クナシリ島の酋長ツキノイ案内せり。

ウルツブ島の争

ウルツブの争の一説

安永二三年の頃、一説に安永九年と云、ウルツブ島にて、赤人と蝦夷人と争闘せし起りは、夷人の寶とする太刀の類を、古木の穴へ隠しをきたるに、赤人その木を伐取り太刀等を見出し、夷人は償を取るべきとて言つものり、双方争論に及び、兩三年も取合、双方横死の者も有けり。  
 以上によりて見るも、露人の手が、如何に此の方面に、駭々乎として及びつ、あつたかゞ、思ひやらるゝ。此れは露國政府の方針としては勿論であるが、亦た個人の經營としても同様であつたらう。

露人の手で駭々として伸ぶ

ウルツブ島の事

ウルツブ一名臘虎島 臘虎獵場

ウルツブ島の事一名臘虎島とも唱ふ也。臘虎といふ海獸、此島のめぐりの海中にある故に、臘虎島ともいひ、又ウルツブ島ともいふ也。ウルツブは魚にて此島のまばりの海中に出産す。(中略) 扱又ベウツの北にアタツトイといふ所あり、此處に赤人の家宅五六戸あり。其造作穴居とも云つべき體なり。(中略) 又ヲタレモイより先を廻りて東北の沖にヲレムコといふ小島あり(中略) 扱此ヲレムコよりわづか南にゆきチヘヤイムといふ處あり、此處は臘虎の獵場にて、赤人此地を改名してシヤバ



臘虎は日本  
の名産

リンと號す。此處赤人の泊有、泊とは、船の懸る處をいふなり。天明丙午年以前十ヶ年に赤人渡海せし時に大津浪あり、其節大波濤に彼大船打揚られ、山の谷間に懸りたり。赤人ども引出さんとすれども、其手段なく、その儘大船は山に捨置たりといへり。予是を叩觀したり。扱此海を赤人改名してレバキンと稱す。赤人假住居の家五六戸あり。又ワニナウより南に地續き遙に隔て、ノビといふ處あり。都て此邊は臘虎多し、赤人改名してコロシンと名付たり。實に名産多き島なり。然る故赤人多く渡海して諸産を押領する事夥しく、蝦夷人は愚魯なる者故に是非もなき事也。臘虎は日本の名産にて、古來は肥前長崎に廻し唐人に交易ありしは久々の古例なりしに、近年は赤人ども臘虎をばじめ名産どもを取てヲロシヤの産物と稱して中華北京に出し、交易して大利を得るといへり。彼是日本の爲には自然と不利の基となるべき事也。(蝦夷草紙)

【三六】露國頻りに我が北邊を窺ふ

近藤守重は、更らに露西亞人の我が北邊接觸に就て、左の如く語る。

露人根室  
に來る

安永七戌年(一七七八年)六月九日、東蝦夷地ノツカマツブえ、ネモロ(根室)の内、蝦夷船の如き異船二艘に、異國人乗組、水先としてエトロフ島の夷人一艘薄暮に渡來し、湊近所に至り、鐵砲を打つ。蝦夷人ども驚き騒ぎけり。程なくエトロフの夷人上陸して、全く争鬪の事には無之、赤人ども日本人と對面したきとて、渡來せる由を云。夫より赤人ども上陸し、濱邊へ假小屋を掛け、扱赤人の通詞せるシモシリ島の夷人を以て云けるは、蝦夷地に日本人詰合よし、兼て承り及ぶによりて、對面のこと願ふ所也と。

夷人面談

頃あつて夜に及ぶ。松前夷人上乘役新井田某、目付工藤某、通詞林右衛門異國人え對面、夜分は如何故、翌朝逢べき也と答ふ。赤人再三願ひけるは、日本人此所に詰合ふよし承り及ぶによりて、遠海渡來、不案内なる當所へ來りし上は、夜中なりとも、對面なければ、安心せず。是非對面のこと願ふ由、強て訴るに由て、運上屋へ呼寄せ、對面せり。

交易を請  
ふ

則假小屋へ歸り、其夜鐵炮用意せる赤人四五人、其傍に夜番せる故、吏



人より蝦夷人へ、理不盡なることせざるやうに令して、赤人へは安堵して、休息すべしと云送りければ、赤人云けるは、日本の産物と交易を望み、少々仕入の荷物、手本物持來れり。交易の事、殊に願ふ所也と。吏人云。異國人交易の事は、松前指揮なくては成らざると也。今年は歸國すべし。明年夏に至り、エトロフ島にて、有無の返答すべしとて、早々歸帆するやうに云やりければ、十二日ノツカマップ出帆歸島せり。

翌年再來

其時赤人より松前領主へ音物書簡を送れり。其書簡音物は、上乘役松前へ持歸れり。翌年夏赤人え去年の返答すべしとて、松前より異國人應對の吏人を出しけるに、順風なくして延著せり。赤人はエトロフ島にて待居りけるが、默止かね、クナシリ島まで渡來の處、何たる沙汰もなきにより、又ノツカマップ迄渡來待居けるが、一切に沙汰なかりければ、待兼けるにや、漸々に進み來り、アツケシ(厚岸)の内、チクシコイ迄渡來せり。松前吏人は、赤人應對の爲、選する所淺利某、松井某、工藤某、柴田某、古屋某、通詞三右衛門、

吏人交易謝絶

林右衛門四月二十九日松前出帆南部佐井港に入津、順風なくして八月四日まで滞船、同七月初てアツケシ著船の處に、赤人ども待兼て、漸々押詰來る由、聞之チクシコイ迄出張り、赤人に對面せしに、日本産物と交易を願ふ由なり。則吏人より赤人へ諭しけるは、異國交易の所は、長崎一所に限り、其は國法制禁なるに因て、何等の願ありとも叶ふべからず。以來渡海無用なりと云聞せ、且船中用意飯料として、米十五俵、酒、烟草、烟管等さし遣す。赤人より返禮として、上乘三人え砂糖三包、目付二人え二包相贈り、赤人は直に歸船せり。

安永八年の交易

尙ほ近藤守重の所記によれば、安永八亥年(一七七九年)赤人渡來。其の交易は羅紗、猩々緋、棧留、奥島更紗、皮類、藥種類、牛馬、鳥獸類、砂糖漬物類、何にても好次第交易として持渡るべき由、と云うてゐる。又天明三卯年(一七八三年)ウルツブ島、アクトイへ赤人の大船一艘漂著したが、其内に赤人の死骸一つ疵を被つて在つた。外に金銀錢、羅紗、猩々緋類、夥

天明三年露船漂著



しくあつた。時にエトロフの夷人ウルップに居たるもの、此船を見て、船中の物を盡く奪ひ取り、船を焼棄てた。而して松前、南部へ、赤人の産物を種々出した。その跡へ赤人渡來し、此事を聞き大いに怒つた。此れは當時の探檢家最上徳内の所記である。(参照 三四)

露人擄捉  
島滞留

天明五巳年(一七八五年)には、赤人三人エトロフ島え渡來し、ヤルシヤムと云所に、七個年滞留し、寛政三亥年(一七九一年)本國より呼に來り歸國した。

露船津輕  
海峡に來  
る

天明六年(一七八六年)四月、赤人の船、東海より乗り廻り、松前と南部津輕の瀬戸を西海に駛せ出で、松前より三里程西北エラク村の沖よりシマコマキ村の沖にかゝる時に、蝦夷人獵船にて出ければ、手招して、フラスコへ酒を入れて與へた。

北邊多事

此の如く露人の我が北邊を窺ふもの、實に日一日と、其の頻繁を極め來つた。

### 【三七】 日本に對する露國の野心の風説

露國女帝  
の日本侵  
略説

抑もエカテリナ女帝が、歐洲中原の戰亂を奇貨とし、火事場泥坊的に、日本を取らんとするの野心有つたと云ふ説は、果して幾許の程度迄信憑するに足る乎。そは猝かに斷言し難い。されど斯る説を生ずるに至りたる事情と理由とは、確かに是れ有つた。

只通商を  
か求むる爲

女帝は前掲の如く、千島を經略し、(参照 三五)いよいよ日本と接觸し、日本と交通す可く、使節を我が北邊に派する兩度に及んだ。安永七年(一七七八年)には、ジャバリンなる者、イルクック知事ネムツオフの命により、擄捉の島民四十七名を露國の國籍に入れ、日露の貿易を求め來つた。露人根室の領内に上陸して、通商を求めた。松前藩吏之に應接し、明年返答を約して反らしめた。翌年再來の時は、我國の通商は、長崎に限る旨を諭して還らしめた。此れは既記の通りである。(参照 三六)



否然らず

されど女帝の志は、斯る手緩き事に止まらず、正に大いに爲す所あらんとし  
たと云ふ説が、出で來つた。

ベニヨ  
ヴスキ

それに就ては、先づ匈牙利人ベニヨヴスキに就て、語る必要がある。彼は  
年少の頃七年戦争に出で、一七六七年(明和四年)には、波蘭獨立の運動に加入し、

一七六九年(明和六年)擄はれて、露國政府の爲めに東察加に追放せられ、翌年の  
末、半島のポリシエレーツクに到着した。彼は英氣横溢して、無爲に安著する  
能はず、窃かに徒黨を集め、脱走を企て、一七七一年(明和八年)蜂起して知事を  
殺し、政廳の財を掠めて逃れ、航海の途次、日本の諸處に寄港し、又た澳門に  
入り、阿非利加を回航し、一七七二年(安永元年)佛國巴里に到着した。

佛國  
政府建言

彼は本來冒險的策士であつたから、其の立身の爲めに自個の經歷紀行を録して、  
之を佛國外務省に献じ、又たマダガスカル征服の計畫を説いたが、佛國政府は  
其言を納れ、一七七四年(安永三年)二月、彼をして始めて此島に植民地を開かし  
めた。當時又たストラスブルグの産シエレルなる者あり。夙に東洋の語學を修

シエレル

佛國政  
府報告

め、東歐諸國を歴遊し、露國に至り、其の學士會院秘書記録局に勤務したか、  
公務の傍、露國の内地を旅行し、又た其の東洋に於ける露國の經略に就て、  
専ら研究する所あり。居る三年にして、一七七三年(安永二年)佛國に歸り、翌年  
所藏の露國に關する書籍及び記録等を、佛國外務省に賣却した。其中には、自己  
の露都勤務中目撃したる、露國政府の施設、例へば露國がイルクツクに海軍學  
校を起し、日本語學其他を研究せしめつゝある事、露國政府は、近時に至り、  
他に必要を認むる能はざる西伯利地方へ、哥薩克兵を集屯せしめた事等を告白  
した。

英佛共  
露に注意

當時北米に於ては、所謂獨立戦争開かれ、此に關して英佛は、互ひに鎬を削  
りつゝある際なれば、露國の行動に就ては、兩國ともに、尤も關心する所であ  
つた。

英國の北  
太平洋探  
檢計畫

北米聯邦が擧兵英國に抗して以來二年、即ち彼等が獨立宣言の一七七六年(安永  
五年)七月、英國は甲比丹クックをして、北太平洋の探檢に従事せしめ、クック



英露の日  
本侵略説

佛の英露  
阻止策

は直ちに喜望岬を廻りて、東洋に向うたが。或は之を以て、英人が日本を侵略するの手始めではないかと、疑惧した者さへあつた。當時西班牙はウルグアイに關して、葡萄牙と隙を構へたる際であつたから、英國が葡萄牙を援くるに至らんと心を配してゐたが、倫敦駐節の西班牙公使マッセラノ公は、英露二國同盟して、日本を侵さんとするの企ありとの風説を聞き、之を在倫敦の佛國公使ギース伯に告げたから、ギース伯は、即時一七七六年（安永五年）之を本國の外相「ウエジャンヌ伯に飛報した。同伯は露國の東洋經略に注目しつゝ、ある際であつたから、直ちに各方面に訓令して、事の真相を調査せしめた。元來露國の日本侵略に就ては、何等取り留めたる證據は無かつたが、此の風説の源は、倫敦の露國公使館員でありと云ひ。且つエカテリナ女帝の即位以來、露國の東方經路が、漸次活氣を帯び來れる事實に徴し、早晚其の野心が、日本に向つて働き掛けらる可きを慮り、種々對策を講じた。

而して在倫敦の佛國公使ギース伯は、宜しくペニョーヴスキーを日本に派遣し、

英露兩國の計畫を阻止す可しと云ひ、その爲めには、クックに匹敵する大航海士、即ち佛人にして世界を周航したる冒險者、ブーガンイルを遠航隊の首領とし、急航してマダガスカルに至らしめ、此處にてペニョーヴスキーを伴ひ、共に日本に赴き、陽に平和の探検を標榜しながら、陰に日本に武器を與へ、英露の侵略に對抗せしむ可しとの意見であつた。

### 【三八】 所謂るハンベンゴロ

佛國憂慮  
亦當然

事實歴々

當時佛國政府が、英露兩國の野心を、日本に向つて逞うせんとするを慮りたるは、殊に露國の野心に就ては、多少の理由がある。それは西伯利の要所に學校を建て、日本語を研究せしめ、又た千島列島を經略して、日本領の擇捉より蝦夷本島を窺ひ、通商や、侵略や、あらゆる方便を用



彼の密告

ひたる事實があるからだ。而して更らに有力なる資料は、前掲(參照三七)の東察加の亡命者ベニヨヴスキーが、東察加に於て、露國の野心に關する記録類を、實見したと云ふ事だ。彼は固より罪人ではあつたが、然も徒黨を作りて、ホリシエレーツクを占領し、官府の財物を掠めたる者なれば、其の秘密文書を緝閱するが如きは、決して不可能の事ではあるまい。彼は其の逃亡して、長途の航海に疲れ、物資に窮し、救を我が沿岸に訴へ來りたる際、書を長崎なる和蘭の甲比丹に與へて、露國の日本經略を、左の如く密告してゐる。此れは一七七一年(明和八年)七月二十日の日附だ。

密告本文

長崎に至り、阿蘭陀國より左越居候頭役之人え  
 數日之難風に逢、海上をへ凌罷在候内、再び日本之地え漂流いたし、懇切之蔭を以、御國之御救を得申候。然共面會を不レ得事、甚不幸之至りに候。茲に一書を以、信を明し候は、我今年ガリヨット船二艘、フレガット一艘、カムシカツテカより、ルス國の命を請、要害の爲、日本國の筋を乗

廻り看、又一所に集り候筈に候。必定考候は、來歲に至り而者、松前の地、其外近所の島々え手を入候事も相聞候。此等の地は、赤道已北四十一度三十八分の測量を得候也。隨てカムシカツテカの近所クルリスと申候島へ岩を築き、武器等を込置候。件の次第、ホーゴエーデレンスえ對し、聊か不三隱置一告知せ度候得共、如レ斯書を通じ候事、元來嚴敷ルス國の族等禁申候。今爰に信を盡し候儀を以、朋友にも被レ比候儀希候。且エロロツバの人物に候故之事に候。私に云、其邦より船を被ニ出置、其害を防ぎ給へかすと、謹で告報候。

千七百七十一年ユークイ廿日ウシマ(琉球大島)に於て

パロン・モリツ・アラアタル・ハン・ペンゴロウ

彼の日本交易意見

此れはベニヨヴスキーが、和蘭人に告知したるを、和蘭人から幕府へ轉報したるものだ。ベニヨヴスキーが、佛國政府に報告したる書中には、日本人民と交通を開くは、必ずしも難事ではない。臺灣、大島、國後の如く、日本に接



近したる地に、居留地を設くるは容易だ。己れは現に大島の住民から、同地に赴くの免許状を受け居れば、再び同地に赴く際には、之を利用する事が出来る。と云うてゐる。而して其の紀行中には、大島住民と結びたる條約文さへ掲げてゐる。此の大島は云ふ迄もなく、薩摩附近の大島だ。

ハンペン

抑もフォン・ベニョーヴスキーを、和蘭語にて發音すれば、フアン・ベンゴツスキーとなる。されば、邦人が彼を稱して、ハンペンゴロと云うたのは、その轉訛だ。

加模西葛  
杜加記所

尙ほ天明三年正月附の寫本なる、工藤平助の著書『加模西葛杜加記』には、斯く記してゐる。

一 長崎人の物語を聞に、明和八年卯年異國船漂流とて、奥州の海をのり、上總の鼻に漂著し、夫より阿波の沖にかゝり、書簡を、長崎にかゝり居るおらんだ人に贈りたり。國名を尋ねれば、カムサスカ。船中の主人は、マウリツ・アラダール・ハン・ペンゴロと答ふ。書簡は江戸へ達し、公義より長崎へ

遣はされ、おらんだ人え御波の砌、御尋ありて、おらんだ通詞、右のわけ書を奉る。其文通の譯は、ハンペンゴロはドイツ國の人也。ドイツといふは、オランダの種類也。先年モスコピヤと合戦に及、擒と成て都合五十餘人、カムサスカへ流人と成、折を伺、此度船をぬすみて、東海を乗り、本國に歸らんとして、思はず日本に漂流す。然るに阿波の太守の御惠によりて、生命全きとを得たり。其厚恩を思ふにより、ヲランダ人に達して、此趣を日本へ事達し、謝禮を述べくれよと頼みたるよし。

邊要分界  
圖考所記

とある。此書は宛もベニョーヴスキー、即ちハンペンゴロの日本漂著より十二年後に出来たものだ。又た近藤守重は、此事に就て、斯く記した。明和八年阿波の海岸え異國船漂著し、其後琉球大島えその船著岸して、同所より長崎在留紅毛加比丹え書を送る。蓋し阿波の太守薪水を賜ふの恩義を謝し、且松前蝦夷地よりカムサスカ迄の要害、油斷すべからざることを告越せし也。(邊要分界圖考)



事實其儘の報告

と、何れにしても彼の警告は、決して日本人を恫喝する爲めでなく、寧ろ其の將さに來らんとする事實を、其儘に報道したるものであつたと見て、差支あるまじ。

ハンペンゴロの密訴

ハンペンゴロ

銀鑛探掘を命ぜらる

パセロフと出船

明和八辛卯年月日を阿波國へ漂着し、其後又薩摩の大島へ漂着して、皇國の恩義に感じ、數通の書を捧て密事を告たりしハンペンゴロといふ異國人あり。此ハンペンゴロは元來ポリシヤといふ國の産なるが、頓悟にして卓量ありし豪傑なりとて、其國の魯西亞と合戦有りしとき、軍の大將たりしが、ポリシヤ勢戦ひ疲れて虜となり、カムサスカとヲホツカとの間の濱邊にセレボレスコイ(このセレボレスコイといへるはカムサスカよりヲホツカへ至る入灣の止りにして銀山なり。銀をセレフロといへば、銀ある所といふ義なり)といふ處へ開業を命じて左遷せられ、名もアウスといひけりとぞ。爰にイツコイゴロフ、パセロフといふ貳人の有司、魯西亞本國への貢物を積み大船に乗て此處へ來りければ、アウスいわく、我願くは蝦夷前より日本の東海を廻り南洋に出で本國に歸らんと志したりしに、今こそ時を得たりとて、狼藉に其船を奪て開帆せんとす。イツコイゴロフ大にこれを制すれど、パセロフは蝦夷諸島を経て日本の東海を廻ること我が望む所なりとて共に船を出し、南方に針路を求めて開帆せしが、シモシリ島はよき港なれば爰に船繋薪水を取り既に出帆せ

阿波海岸に著

んとするに、イツコイゴロフは更にうけがわす、こゝにおゐてアウス大に打擲して砂濱に棄開帆す。(註略)イツコイゴロフはシモシリ島土人の介抱に逢ひ本國へ歸り此よしをいふければ、魯西亞國王其志の堅きを賞しけるとぞ。扱又パセロフはアウスと共に日本の屬領蝦夷地より東海を廻りて、海路里程地理を見探、最上氏云、明和八卯年異國船奥洲灘を涉海上總の鼻を漂流して、阿波の國へ著したりといふ説あり。此船の涉海せしと思はるゝなり。四國の阿波の海濱へ船繋して漂著のさまにもてなし、糶錫き困窮のよしをいひて、國主へ撫恤を乞ふ。阿波の國にては誠の漂船なりとして、國主より糶米薪水を賜りければ、好風を待て出帆しける。是はパセロフが心にて、實は此海邊を探索し、地風をも見んとてのことなりけるなり。(註略)然るにアウスは深く阿波の國主の恩義を感じ、赤夷の皇國をうかがひ奉ることを、長崎に詰合紅毛甲比丹へ告る書を殘して開帆せり。(秋盤事略)



### 第八章 中央と地方

#### 【三九】 封建制度の功德 (一)

紀綱紊亂の極

田沼時代は、幕府紀綱の最も紊亂したる頂上であつた。天下の志士の中には、幕政の前途も、知る可きのみと嘆せしめたる者さへ、生ずるに至つた。而して其中の高山正之の如きは、此れを好機として、若し幕政顛覆と云ふ能はずんば、少くとも王政復古の端緒を啓かんと努力したる程であつた。而して如何に當時の土風が頹廢し、士氣が銷磨したるかは、固より想像に餘りあつた。

徳川氏の封建制度

然も吾人は斯る場合に於て、封建制度の功德を、識認せざるを得ない。固より徳川氏の封建制度は、其名を封建にして、其實を中央集權にしたるものであつた。參勤交代の如きは、則ち其の著名なる一例だ。併し詳かに其の仕組を察すれば、徳川氏の封建制度は、頗る複雑してゐる。第一は將軍直轄の領地だ。

全くの中央集權

第二は皇室を首として、公家及び寺社領だ。第三は譜代諸大名の領地だ。第四は萬石以下旗本諸士の領地だ。第五は外様諸大名の領地だ。

徳川幕府の政治は、政治上に於ては、全く中央集權であつた。所謂譜代は勿論、外様大名でも、中央の主權者に貢を献げて、事實上に於ては、獨立すると云ふが如き、手輕きものではなかつた。彼等は其の一舉手一投足も、幕府の監視の下に立つてゐた。彼等は世襲であるに拘はらず、其の相續に際しては、必ず幕府の允許を経ねばならなかつた。云はゞ堂々たる國大名も、其の領地内の民人に對しては、殆んど絶對無限の權力を有したるに拘らず、幕府に對しては、甚だ慘なものであつた。彼等に對する生殺與奪の權は、固より中央政府たる幕府に在つた。

諸大名の自治權

されど譜代及び外様大名は、其の領内に於ては、若干の自治權を有してゐた。而してそれが國大名に於て、然も其の國大名中の重なる者に於て、最も多かつた。彼等は日本の天下が關原役以後、全く徳川氏の藥籠中に入り、大阪役以後、



列藩相互牽制策

奈く徳川氏の掌上に措かれたるに拘はらず、尙ほ元龜天正、群雄對峙の時代の氣風を持續した。彼等は隣國を以て、必ずしも敵と見ざる迄も、何時にても敵となり得べきものとして之を待たつた。我が彼を待つ此の如くなれば、彼の我を待つ亦た此の如くなる可きは、固より當然だ。

徳川幕府は、此の氣風の一掃を好むよりも、寧ろ此の氣風の扶植を欲した。徳川氏の諸藩配置の目的は、互ひに相牽制せしむるにありて、相協同せしむるにあらなかつた。されば群藩が互ひに敵愾心を持して、對峙するや、幕府は寧ろ陰に之を獎勵し、助長するの趣きがあつた。

乃ち大阪の如き、京都の如き、長崎の如き、幕府直轄の都市の如きも、其の土地相應の自治權を認めてゐた。彼等は必ずしも自由都市と云ふ可き程ではなかつた。例せば、足利末期の堺の如く、兵權さへも自から持つてゐたと云ふ程ではなかつた。彼等は固より幕府より派遣せられたる、町奉行の支配下にあつた。されど彼等は其の支配下に於て、歴史的に傳來し、且つ發達し來れる自治の制

直轄都市の自治權

各特殊の風を生ず

度を持つてゐた。而して幕府も亦た時に煩苛なる法令を出して、種々の取締をなしたるに拘らず、概して其の自治に一任した。

此の如くして各藩には、自から藩風を生じ、各都市には、自から各都市風を生じた。大阪には大阪風あり、京都には京都風あり、長崎には長崎風あり。薩摩には鹿兒島風あり、仙臺には仙臺風あり、加賀には金澤風あり、肥後には熊本風あり、長州には萩風ありと云ふが如く、日本國中に、各種各般の風土的氣分を出來せしめた。

中央の府及全國に及ばず

斯る次第なれば、如何に中央政府が腐敗したればとて、將た中央の士風が頹廢したればとて、之を一掃的に、日本全國に推し及ぼす譯には參らなかつた。されば田沼時代と前後して、尙ほ諸國主、諸城主の中には、幾許の地方的明君なるものを生ずるを得た。例せば、紀州に於ける徳川治貞の如き、熊本に於ける細川重賢の如き、而して少しく降りて、米澤侯上杉治憲の如き、白河侯松平定信の如きが、其の標本とも云ふ可きであらう。



【四〇】封建制度の功德 (二)

地方は猶剛健

徳川幕府時代に於ける、各藩、各地方の割據の遺風を持續したる結果、所謂各藩の藩風なるものを生じ、その各藩の云はゞ個性なるものを生じたとは、既記の通りだ。「參照 三九」その結果、中央の惡風が、一掃的に全國に波及するを防止した。されば中央にては、殆んど賄賂公行し、士氣頹廢し、社會は腐敗、爛潰の極に達しつつも、地方の或る部分に於ては、質實、剛健、士氣を砥礪し、武士の黄金時代を出し、若しくは勤儉、力行、農政の完美に庶幾き迄、進捗せられたるものを見出した。

宛然不寢如設置の

此の如く割據の風は、消極的には、中央に於ける惡風の防止者となり、積極的には、各地に於ける獨自一己の氣風の養成者となつた。而して日本の社會全體から大觀すれば、宛も寢ずの番を設けたる如く、一方では安眠する者あるも、他方では目を醒してゐる者があり。爲めに社會の元氣を、少くとも或る局部に

其實一種治の各藩自

勝手の改易を得ず

於て、恒に維持するを得るに至つた。果して然らば、封建割據の餘弊のみを咎めて、其の利益を忘却するは、決して平允の觀察ではない。封建割據と云へば、如何にも面白くなき言葉なれども、其實は一種の各藩自治であつた。徳川氏は、其の各藩主の將軍に對する服従を、殆んど絶對的に要求したが。然も彼等が領地内に於ける政治は、其の中央の施政に妨げなき限りは、之を各藩の自治に一任した。而して如何に中央政府たる幕府が、無比の權力を、全國に及ぼすも、各藩主を、勝手に任免する譯には參らなかつた。固より或は削封、或は轉封、或は其の領地全部を收公し、其の家を廢絶するの權力を有したるも。そはそれ丈の理由、若しくは事情ある場合の事にして、平時に於て、平常に於て、其の權力を行使する譯には參らなかつた。要するに各藩主や、家老、其他の役人は、各藩銘々の仕來りを受け續ぐものにして、幕府が其の公領の奉行や代官を、任免するものとは、同一に見る可きものでは無かつた。而して三百年間に於ける、日本の元氣は、實に此の日本を、



但し相對  
的地方性

三百餘個に分割し、その分内に於ける自治制度の中に、維持せられたのだ。固より江戸の悪風が、絶對的に、各藩に及ばなかつたと云ふではない。中央が腐敗すれば、その腐敗が、各地方に宣傳せられたのは、當然であり、必然である。但だそれが一掃的に然せなかつたと云ふ丈だ。云はゞ風は吹いたが、その風をも、防風林にて、若干遮り止めたと云ふに過ぎない。されどそれだけに

鎖國單調  
を破れる  
割據

ても、効能は著明だ。若し日本が、外に對しては全く鎖國であり、中に於ては全く中央集權で、非地方自治であつたならば、徳川三百年は、如何なる効果を、今日に及ぼしたのであらう乎。吾人は封建割據を、決して總體的に驅逐するものではない。されど鎖國の日本が、聊かなりとも、其の單調を免れたるを得たるは、畢竟割據の遺風の賜と云はねばなるまい。或る意味に於ては、國中に國を設け、其の各藩相互の關係が、幾許か列國對峙の趣を呈した。乃ち微は微でも、稍々日本を世界とし、各藩を列國とし、國內に於て、國際政治らしき體を備へ來つたのは、

割據各個  
の性格を  
作る

割據缺點  
補足

所謂の或者は皆無に優ると云はねばなるまい。各藩の關係は、或る藩と或る藩とは、殆んど没交渉だ。但だ其の接壤地、若しくは近接地に於て、多少の交渉はあつた。然も割據の利益は、交渉よりも、各藩各個が、一種の國民的學校として、其の各個の性格を陶冶し、氣質を鍛錬したるとだ。今日の日本人には、固より日本人としての通有性を、何れも濃厚に持つてゐる。されど他方には、何れも其の地方的氣質の若干を帯びてゐる。日本人が餘りに單調でない理由の一は、最近三百年に於ける、封建割據の賜でないこと、誰か斷言し得るものぞ。然も、此の割據より生じ來れる、孤獨、分離、反目、嫉視等、あらゆる缺點を救ひ、眞に各地各藩人をして、日本人たらしめたるは何故ぞ。それは皇室に對する日本國民の、傳統的忠愛の精神あるが爲めだ。繰り返して言ふ、吾人は決して徳川氏の所謂封建制度に謳歌するものではない。されど其の制度が、如何に我が國民性に、反應を及ぼしたるかは、決して之を無視す可きではあるまい。



【四一】才能出身の方便

明君は何れも養子

養子多くは賢

田沼の時代に於ける、若しくはその時代を中心として、其の前後に於ける、當時の所謂明君なるものが、何れも養子であつたとは、尤も注目すべき一だ。細川重賢は、宣紀の子にして、宗孝の弟だ。紀州の徳川治貞は、宗直の次男だ。米澤の上杉治憲は、日向の秋月家からの養子だ。白川侯松平定信は、田安宗武の子だ。而して彼等は何れも總領ではなかつた。封建世襲の時代に於ては、動もすれば、庸愚上にあり、賢才下に在るの憂を免れず。然もそれを聊かながらも濟ふものは、養子の制あるのみだ。養子必ずしも賢才と限らない。されど養子となる程の者は、概ね賢才が擇まる、傾きがあり、又た養子となつた者は、其の位置の變化に適應す可く、自から努力して、賢才となる者が、少くない。此れは上は將軍より、下は普通の侍に至る迄、概して其の通りである。例せば、

代中の明君

小身者拔擢

世祿者立身亦下流よりす

ば、徳川十五代中に於て、初期の三代を除き、苟も賢君、若しくは英君、然らざるも凡主にあらざる、五代綱吉、六代家宣、八代吉宗、十一代家齊、十五代慶喜の如き、皆な其通りである。十四代家茂の、紀州家より入りて、宗家を紹ぎたる如きは、故らに政策上擁立せられたるものにして、固より此の限りではない。されど又た決して、暗君と云ふ可き程ではなかつた。封建時代に於て、養子以外に、才能ある者の其力を用ひるを得たるは、何れも小身者の拔擢であつた。例せば、綱吉時代の柳澤吉保、家宣時代の間部詮房、家重時代の末期から、家治の時代を通じての田沼意次、何れも其の適例だ。彼等は人主と特別の關係ありて、それぞれ引き上げられたものだ。柳澤にせよ、間部にせよ、田沼にせよ、何れも他の生れながらの大名に比すれば、其の世務に通曉し、役目に堪能であつたとは、争はれない。此れは決して中央政府たる將軍の身邊のみに限らない。各藩に於ても、亦た同様だ。固より世祿の者にも、往々英俊の者も出で來つたが、概して言へば、下流より拔擢せられたる者が多



脇坂淡路守

贈賄亦た立身手段

數であつた。されば苟も志ある者の中には、君主の眷寵を得て、一身の出世を謀らんとしたる者出で來つたとは、固より云ふ迄もない。例せば、十一代家齊時代に於て、寺社奉行となりたる脇坂淡路守の如き、其の一人だ。

淡州元來外様客位の家にして、徳川氏臣下譜代の者に非らざりしが、貴族を甘んじて、閑散に在るを喜ばず。世に用られて、抱負する所を伸べんと欲し、自ら貶して、譜代家臣の列に入り、奉職せんと思ひ立られたれば、衆侯伯と異なるを標せんとて、時様に倣ひ、奴鬘を作り、従て衣服の制度も、一種鮮麗なるを着せられしに。固より眉目秀明にして、加ふるに被服又此に適ふを以て、人皆目を屬したりしかば、果して將軍の物色する所となり、窃に其内志を搜りて、功名の念あるを知り、終に格を破りて、寺社奉行に任じたりしは、公(脇坂淡路守)が年廿三四、或は六七歳の頃なるべし。(須鹿遺稿)

ど封建世襲の世の中に於ては、時としては此れが一種の安全瓣ともなり、又た調節機關ともなつた。

贈賄の二種

賄賂専門は不可

藤山東湖の隨筆に曰く、  
矢部余に謂て曰、某は元來三百俵の御番士より斯まで立身したるは、才力にあらず、皆賄賂を以て致したる事にて、大方の嘲りもあらんと思ふなりと語れる風情、さすがに取飾なし。且は英雄の氣象ありける故、彪(東湖)答へけるは、賄賂を以て、出身するは、元より譽むべきにあらざれども、爰に一つの説あり。全く自家の腹を食ひ、富貴逸樂を希はんとて、賄賂を行ふもあり。又恬淡無爲にせば、終身無力のみならず、上の爲に心力を盡すこともなし得ず。さらば少く道を枉て、當路に出で、國家の爲に力を盡し、名をも後世に揚げまほしきとて、自ら進で求人もあるべし。此二人は跡同ふして、意異なりと云べしと申ければ、矢部も欣然として悦びけり。



し、此れが田沼時代の如く、賄賂専門となりては、實に腐敗の極と云はねばならぬ。

守宮黒焼の時世

斯主にし  
て斯家來

世に守宮黒焼を媚藥に用ふること人の知る所なり。嘗て田沼氏閣老のとき其區の井上伊織家三浦莊司、黒澤一郎右衛門人杯云しは何れも世に時めきし者にして高下皆これに就て阿諛し同じく雲座の梯路とせしなり。この黒澤と云しはその始め主人の氣に入らず、夫ゆゑ人も思ひつかで有るを殊に患て或日かの黒焼を求めて密に主人にふりかけたるが、其驗にや、是より氣に入りて世の人も黒澤に憑て媚る者多く、己れも徳つきて仕合せ直り、然後は時々左右に昵近すれば、或日此事を主人に語りけるに主人も咲ひしとなり。その時世と云、その事と云、よく似合たるならずや。(甲子夜話)

(載所墨遺考流) 蹟筆就重利毛

住  
松の  
馬橋  
春

細川重賢筆蹟 (同右)

世に守宮黒焼の媚藥に用ふること人の知る所なり



## 第九章 肥後藩の財政刷新

### 【四二】 細川重賢の襲封

襲封理由

兄弟孝刺

人違ひの被害

今茲に熊本藩主細川重賢に就て語るに際して、彼は如何にして、其の兄の封を襲ぐに至つたかの事由を、叙する必要がある。延享四年八月十五日、月並の拜賀の日であつたから、何れも登城し、肥後國主細川宗孝も亦た然かして、辰の時（午前八時）頃、大廣間の厠に至つたが、後より何者とも知れず、差添もて切りつけた。此れが爲めに殿中は、大騷擾となつた。斯くて來合せし醫師共をして、宗孝を治療せしめた。而して其の加害者を搜索したるが、大廣間の厠の中に、寄合板倉修理勝該の窃み居たるを見出した。彼は何故に宗孝を害したるか。そは彼平生狂癪の疾あり、宗家の板倉佐渡守勝清の謀ひにて、彼を致仕せしめ、勝清の庶子をして、



其家を繼がしめんと企てたことを聞き付け、其恨を報いんとしたが、細川宗孝の家の紋が、勝清の家の紋に似かよひたるを見誤りて、遂ひに此に至つたものと云ふ。

被害後の措置

彼宗孝は、事實殿中にて、痛手の爲めに死した。然も奥醫武田叔庵、外科醫西玄哲に療治の事を命じ、人參湯を賜ひ、湯漬の飯を下され、其の家人二人を殿中に召して、参侍せしめられた。此れは九代將軍家重の時代であつたが、八代將軍吉宗は、大御所として、尙ほ西城に在つた。

大御所吉宗機宜の處置

公その頃、大御所と稱し奉りて西城におはしけるが、このよし聞し召れ、細川はまだ存命なるべし、早く粥を與へよと仰あり。はや息絶待ると申せども、聞も入給はず、猶とくくと仰あれば、已む事を得ず、宿老より令を傳へ、越中守に粥を賜るよし申くだしければ、御所にあり合輩は更らなり、諸家の従者までも、これをきき、さては疵被りしは細川にて、然も死せしにはあらざりけりと、皆な心おちるて、なりをしづめけるとなん。後二日を

隔て、越中守らせぬる由うたへければ、修理には死を賜ひ、采邑を没入せられ、越中守には、かたの如く、香火の奠など賜はりて、萬ねもごろにもてなされ、其弟主馬紀雄(即ち重賢)に家つがせらる。斯りしかば、細川家の者共、深く御惠をかしこみ奉り、誰をあたと怨む可き人もなく、忽にしづまりぬ。(有徳院殿御實紀附録)

幕使存問

尙ほ當日は、殿中迄輜かき入、宗孝を其邸に送り還らしめ、永井伊賀守直陳を遣はして、御たづねの仰を傳へ、次日には堀田相模守正亮を遣はし、さきに其弟主馬(重賢)を假養子に聞え上げ置あれば、繼嗣の事は、心安かる可く、徐ろに養生せよとの命を傳へしめた。而して十七日に至りて、其喪を發し、廿日に至りて、奏者番金森兵部少將賴錦を使として、香銀五十枚を賜はつた。

重賢襲封

而して十月四日に至りて、主馬に亡兄の遺領肥後國並に豊後の内三郡、五十四萬石を相續せしめた。而して十一月廿八日、先例によりて、城中にて元服を命せられ、黒書院にて、將軍に拜謁し、從四位下に叙し、侍從に任せられ、將軍の



重賢部屋  
住時代の  
生活

偏諱を賜はりて、越中守重賢と改稱した。時に二十八歳であつた。當時中央政府たる、幕府の財政も、頗る困難であつたが、肥後細川家も亦た諸藩の例に漏れず、否なより甚だしく困難であつた。されば彼が部屋住にて在つた頃は、頗る其の生活も惨めであつた。

君未だ御部屋住にて、被爲入候時分、内山又助御傍に久敷勤居りけるに、或時君御意被遊候は、汝は年久しく精勤致故、何かとらせたく思ひ心を配れども、心に任せず。此に袴一具はあれども、之をやれば、後は白衣にて暮すより外なし。と被仰ければ、又助は感涙を流し、實に御品を頂戴致したるよりも、難有段を、御禮申上退出しぬ。(銀臺拾遺)

羽織の質

彼は自から蚊帳の破れを、糸もて補綴した。彼は江戸田町の別邸に水泳に赴きつゝ、其の濡れたる下帯を、日に曝し、其の乾くを待つて之を著けた。或は所用品購求の料に窮して、其の羽織を質入したることさへあつた。彼が襲封の後、其の家老等にその質札を示したるに、何れも之を知らず、只だ堀平太左衛門

一人之を知りて、然も如何にして斯る物を所持し給ふやと、驚き訝つたと云ふ。彼は寒夜讀書の際に、邸外に寒念佛の聲を聞き、かくてこそ春に逢ふべし寒念佛の一句を吟出した。而して彼も亦た端なく春に遇うた。

【四三】一藩の財政窮迫

細川氏の  
財政困難

如何に當時の熊本藩が、財政困難であつたかは、町人考見録の著者三井高房が、細川氏を以て、借金踏み倒しの随一としたるを見ても判知る。されば細川氏は、當時の大阪商人より危険視せられ、忌避せられ、何れも取り合はざる程となつたのも、是非なき次第だ。

重賢の初  
入國

重賢は襲封の翌年、即ち寛延元年四月十八日江戸を發し、五月廿七日熊本に



著した。彼は老臣等が花畑邸に迎へたる際、禮拜の狀疎略なるを咎め、駕を留め、何れも主人に對し、禮儀の仕様知らぬと覺ゆ、今一應仕直せよと云ひ、彼等が恐懼狼狽、低頭地に伏せん許りに改め禮したるを見て、かくてこそ然る可しと言ひ棄て、玄關に上り、一門の長岡内膳を顧み、之を持てよと、其の佩刀を渡し、其儘奥に入つた。斯くて彼は、當面一拶、以て老臣等の氣膽を挫いた。

重賢自筆の調書

第一言路

彼が同年十二月、自筆もて發したる五條の訓諭を見れば、宛も當時熊本藩の内外表裏を、描き出したる趣きがある。

一條 諸事清廉に取計可申段は、先代よりの趣之事候。然處近年ま、不直の輩も有之、難ニ差通一に付、其段申附候。此儀人の選みよろしからざるは、我等不肯に候哉、又は役所之依怙最肩より之申立により候哉、正道を失ひたると存候。兎角私慾の筋專にて、申付置きたる筋道違ひ候故、末方之者及迷惑候得共、末方之者は、役頭を恐れ、無ニ是非、

第二諸士困窮救済

第三家作屋敷の注意文

不訴出候付、第一我等爲に相成不候。依之此以後輕輩たりとも志有之者は、其人の高下によらず、支配くまで存寄り封印を用ひ、差出可申候。國政之儀は、我等存念斗にても不三相行候。貴賤一和をもつて治國に至候儀に候、何れも可三相考事。

此れは上下一致、言路洞開の意味だ。又第二條には、當時國內一統困窮の由、其源由を尋ぬるに、諸士は數年の上知、百姓は先納、課役、又は在役人共へ無益の物入等多く、町人は度々懸り物にて、費も有之の故なるべし。何卒少しなりとも甘ぐやうに遣し度、役人共にも精々申聞くと雖ども、連々の差支にて、手取米等寛るめ申儀難叶、小身の者別て困窮に及可申、依之輕さ者より先づ救立可申。

如何に財政窮迫の結果、上は士より、輕輩、百姓、町人に至る迄、疾苦に陥れつ、あつたか、此にて想像せらるる。

三條 右の通り小給の折節ながら、家作、屋敷廻等、願くは取荒し申さ



ず、時節直るまで、可なりに取續申べし。且又困窮の内にも、文武の心懸は、忘却す可らず。

如何にも正直なる、飾らざる、眞率なる申分である。

四條 諸目附、横目役の者共、當り障りを存するか、又は勤を怠るか、兎角事實を申出でず。當時の心得にては、我等の爲にならず。此以後屹度心を附け、何事も有體に申聞べし。外に聞届けたる筋もあれば、追ての様子に應じ、越度申附べし。

此れは監察官をして、其の職務を厲行せしむる爲め。

五條 右の條々、今年始めて入國の儀に付、心得に相示す。我意を立て、權を争ひ、功を奪ふ、尤未練の至なり。支配方有之面々は、此の節別て心遣致し、家中無異儀一押移るやうに致度、何れも怠る事勿れ。

如何にも尤の次第だ。

要するに當時の根本的困難は、財政の窮迫であつた。中央政府に於ては、五代

自附横目  
役への訓

結語

根本的困  
難

江戸参勤  
手方就き勝  
論

綱吉以來、恒に此れに苦んだ。而して其の當座凌ぎは、何れも惡貨鑄造であつた。然も諸藩に於ては、斯る方便は無かつた。薩摩などは、琉球を所屬地として、所有したるが爲め、種々の便宜も出で來つたが、熊本藩の如きは、自力に頼るの外は無かつた。されば寛延二年二月、重賢が熊本を發して、江戸に参勤するに際し、勝手掛に向つて、左の訓諭を發した。

勝手向油斷なく申談すべし。當時の有様にては、事により公邊の務も差支へ申べさかと心遣ひ致し、且つ家中の者共、難儀至極の様子に相聞え、苦惱の至なり。勝手方に掛る者共は、輕き役人までも、朝暮此旨を以て、一統に心を合せ、精力を盡し、相勤め申べし。

在中近年、殊の外零落の由、成丈け委しく心を付、救立、村々成立やうに、取計申すべし。

勝手方に懸る役人共、勤方善惡の儀、明白に申達すべし。如何にも彼が財政の整理、上下の窮迫を救濟せんとする、誠意の發露したるを



見る可きものがある。

【四四】 財政窮迫の現状

扶持方滞り

當時如何に細川氏の財政困難であつたかは、重賢の父、宣紀の時に於て、其の臣下に與ふ可き扶持方の滞り勝であつたとで判知る。

木村半平は、靈雲院(宣紀)様御代御家老職、定府、下を憐み上下共に思付居申候し、御用人神谷矢柄甚出頭にて、我意の働も有之、半平にも心外の事共有之、御役御断申候。其節定府の者、末々方までも甚力を落候。自身にも、御役除候はゞ、定府は御渡方も往々無之様に相成、難儀可致と申候由。果して四五月の比退役、其年の八九月の比より、御扶持方滞り候様相成、行々其年御損耗も多く有之、夫より段々不渡に成候事。

不渡十七年間

山田友賀の山田友賀

重賢の位

重賢の位

重賢の位

重賢の位

重賢の位

重賢の位

重賢の位

重賢の位

重賢の位

重賢の位

重賢の位

重賢の位

重賢の位

十七ヶ年の間の由。一統に御救願等致候へば、御侍中最初は銀廿九位相願、後は十四五、夫より十、又七、後々は一、五分宛に相成候。其頃の相場、一、五分にて六十八文も有之候由。

何れも一統の困窮の内、御茶道山田友賀杯は、二、三度も出奔可致と、聖坂下當り迄出浮候を、十人横目など承り付、追懸け押留めて、老母も有之候を捨置き、何方へ參候ぞと申候へば、老母有之故出奔致候。其譯は如何様にも、取績成不申、母を目前に見殺し候に忍び難く、附從居候て見殺せんよりはと存、退身致候由申候を、御役人も色々申な

だめ連歸候由。(閑餘漫録)

斯る次第にて、それより宣紀の子宗孝の時代も、其儘の趨勢であつた。然も宗孝の遭難(參照 四二)によりて、其の弟として、後を襲いだる重賢が、如何に困難の位地に立たねばならなかつたかは、以て知る可し。

一 御勘定御仕組は、御參勤御用銀を始、月次御用銀上々様御分料、定府物



鴻池家の藏本斷り

成等、御國よりも差向に相成、大坂、江戸御用達よりも差出候處、綱利様御代より、御勝手向、御差詰に相成、大坂、江戸御用達共、宗孝公御末年に至り出銀不仕、御國よりも御仕向出來兼。第一大坂御藏本、鴻池善左衛門御用難ニ相勤一段御斷申出候に付、御勝手向甚御差支に相成、平太左衛門殿(堀勝名)大御奉行に仰付られ候て、暫も其分に不ニ相濟一事に付、早速大坂に罷登られ、鴻池方へ何卒不ニ相替御藏本を受合吳候様、相頼申され候へども、御受不ニ申上候間、報恩寺の僧大觀、才力も有之、在坂の節、彼方寄倚の由、兼て聞及れ候に付、急に呼上され、此手筋より段々説付に相成候處、亡父より遺戒有之由にて、一切御受不ニ申上。此力にては、彼方隨一の手代鴻池伊助と申候者、並々御用相勤可申段、漸く御請申上候へども、御藏本の儀、御受不ニ申上候。

是によりて、御出入の町人へ、段々此儀を相談致され候處、鴻池方へ御不答の御様子に致ニ恐怖、大坂中に我れ御藏本を相勤可申と申候者無之

皆鴻池に倣ふ

長田作兵衛

候

時に長田作兵衛先祖作兵衛と申候者、中古よりの豪家にて、古來の町人よりは、同席致さぬ程の者にて有之候が、大膽の男にて、此都會に立候て、家を興し申には、大名を後立に持不申候ては、相立不申候間、此節登坂に相成候家老の器量次第にては、自身藏本を受合可申と致二分別、則平太左衛門殿許へ申出、對面を相願申候に付、直様對面致され、御勝手向仕組の義を談合に及、一夕に説伏せ申され候へば、作兵衛大に喜候て、上に重賢公在せられ、下に此大夫居られ候へば、事を俱にして、我家を興し可申事、此時に有之と決斷致候て、永代食貨の權を御取らせ成され候は、仰付られ次第、所持仕候處の金子を、悉く振出、差はまり御用相勤可申段申出候に付、平太左衛門殿誓言を立られ、永代相違有之まじく段申聞られ、談合即座に決著致候。

此の如く細川家は、其の藏本たりし鴻池よりは勿論、其他大阪に於ける大商人

作兵衛の御用請合

漸く活路を得



から、何れも忌避せられ、堀勝名の力にて、漸く長田作兵衛を説得し、其の活路を見出すに至つた。

【四五】 細川重賢と堀勝名

財政立直

窮すれば通ず。細川氏の財政も、窮迫の極度に陥りて、却て上に細川重賢あり、下に堀平太左衛門勝名ありて、全く立て直された。而して單に一時の難關を切り抜けたのみでなく、後世に至る迄、其の健全、堅實なる基礎を築き成した。然も是れ畢竟、君臣際會の致す所と云はねばならぬ。

重賢の精

一 寶曆御改革の時は、君自ら御精魂を被盡候事、三箇年（一本十三箇年に作る）の間の事にて、其の間は晝夜の差別なく、御机にかゝらせられて、御枕をも安く被遊ざりしとなり。其内御一存にて、御決せられがたき事は、翌日

忘情寢を

を御待不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遊、夜ともいはず、御役人を召れて、御相談ありしとなり。或時夜半頃に、俄に蒲池喜左衛門を召れるに、急ぎ御殿に罷出ける。折節夏の頃にて、君には御蚊帳に被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>入て、御机の傍に、御座被<sub>レ</sub>遊、喜左衛門を御傍近く被<sub>レ</sub>召ければ、喜左衛門は御蚊帳の外にひかへ居けるに、此蚊帳の内に入る可きよし、御意被<sub>レ</sub>遊けれども、喜左衛門は恐多くて、御意は千萬難<sub>レ</sub>有奉<sub>レ</sub>存候得共、此儀は幾重にも御免被<sub>レ</sub>遊被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>べき旨を、申上ければ、君の仰には、汝も人じやもの、蚊に喰はれてよきものか、汝が心をおきては、吾も心をおきて、相談はならぬと云物なり。心障りなくてこそよき分別もつく物なれ、是非くと仰ありければ、夫にては、御辭退申上るは、返<sub>レ</sub>て畏多しとて、御蚊帳に入りて、さまざまの御相談申けるとなり。偕東じらみにもならば、然らば退出致さんと申ければ、これにて心おちつきたり。氣にかゝりて、眠らざりしに、是よりは心安く眠るべしと被<sub>レ</sub>仰さ。斯る事時夜數有りしとなり。（銀臺拾遺）



實臣類勝

如何に重賢が、勵精治を圖つたかは、此にて知る可しだ。然も彼の政治が、幕府の懷蕩の氣運と逆行して、緊肅、更張せられた所以の、重なる一は、其人を得たからであつた。而して其人とは、先づ第一に堀勝名である。彼は五百石の世祿の家に生れ、享保二十年十九歳にて、御中小姓所頭に任せられ、元文五年二十四歳にして、御小姓頭となり、延享四年、重賢の襲封以來、御用人に任せられ、其才を試みたが、彌よ國政を任す可き器量ありと認め、寶曆二年、彼が三十六歳の時、數十年缺官であつたものを再興し、彼を大御奉行に拔擢した。然も功績顯著に付き、寶曆六年彼四十歳の時、中老に進め、一切の政治を改正し、明和二年、彼四十九歳の時、遂ひに家老に列し、度々の加増を受け、本地の五百石に、三千石を加へ、三千五百石となり。外、職十七年、要路四十一年、在勤五十八年に及び、寛政五年七十七歳にて逝いた。彼が如何に偉才であつたかは、

漸次拔擢

勝名の偉才

八月十五日(延享四年)御大變の節(宗孝殿中にて横死)生田又助 御小姓頭 御供にて

稀なる君臣際會

との挿話にてもトせらるゝ。凡そ明君賢相、君臣の際會なるものは、稀なる事にして、然も其の始終一貫の例は、最も稀れだ。備前新太郎少將と、熊澤了介との關係も、若しくは土佐に於ける野中兼山も、或は上杉治憲と竹股美作の間柄も、何れも始ありて、終りを善しなかつた。此れは其の責任、必ずしも君にのみ存しない。時としては其の臣たるもの、餘りに政を専らにして、或は同列の嫉視を受け。若しくは其の成功に心驕りて、他に乘せらる可き隙を生じ。然らざるも、君主をして心ならずも、其の仕を致さしむるの止なき事情を生ずるに至るものだ。然も堀と重賢との關係は、重賢の死に抵る迄は勿論、其の子、其の孫に至つた。此

有之候處、斯る折に、平太左衛門罷在らば、年二若年一相談を可致者をと申候。又助は平生腹惡敷男にて、常に平太左衛門殿にも中惡敷有之候處、此場に臨み、ケ様に申候は、頼母敷人體ゆへにて有之候。

(萩角兵衛記、堀大夫行狀)



れは君臣双方の美事と云ふ可きものであらう。

重賢松平康致に書を與へて施政の要を説く

康致重賢  
を思慕

古筆集と云ものに書録してありし文に、安永中細川越中守重賢朝臣より松平越後守康致朝臣へ所贈の消息この重賢朝臣はこの頃世に賢君と稱せし人なり此兩公至て御懇意にて、康致朝臣殊に重賢朝臣を慕ひ弟子の様に被成候由。

民の憂苦  
を察す

生死を共  
得にする心

去月廿八日貴翰到着致二拜見一候。寒冷之節御座候得共將軍家及若君様御安全恐悅御同意、將又貴容御壯健此程緩々可レ被レ成ニ御休息ニ珍重奉レ存候。野父無異に罷在候。當月御入部の儀珍敷御封内ニ巡視被レ成候由一段奉レ存候。御出立前申達候通都而鷹狩杯と申義は、國主其國々之模様を視、民の憂苦を一々相察、政之致ニ心根ニ候事、是も聞傳位に而は無レ詮親く見届候位に而無之候而は役に立不レ申、致ニ入部ニ候而は士民之尊敬も格別故、自然と奢侈に成者に御座候。領主は御家の根本に候得者家中風俗は不レ及レ申、士民共に心を配貧窮を賑し、塗炭に不レ落様晝夜心懸候事に候。貴容杯は御門葉之事に候得者格別の御手置有レ之土民なづき不レ申候而は不ニ相濟ニ候。自餘之國主杯も其心得有レ之候事に候。少身之衆中は自分國務杯取計候得者、兎角政道末々に至り不ニ行届ニ者に候得者下々之情に通じ生死を共に可レ致心得尤も候。ひたすら其司たるもの、器量を實知し、民をして不レ苦工夫第一存候。貴容御年若に候得共、御志厚候得者、不レ省ニ思召ニ及ニ過言ニ候。善をせむるは朋友の信とも申候得者御免可レ被レ下候。唯其身律義に全を身持之能と申位に誰も申候。國主領主としては國家の風俗を移す

位になければ其任にたへず、來年御參府之節御手置之筋可レ承候。數多申度候得共、素より短才に候得者、心底之程難ニ書盡ニ早々及ニ御返答候。恐惶謹言。

十一月十五日

松平越後守様

細川越中守

〔甲子夜話〕

【四六】改革の就緒

勝名登用  
に至る徑

重賢と勝名とは、眞に君臣一體となりて、肥後一藩の政治を立て直した。然も重賢が當初、勝名を用ふるに際しては、頗る慎重を極めた。彼は其の側用人竹原玄路の進言によりて、勝名を用ひんとしたが、然も平生勝名に就て聞く所あり、其の不審を霽らす迄は、考慮した。



竹原支路  
と問答

支路勝名  
を薦む

寛延四年、何月か不覺、政事の御咄の折節、不慮に大國を領せられ、今更御行當なり。中々御身様の如き、御氣薄き上、御病さへあらせられ候へば、御政道などの事は、難き御事なり。先はならせられずと、御嘆息なり。支路申上げるは、夫はいかなる思召に候や。御氣薄、御病身とて、御自身の御働はなくとも、人を撰び、夫に委ねられ候へば、何事か難からん。頼奉りし甲斐もなく、淺まし御心かなと、落涙仕候を御覽じ。頼もしき心なり。爾後まで其心を變ずまじき歎、我眼に恥をか、すなと、御意あり。支路謹て領掌し、命を限りと仕るべしと申上候へば、さらば本心を語り聞せん。つらく此國の人を見るに、名利の慾専らにして、始末をとぐべき人なし。もしや委任の人あらん歎と御意あり。支路申上ぐるは、多年心を付て、遠きを聞、近きに交候に、一人も候はず。堀平太左衛門勝名、其時は勝負入魂の交りを致候に、此人ならでは始終を不變に爲すべき人なしと申上る。聞し召て余も左は思ふなり。しかし個様くの事ある由を聞、

不審を糺す

いかにや有んと宜ふ。支路申上げるは、左様の事を申人は虚俗ならん。思うて不レ言とさは、其事晴る時なし。一人を目附に指添給らば、支路參て虚實を正しく糺して見申さん。若虚にて候ば、御疑晴れ玉へ。若し實事に候ば、支路其席にて指違へ申さんと申上る。爾豪氣なり。爾こそ事を遂まじけれ、必豪氣を止めよと御意あり。支路奉命て、勝名小屋に參る。夜中なり。御不審の個條を、有の儘に申述べければ、固より虚説にて、一々に答明白なり。勝名斯る虚名を蒙る事、全く自身行届かぬ所あるに依てなり。宜く御請は申さぬなりと、怒の眼色なり。早速其由を申上る。夫より君の御心も解させ玉ふ。(竹原支路書付)

肥勝名行狀

又た萩角兵衛の堀大夫行狀記には、左の如くある。  
 一 平太左衛門殿、國家中興の御委任を蒙られ候は、重賢公御家督遊され候てより、六ヶ年目の事にて、甚忠勇剛毅の人にて、國家の衰頹を深く慨嘆致され、何とぞ一度は引改可申と、千差に心を碎かれ、御國の仕組は



名政道

勿論、江戸御仕置筋、大坂米銀の懸引迄、一々問極められ、中興の成算を、満胸に抱持有之候段を、御見請遊ばされ候處に、竹原勘十郎(玄路)殿より申上られ候筋有之候に付、則御決定遊され候て、御政道の柄を御取せ成れ候處、果して其任に叶候て、烈しく差はまられ、蒲池喜左衛門殿、清田新助殿、清水才助殿など申諸賢を申上られ、身を忘て晝夜申談られ、様々と御立行の仕法を付られ、存當られ候儀有之候へば、夜中にも、御前に召させられ、五ヶ年の間、心力を盡され、寶曆六年、其仕組初て成就致し、政府を取建られ候て、御仕置筋、悉く引改申され候。

而して其の改革の要領は、第一は慶安年中より御家老月番の制を改め、寶曆六年五月以來、一日の當番を立て、役所に出勤し、士席以上の賞罰は、家老、中老、大奉行、奉行等の會議制に改め、又奉行の専職を置き、選舉、刑法、勘定、郡村などの職務を分掌せしめた。而して國中の經界を正し、寶曆七年より明和六年まで、十三個年を経て、悉く相済み、新たに見圖帳を製出

改革要領

財政切廻

した。此にて七百町餘、米高千石餘の隱田を發見した。而して第三には、財政の整理であつたが、此れは既記の通りである。即ち大阪に於て長田作兵衛に、新たに藏本を命じ、(參照 四四)

是より永く彼家に御藏本仰付られ、御國より直に江戸へ仕向來候米銀等、彼廻米に加候て、先大阪へ仕向、彼表の取引相濟せ、左候て江戸へ諸運遣總て彼方へ引受させられ候仕組に申談られ、以來其通に行れ候はゞ、御用次第金子を差出候様に相成候間、當時の通御勝手御立行に相成、彼家も又五十四萬石の御藏本にて、大坂に指を届候家と罷成申候。

(荻角兵衛筆記、堀大夫行狀)

此の如く一切の改革が、緒に就いた。然も之を徹底的に遂行するには、更らに幾多の歲月を要した。



【四七】商機と政機

立政全く

勝名商機を觀る

立直り原

重賢と勝名とは、財政の立て直しに苦心した。然もその苦心の甲斐ありて、三百藩中、最も不信用なる肥後藩の財政は、やがて最も信用あるものとなつた。その成功に就ては、吉宗の徳川幕府の財政に於ける成功よりも、寧ろ著明であつた。それは勿論、彼は小ならざる範圍に於てし、此は大ならざる範圍に於てしたとは云へ。而して吉宗の政治は、其の子家重、其の孫家治に至りて、所謂田沼時代を來したるも、重賢の後には、堀勝名が養成したる幾多の人材が、勝名の政を變せず、能く紹述したるが爲めとは云へ。

財政の立て直しに就ては、(第一)は商機に明かにして、其の根本財源たる米穀の取引に、抜目なかりし事。(第二)は質素勤儉の風を、上下一般徹底的に行はしめたる事。(第三)は物産を奨励し、財源を涵養したる事であつた。

堀勝名は、決して尋常一様の侍ではなかつた。彼は商機の駈引に就ても、深く

心を用ひた。

大觀は(報恩寺僧にして、鴻池家より歸依せられたる者)平太左衛門殿深き思惟有之候て、米錢の俗事を取扱候には、肉食妻帯を不致、精進の者を加置不申候ては、難叶意味有之逆、極密の仕組にて、攝州麻耶山麓五毛神宮寺住職にて、大坂御家屋敷御鎮守の勘坊兼帯に被成置、彼方米價の形勢を、一々此の手筋より聞取て、御廻米の懸引を被致、大に御勝手方、勝利を成申され候となり。(堀大夫行狀)

彼は此の如く商機に注意し、根本財源たる米穀を、最も有利に賣捌く手段を講じた。

一 平太左衛門は、如何と世の人より見候者にも、よしみを成申候。一事を舉申候。大坂にて摩耶山神宮寺の住僧に親しくし、其大坂の機務彼是訊訪仕、丁寧の書帖、其内に厚き贈物等有之候。其書帖を今の神宮寺吹聴仕、貞孚にも數通見せ申候。僧徒に右等の儀依頼仕候は、如何に

勝名樂屋の顯は



有之候へども、ケ様の人の疑惑仕候儀、眞に御勝手向を擔ひ居る所有之候。華賢の語杯引立、所業圭角にさつぱりと見ゆる事は、御勝手舞臺にて、樂屋の仕事届不申候ては、實地とは申されず。平太左衛門樂屋向の顯候一端とも奉存候。

此れは堀の後繼者として、肥後の藩政を執りたる、島田嘉津次貞孚の記する所、前掲と照合して、如何に堀勝名が、此の方面に、力を用ひたかゞ判知る。尙ほ貞孚は、

一 平太左衛門方出入の内には、御國(肥後)町家の者も一兩輩有之、他國より御國居住仕候軍書讀と申様成者なども、出入者有之、當時の清水卯兵衛と申候も、晩年彼方熟懇の末にて有之候。是等の者出入に付ては、人より謗も候へども、是皆御爲合を勤め候の眞境に入申候仕事と考當申候。

出入者の種々

惣體出入の御侍中と申候ても、一樣の人物計にて無之。尊者も有之、

勝名方出入者

孔勝名の眼

理窟者も有之、江戸にて大通などと申候者も有之、客の取持上手と申體の輩も有之。左候て其應接の惣括の處、平太左衛門模範に入、言はず語らずの内、抑揚の神機有之、御政令の外に、彼門内より御國の風を成し、是も政をするに申様なる儀流出申候。

と記してゐる。されば堀は封建割據の世の中にもありても、其の眼孔は獨り藩内に止まらず、廣き世間に行き渡り。而して單に商機のみでなく、廣き世の中の政機にも通曉し、其の門戸を開いて、彼を知り己を知るの方便としたのであらう。即ち周邊の事情を偵察するの爲めのみでなく、我が宣傳にも使用したのであらう。

一 田沼侯全盛の比、堀大夫家來を暇遣し、田沼侯に徒奉公し候由依之公邊の事、早く知られし申なり。(忍草)

此れは浮かと思ふ可きことではないが、然も彼が其心を政機の變遷に用ひたることだけは、決して疑ふ可くもない。



### 第十章 細川重賢の庶政一新

#### 〔四八〕 質素儉約一藩を風化す

節儉心願

云はゞ細川重賢は、八代將軍吉宗が、天下に施したる所を、之を肥後藩に施した。彼は節儉第一の政策を實行した。

或時の御廟に、吾勝手向は、五十四萬石なり。然ども五十四萬石の心を持ては、立所に貧困す可し。我は二拾萬石の大名と思ふ故、其心得を以て、諸事を取計ふべしと仰られき。(銀臺拾遺)

儉約令

此れが彼の本音であつた。彼は寶曆五年二月、左の如く、其の一藩の士民に、質素儉約の實行を布令した。

- 一 士席以上之衣服、裏付上下、羽織、袴等、總て表は紬木綿を可被用事。但裏は勝手次第たるべし。

- 一 獨禮以下諸役人段以上は、衣類羽織、袴等表裏共、惣て布木綿可被用事。

- 一 足輕以下、衣服帯に至るまで、總て布木綿可被用事。

- 一 夏服冬服に應じ、質素可ニ相心得事。

- 一 獨禮以下は、越後縮帷子、紹之紋、紗之羽織、絹平類之袴等被禁候事。

- 一 陪臣知行取は、士席に準じ、中小性以下は、獨禮以下に可準事。

- 一 七十歳以上、十歳以下、並醫師諸出家は、御制外之事。

- 一 婦人衣服、純子、縹子、綸子、縮緬、毛留、縹珍等、總て被禁之候。

- 一 異類上品縫入、御制禁之事。

- 一 但士席の妻子は、純子、縹子の類、帯は勝手次第たる可し。

- 一 陪臣知行取之妻子は、士席に準じ、同中小姓以下妻子は、獨禮以下の妻子に可準事。



自ら儉約の實行

一 商家の妻子は、獨禮以下の妻子に可準事。但農家の衣服は、今迄の通、萬布木綿用候に付、御制度に付不レ改。

一 武器、藥器の外、雜器に金銀被用間敷事。

一 金拵の刀脇差、獨禮以下被レ禁候事。

一 籠巾、象牙、金銀の櫛笄、御國中制禁の事。

彼は此の發令後三箇年を猶豫し、寶曆八年よりして、固く厲行せしめた。而して云ふ迄もなく、彼自ら之を實行した。彼の側室は、奥には綿服を所持する女中、一人も無ければ、從來の儘にて、默許を請うたが、彼は其本亂れて未治るものはあらしと、大學章句の一句を繰り返し、之を戒飭した。而して天明の凶年に際しては、彼は其の老臣をして、領内の士民に向つて、更らに左の如く發令せしめた。

飲食贈答の訓諭

一 平日の飲食、奢ケ間敷儀も有レ之間敷候へども、此節は尙又心を附、勘辨可レ有之事。

重寶自身の食事

一 年始、五節句、其外祝事に付、一類中集會候へば、吸物、肴二種、料理は、一汁二菜を限り、酒宴長せざる様に可レ被レ致事。

一 音信、贈答、親類の外、一切無用の段、先年相達置候通、堅く可レ被レ心得一候。

旅行の節、餞別土産も同前たるべき事。

而して此れに添附して、左の告示をした。

一 太守様被三召上二物、朝御膳は御茶漬之飯、御香の物、御焼味噌、梅干の類にて被三召上二御料理物は不レ及レ申、御汁も不三召上二候。

一 午御膳は、御一汁、御一菜。

一 御夜食前、御吸物、外に御有合之輕き御肴一種にて、御酒被三召上二御夜食は、御香の物、御焼味噌まで。

右之通の御様子は、當時の御定規にて、御保養の爲にも可レ被レ爲レ在候へども、兼て飲食の奢侈を不レ被レ遊ニ御意見一候に付、御誠旁之思召にも可



浴室の龜

被<sup>レ</sup>爲<sup>レ</sup>在<sup>レ</sup>と難<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>儀に御座<sup>レ</sup>候。乍<sup>レ</sup>恐<sup>レ</sup>右の御様子、御家中の面々は不<sup>レ</sup>及<sup>レ</sup>申、未々に至<sup>レ</sup>迄奉<sup>レ</sup>存<sup>レ</sup>候は、分々の心得にも可<sup>レ</sup>相成<sup>レ</sup>に付、今年柄の儀、彼是組々へも規度寄々申<sup>レ</sup>聞置<sup>レ</sup>候様存<sup>レ</sup>候。以上。

疊替もせ

彼は自から質素を以て、下を率ゐた。詩人服部南郭は、彼の浴室の餘りに龜末なるを見て、小身の者でも此れ程ではないと驚嘆した。彼は疊替さへも、容易に行はせなかつた。

(細川雲感公)

如何にも彼の本色が、描き出されてゐる。されば其の一藩に於ける風化は、推して知る可しだ。

【四九】 風化の實證

肥後藩實  
剛健の風

重賢の風化は、一藩に及んだ。總ての事の中に、それ／＼長短、得失はあるが、肥後藩は、其の士民を擧げて、寶曆時代より、明和時代に至る迄、概して質實、剛健、儉勤、力行の風を成した。此れは重賢に始まつた譯でもなく、又た重賢一人の力ではないが、然も彼の寶曆改革以來に於て、最も著明の事實と云はねばならぬ。

龜井道載  
の感嘆

されば龜井道載の肥後物語などにも、此事は張膽明目して、特筆してゐる。臣諸國を遊歴し、士風民情等を何國にても心を付くるに、幾度参りても熊本



儒者の風

の風俗には感じ入りしなり。家中の面々其の勤職に出精し、遊惰なる風俗少しも見えず。一體の人も、學校稽古を奉公と申て、混と修行し、懦弱なる事決してなし。侍小路、町方のあるき廻るに、琴や三味線杯の音聞えず。彼國にて交りしは、儒者なりしが、其の面々出勤するを見侍るに、袴羽織も皆木綿なり。大城多十郎と申すは、元來微賤の人なりしを、學問勝れ、詩文も達者なりし故、儒者に召出されたる者なり。臣以前より懇意なる故、遊學の時はいつも、同人宅に止宿す。同人一日、古き日野羽織を着て出勤するを見て、今日は飾られしが、如何なるゆゑにやと問ければ、多十郎、今日は學校にて、試業ある故なりと云へり。試業とは、稽古の人、文藝武藝に限らず、一統に其業の進退、甲乙を試見らるゝなり。其日は侯御出座なさるゝこともあり。さもなければ、親族より御名代あり。次に學監、次に師役の面々相詰る。其前に稽古人、一人づゝ罷出、其々業を勤むる事にて、至て晴れる事故、多十郎も、絹羽織を着たるなり。

他國酒の禁止

是れ事實の直叙

又彼國滯留の時、有馬源内と云儒者、臣に逢ひに参りしが、酒を一陶、進物として持せたり。臣多十郎に相談して、何ぞ肴にてもあらば、盃を致したしと申し、かば、源内、肴は是に持参せりとて、豆腐に小鯨を煮ませたるを、小き器に入れたるを出し、肴一種にて、盃を取替し、随分酔ふて歸りしなり。其の無造作にて、深切なる風情、初對面とも覺えず。感入し事どもなり。熊本酒至て悪しけれども、改制以後は、他國の酒を、一切入込む事禁止なり。諸大夫とても、自國の酒を、一統に被用ば、以下は猶更のことなり。是等にて衣食の質素、推して可知。是も畢竟當侯儉徳ありて、朝夕も至て淡泊を好せられ、華美なる事を、甚きはせらるゝ故、格別觸付も無けれども、自然と出來たる風俗なりと承れり。

龜井の目的は、肥後の美政を取りて、之を筑前に行はんと欲するにありたれば、自から其美を揚ぐるに過ぎたるの嫌ひなきにあらざるも、然も事實を直叙したるは、疑ふ迄もなし。



蒲池の肩衣

蒲池喜左衛門と云ふは、彼地にても名を得たる役人なり。同人二十四年の間、奉行職を勤む。彼國は限ある役人は皆上下にて、夏は肩衣を用ふ。喜左衛門漁人の用ゆる網にて肩衣を作り、二十四年の間、右の肩衣一つにて濟し、由承れり。

正月尙ほ総服

又飯田孫左衛門、江戸にて肥後の侍と出合、懇意に何個の物語りしけるに、先様より貴國にては、服制如何哉と問ひしに、孫左衛門答へて、當時は國用乏しき故、諸士一統儉約を申付けければ、正月朝禮ふくさを著し、平日は一統綿服なりと申しければ。先様重て、如何様貴國は、御富饒成とは、兼て承れば、然も有けむ。肥後などは、正月の禮たりとも、矢張綿服也と申けるなり。孫左衛門感し物語せり。前條に記したる(案するに、此れは肥後物語中の別章にあり。蠶、紙の繁昌なる上、右の通綿服を專とすれば、絹類は皆旅用にて用ふると見えたり。然れば國中財用の費は、少き事推して可レ知なり。以上を見ても、如何に其の質素勤儉の風が、徹底的に行はれたかを知る可しだ。

【五〇】 利用厚生に關する積極的施設

殖産興業

重賢の政治は、單に消極的の儉約に止まらなかつた。彼は其の信任したる堀勝名と與に、凡有る方面に向つて、積極的に利用厚生を政策を施行した。或は貨殖の方便を作し、或は山林に植樹し、或は養蠶、織物等を奨勵した。

植方

且又植方、小物成方、兩集りの儀は、御勝手方格別の御貯無之候ては、御手傳、御軍用、臨時御出方の節、如何様共、仰付らるべき様無之、四民の困窮にも相成候事に付。植方は御手傳、御用御手當として、此節新に御間を取建申され、御勘定所其外に集有之候、御銀八百貫目引渡され、集銀と申名目にて、貨殖を取計せ、年々相増候利足にて、御用を聞せられ候。

御郡問會

御郡問會は、在中小物成を引除られ、忠利公御代より御軍用の御備に成置れ候御貯にて、他の御役人へは、知らせ不申様、堅く仰付られ候處、いつとな



く忽せに相成、餘計の米銀相滞り、御貯の詮も無之候に付、以前の通  
 嚴密に取計候様仰付られ候。然處此御米銀は、御郡間限りの取計  
 に付、後年に至、御役人の心得、紛しき事も可致出来候間、重き御役  
 の内より見届印形等有之度旨、彼根取清原藤藏内意申出候に付、其旨趣  
 御内聽に達られ、諸拂の帳面を作られ、月々見届申され候て、印形を致さ  
 れ候。〔堀大夫行狀〕

二種の特  
別會計

此の植方なるものは、製蠟の原料として、植樹を植ゑ、製蠟を藩の公業として  
 營むものにて、その縁にて、特別會計として、貨殖を計り、その利足を以て、  
 當用を辨じた。又た小物成方は、地方の雜收入を軍備用として、貯蓄するもの  
 にして、是亦た特別會計に屬するもの。當時此の二機關を活用して、如何に貨  
 殖の道を圖りたるかは、想像に難からず。

園林業

一 領内の山々を司る者、木を植うべきよしは、むかしより掟ある事なれ  
 ども、年々にきりとり事はげしく、植うる事は自ら忽せなりしに、水足五

郎兵衛重房といふ侍、兼て栽培の道に委しかりけるよし聞し召して、是に  
 命じ給ひければ、絶へず打めぐりて、其土地相應の木を植ゑさせ、養ひそだ  
 つる道まで、細やかに教へ諭しければ、皆よく生ひしげれり。又城下よりは  
 じめて、道ばた川岸などにて、いささかの空地あれば、楮、植などいふ木  
 を植ゑさせ、夫れ々の役人をたて、つかさどらしめしかば、年々に生茂り  
 て、國用のたすけとなれり。〔銀葉遺事〕

蠶織獎勵

山林の政は此の如し。而して蠶織の業に至りても、亦た左の如し。  
 此國の民は、むかしより蠶飼の業にうとかりければ、寶曆十年の頃、領内に  
 申觸れて、桑を植ゑさせ、蠶飼の事を勸めらる。されども桑を取へさすべを、  
 しらぬもの多かりければ、繭にてもちて參らんには、價を給ふべしと申ふれ。  
 城内の市中に、糸取機織る所をさだめて、やうやう見習ふやうにし。又た島  
 已分とて、本は志賀小左衛門といひ侍、今は致仕してありけるが、兼て  
 此道に心ざしあるよしを聞きしめして、事の様委細傳へて來れとて、京へ登せ

鳥已分の  
宣傳



らる。已今京より近江にくだりて、織工をも召具して來りぬ。其後又糸をとる事に堪能なる女を三人迄、近江より呼下して、國中の男女に、其業々を學ばしむ。されども城下より遠き所の者は、尙ほ習ふに便なからん事をおぼして、折々已分を差廻して、教へさせらる。かくまで御心を盡されければ、今は領内のもの、あまねく此業を知りて、いとなむ事になれり。「同上」

其の領分が一國に限り、然もそれに對する命令は、絶對的に近きものであつたれば、其の善政が觀面に行はれたるも、決して偶然ではない。何も兎もあれ、幕府の中央政府に於ては、殆んど秋風落寔を告ぐるに際して、地方の一局部に於ては、却て春色駘蕩の趣きがあつた。此れも封建割據の餘風の、副産物と云はねばならぬ。

中央に反  
駘蕩して春色

家臣の諫  
止

細川重賢阿蘇山の硫黄を採取

源侍従重賢、其家累代肥後を領し給ひけるが、政よく治りて、國民皆其徳になづけり。國內の阿蘇

悪蚊の退  
治

の山に硫黄多かりしを、民のたすけにと許してとらせ給ひける。家司等諫めて彼山の神深く惜ませ給ふなれば、必大なる祟あるべしと申ければ、いやとよ、神は聰明にましますば、予が心をよくしらしめし悦びますらすんとて、いさゝか恐れ給ふ氣色なし。さて民百姓共は硫黄多く取て國司の恵にぞ潤ひける。其翌年の夏のころ、大に雷鳴風雨烈く、彼山の頂なる池の中より水夥く溢れ出で、山の麓の田畑を押流し、五萬斛餘の税を失ひける。初に諫めし家司等、さればこそとて大に恐れける。朝臣はちつとも願ぎ給はず、まづ其所の民に税を免じ、米錢を賜りて患を救ひ、さてのたまひけるは、神は國民を守り給ふ事なれば、かゝる事は歎きおぼすらめ、正しく蚊など云ものゝ所業と覺ゆれとて、鳥砲の長共に仰せて彼池のめぐりを取圍み、大筒と云物百挺を一度に放ち入しかば、山も崩るゝばかりにて、池の水は外面へ散り溢れ、底に残りたる所は悉く血になりつゝ、何やらん怪き骨鱗の類浮みて、其なまぐさき事たとふるに物なし。やがて池を埋め形ばかりを残しぬ。今は心やすしとて、硫黄をばさきの如くにとらせられけるに、其後はいさゝかのとがめもなかりけるとかや。「落栗物語」



【五二】教學の興隆

學校設立

衣食足りて教學興る。重寶は一方に於て、財政の立て直しを爲し、一般の藩政を更張すると同時に、新たに學校を設けた。

寶曆四年、熊本之城二ノ丸の内に、學校を建て給ひ、文を學ぶ所を時習館と名付、一族長岡内膳忠英を總教、秋山儀右衛門定政を教授として、訓導師、句讀師などいへるもの十餘輩あり。武を習ふ所を、東榭西榭と名付、數多の武藝の品を分けて、それ々の師有り。其數後は八十餘人に及べり。

秀才養成

家中にて侍ほどの者の、年若からんをば、みなみな爰において文武の事をならはしめ、其内に分きて秀でたるを、常に館中に居らしめ、居寮生と名付、是を養ひて、専ら勤學せしむ。たとひ農商たりとも、俊秀ならんものは、館榭に入る事を許さる。明れば寶曆五年正月七日、君學校に入らせ給ひ、定政孝經を講ず。畢りて文武の師を、御前に召して、懇ろにねぎらひ聞え給

君侯の學校視察

講堂建増

三八日の講經

是を例にて、在國の年の始には、必ず入りて講談を聞せられ、又參勤のふ。どいで前、歸國のはじめには、先登城有りて、直に學校に入らせ給ふ。斯く自ら勤め導かせ給へば、其下たらんもの、誰かは志を上げまざらん、されば講日の聽衆など、年月に數をひて、所せまくなりたりければ、寶曆十年六月、重ねてかうくしき堂を建て、是を講堂として、尊明閣と名付、君自ら筆を染め、仰止といふ字をか、せ給ひて、扁額とせらる。月の三八の日、講師一人、經書を爰に講ず。其日は家老一人、必ず席に臨む。忠英老を告

げられし後は、是を總教と定む。備頭、番頭、奉行、目附杯いへるたぐひ、役毎に必ず一人宛出て、東席に列座す。老臣の嫡子以下、皆北面して講を聞く。其出入坐作を使番指揮して、威儀を正し、ものいふことなからしむ。講師の座には、氈を設けたり。君入らせ給ふ日は、氈をば撤すれども、尙君とさし向ひて坐せしめらる。是先王の道を君に告るに、北面せずといへる禮



敬授秋山  
儀右衛門

を、おもひ給ふなるべし。(銀臺遺事)  
此の學校の教授秋山儀右衛門は、即ち秋山玉山だ。玉山は詩人として、殆んど當時に獨歩した。南郭、蘭亭、其他の儕輩の中に於ても、彼の詩は、全く萬曆七子の範疇を脱して、獨造の妙趣があつた。然も彼は單純なる詩人のみでなく、重賢の文教興隆には、頗る參畫する所多かつた。

君侯自ら  
試験

寶曆七年、同十三年、館榭に於て、子弟の文武の業を、自ら試み給ふ。是を例として、其後も折々御覽あり。江府にまします年は、春末夏のはじめに、總教必らず是を試む。かくて皆々勤め勵むうちに、殊に勝れたるを、年に一度、講堂に呼集めて、總教其聞え有るよしを稱揚す。又其中に勝れたるを撰びて、君に告奉る。寶曆十三年正月十五日講堂に召て、君の褒賞に預るもの、百十人に餘れり。其うち五十餘人は、家の紋の服を給ふ。是よりして、或は二年、三年の内には、必此事あり。人數もひたすらに増して、今は年毎に勸賞を賜る事になれり。すべて此家中の子弟、才不才によりて、巧拙は

受賞者年  
々増加

寧ろ徹底  
し過ぐ

あれども、形のごとく文武の業をならはざるものなく、或は經書詩文に長じ、或は武藝に名を得るもの多くなりたるは、まさしく此君(重賢)の恩徳なり。されば安永六年の頃、國中の詩を集めて、樂洋集と名付て、梓行せしに、作者貳百餘人なりき。一國の集には多しや、少なしや、今は其數を二つに合せたるばかりはありなん。(同上)

議論倒れ  
の徴

重賢の感化は、寧ろ徹底し過ぎた。樂洋集の後には、又た藩士の詩文、采芹采芻集が出で來つた。柴栗山は之に序して、  
夫れ物極れば必ず變ず。肥人の文辭に於ける、其の盛や既に極る矣。……是の如くして而して之を裁する所以を知らざれば、即ち余は其弊や將さに黨を立て朋を結び、是非相ひ攻め、騷然として一時以て政治を梗ぎ。其の至れる者は、強悍にして顧みず、横議して忌に觸れ、以て自ら禍を取らんとするを恐る。是れ皆な變の善き者に非らざる也。  
と云うてゐる。されば熊本に於ける議論倒れの弊は、既に重賢を去る遠からざ



る際に生じ、若しくは生ぜんとするの、徴候を現はしたのではあるまい乎。過ぎたるは猶ほ及ばざるが如しとは、此事であらう。

### 〔五二〕民政の振作

民生幸福に留意

重賢は又た民政に、最も力を竭した。彼は其の財政の立て直しの爲めのみならず、民生の幸福にも、其心を盡した。而して民生の幸福を得しむるは、農民をして、其の所を得しむるにあるを看取し、因りて以て民政の振作、更張を最も重大なる政務の一とした。

土地検定

重賢の土地検定の事は、既記の通りだ。(参照 四六) 然も此れは單に隠田を發見し、歳入を増加するばかりでなく、凡有る農民をして、其の所を得しめんとする所以であつた。

小民救済方法

經界を正すとは、田畑の畝数を定め、上中下の田を、とくと調ふる事也。熊本も先侯以來行届かざるに付、經界亂れ、豪民は上田を掠めて利潤を得、小百姓は質に入などし、よき田は無くし、難儀に及び、多くは下作(小作)をして、取續きし様になると也。然れども國中手廣き事なれば、急に御世話出來かねたるにや、右經界を正されしは、今年餘りにも成べし。仕形は小百姓と申も、元來は一列の百姓なりけれど、家を分ると申か、長病と申か、不精いたしたるか、世帯漸々悪くなり。力つきて、詮方なく、田地を賣か、又は質入杯にして、終に豪民に取あげらるゝ體の事也。以後少も作り出し買んとすれば、よき田は手に及ばず、餘儀なく悪しき田を買と申が。自然よき田手に入ても、方角あしきなど申やうなる事にて、所務少くなり行て、やはり水呑百姓にて、作り出さぬもの也。右に付、小百姓當時不如意に詰り、賣りたる田地、又質入にしたる田畑の畝数を、とくと吟味し、公儀より銀をかし、本の田主に買求めさせ、質入なれ



貧富兩民の喜び

郡代政治

ば、受け戻させられたる也。  
 豪民も銀子を、餘分に得る事故、少も恨る心なく、随分正路に出来て、大小の百姓安堵しけるとなり。何方にても、田舎の憂は、豪民は益富て、貧民は益困窮する事なれば、此事は何方にても、世話ありたき事なれど、田舎の治め能く行届きたる上ならでは、中々出来かねる事なるべし。  
 肥後田舎の治め行届きしと存ずるは、一郡に郡代を兩人立て、郡内に郡代屋敷を構へ、一人は郡の屋敷に出張し、郡内の事一切聞届け、一人は城下に居て聞ず。兩人交代にて勤む。其上役は、郡方奉行なり。是は十四郡の郡代二十八人を手につけ、一切の事を承る。然のみならず、公事訴訟あれば、刑法方へ渡し、此方の世話にならぬ事なれば、郡役人は郡内の政教のみを審に心懸くる也。  
 然ば郡内廣き事ながら、萬端かくれなく、政教行届く筈也。左なくては、役人城下に居、庄屋共が申出る事ばかり取揃、其上公事訴訟までも聞届ければ、

租税軽減

納租時期の繰上

人民鼓腹殿様祭りをなす

備荒儲蓄

中々手の届かぬ事なるべし。  
 以上は龜井道載の肥後物語に記する所、概して其の要領を得てゐる。  
 重賢は又た寶曆六年に至りて、雜税三品を免じ、其の賦米一年に付き、一萬五千石を減じた。彼は検見の制を周到にして、官民双方の便宜を圖つた。  
 彼は從來納租の期間が、其の年内に三分の二を貢ぎ、残額一分は翌年の七月に納むる制なりしを、寶曆六年改めて、其年に全部皆済せしむるとした。此れは農民が貯蓄心乏しく、明年七月に納む可きものを、その以前に消費し、七月に至れば、其料資を缺き、官民兩ながら困難なる經驗に鑒みて、斯く改正したのである。  
 彼は又た納租義務を了せざる者あれば、其の父母妻子を、水牢に入るゝの制を廢した。此の如く彼は仁政を行つたから、寶曆の中頃よりは、各地の村落にて、毎年殿様祭を行ふ事になつた。此れは必ずしも其の日を豫定せず、農暇の時を計り、一村協議の上、之を行ふとした。彼は又た備荒儲蓄の制を、寶曆八



年七月に定め、租米の内若干を、榎の儘にて貯藏せしむるとした。此れが爲めに其の領内に、九十九箇の倉庫を設けしめた。

重賢囚人を用ひて産業を起す

重賢朝臣(肥後國司細川氏)民を憐びつゝ萬に心を附て恵みをほどこされし中に、國の内に大なる家を造りて、輕き罪を犯せる者なば、鬻のかたゝを剃落して放し、召人の如くに其所へ入置、そのつかさする人を付て、日毎に彼者共を引つれ、山を平らげ澤を埋め夜はありつる家に歸らしめ、藁を多く集置て繩を糾、草鞋を作らしめ、それゝに食物をあたへしむ。もし掟を用ひず、其所のがれ出る者有ても片鬻の姿まがふべくもあられば、すみやかに追捕て刑しける程に、後には逃出る者一人もなし。扱て又一日の料として、少の島日給ひ、是を積置て數年の後、人毎に貯出來ぬる時、始の罪をゆるして、彼新にひらける田島を分ちあたへ、めぐりに小き家を作り、鋤録など取揃へて、耕作の業に附しめし程に、國の中米穀夥く出來、人の數多く成て富み賑ひける。(落果物語)

民を憐み  
萬に心を  
附く

第十一章 徳川治貞

【五三】 紀州に麒麟肥後に鳳凰

地方分權  
賜物の

田沼時代に於て、西海に細川重賢あり、近畿南海に徳川治貞あり、東北に上杉治憲あり。彼等は中央政府の糜爛潰蕩に關せず、何れも其の各個の領内に於て、比較的清剛、健全の社會を打出したる所以は、封建制度の賜物と云はねばならぬ。何となれば、如何に暗君汚吏、中央政府に在るも、諸大名を進退することは、非常なる理由なき限りは、殆んど不可能であつたからだ。更めて言ふ、封建制度其物が、必ずしも善美の制度ではない。然も封建制度は、自治制度を含んでゐる。只だ此の自治制度、即ち或る程度に於ける地方分權制が、此の如く沙漠の真中にも、此處彼處に沃地を見出さしむるに至つたのだ。



安永江戸市議

安永の頃、江戸の市議に、

桐の葉のしげれる國もあればある、紀州に麒麟肥後に鳳凰。

とある。鳳凰とは、細川重賢にして、麒麟とは、徳川治貞だ。

徳川治貞の川生

治貞は、紀州侯徳川宗直の第二子にして、享保十三年二月、江戸赤坂の邸に生れた。即ち享保五年十二月、江戸龍口邸に生れたる重賢に比して、八歳の弟で、

寶暦元年七月、秋月家江戸一本松邸に生れたる上杉治憲に比して、二十三歳の

兄である。彼は寶暦三年七月、二十六歳にして、紀州の支藩西條侯松平頼邑の

後を襲いだ。彼の儉約政治は、此の西條藩に於ける間に、先づ實行せられた。

御勝手御不如意成りしかば、板坂五郎左衛門を、御用ひ被成、御相算にて、

御儉約を格別に被成候に付、數年ならずして、御勝手御取直し被成、御用

意の御金も數萬兩御出来被成候よし。寶暦三年西十月より、安永四年二月

月迄、凡二十三年にして、九年は二十二年と四ヶ月の中に、十萬金に餘りし

所の御金の出来候事、人力とは思はれざる也。(南紀徳川史)

西條藩の治績

紀平洲を聘す

彼は又た此間に紀平洲を聘して、之に師事した。而して本藩に移りたる後も、亦た然かした。而して此の紀平洲は、後年上杉治憲の賓師として、大いに米澤の治化を補けたる其人であつた。

宗藩相續

彼は安永四年二月、四十八歳にして、宗藩紀州に還り、其兄重倫の後を承け、頼淳と改め、將軍家治より名を治貞と賜はつた。而して同月勘定奉行服部八郎右衛門に向つて、

御勝手御難澁之趣、兼て御聞及被遊候處、此度御相續、猶追々達々御

耳。就夫其方儀は、御勝手御用久々勤、當時頭取罷在候事候得ば、

此度江戸表へ被召呼、御尋可被遊思召候得共、老年大儀にも可及、御用

捨被遊候條、此上御取續之儀、致勘辨、精入取扱、存寄候儀は

無遠慮、書付を以申上様云々。(安明遺事)

相達し、其の意見を徵めた。而して同年四月には、左の如く觸れ出した。

兼て御勝手御不如意の處、尙春以來別て御物入多、御操合難澁の趣、此以

老臣の意見を徵す

最初の儉約令



後必至と御差支に相成、大殿様御初、明脱様、永隆院様、清信院様、御用向等、若御差支相成候ては、甚以御心外に思召候。將又前々御家中渡り物御扶持方など、滯、其上悪米等相渡候儀も有之たる趣、此上右等の儀無之様被遊度候得共、御勝手必至と御差支に相成候ては、被遊方も無之候間、御儉約の儀堅く相守可申事。(同上)

方御救御貸

亦た以て如何に彼が財政困難の中に、其身を投じたるかと判知る。

老練なる政事家

一 安永四年の比、江戸にて御救御貸方と申事始る。是は近年小祿の人々、貧窮になりて、町人より借銀して、毎月の高利に追はれて、勝手取續きがたき事を御察し、此御貸方にて、町人よりの借用を濟せし様にとの思召なり。然るに大身の方々までも、借用せしかば、段々出銀多くなりて、後には金銀融通せず、又は間々心得違の人は、借過して自から難澁せしとなり。されども今に至りて、人々此御貸方にて蘇息する事にはなりし也。(瑞穂記) 惟ふに彼は西條の小藩に於て、其の政務を實習し、四十八歳に至りて、之を其

の宗藩たる紀州に入りて、大いに施すととなつた。されば彼が紀州侯となりたるは、無經驗なる初心の大名でなく、内外一切の機務には精通したる、老練なる政事家としてあつたらう。其の遊刃餘りあるの状を見たるも、決して偶然でない。

【五四】 明君としての徳川治貞

身を以て衆を率ひて

徳川治貞は、其の藩政を改革し、其の制度を定め、後世に至る迄、其の則を垂れ、政治上に於ける中興開山とも云ふ可き、細川重賢に比して、聊か其の色薄き感あれども、明君たるに於ては、所謂肥後に鳳凰、紀州に麒麟の語に、多く愧づる所なかつた。彼は藩の士民に儉約を命じたるのみならず、自から儉約をした。彼は藩士の文武を奨励したるのみならず、自から文武の諸藝學問に励



五慎教戒

めた。彼が其の嗣子治寶に與へたる五慎教戒を見るに、彼自身の面目を覗ふに足るものがある。

物に凝ら

一 物に凝り泥むべからざる事。

凡物に凝り泥む事は、よろしからざる事なり。その凝り泥む所よりは、いろく無益なる好み事に、心に浮む事なり。世の中の事は、悉く自身の思ふ様に計りは、ならぬものといふ事を知らず。我儘氣隨になるものなり。人の制する事なければ、意念妄に成なり。身で身の惡を改むべき事なり。如何にも大名に取りては、緊要なる訓言だ。世の中の事は、悉く自身の思ふ様になるとの妄念が、一身を誤る基となる。此れは古今を問はず、貴きと富とを専らにする、總ての者の共通病だ。

是れ緊要

諫言の

一 諫言をいふ者を、嫌ふべからざる事。

今日氣に合者、まづは自身の氣に合たる事をいふ。故に悦ばしく思はる、

なり。誰とても自身の惡き事をいふは、うるさい様に思ふものなり。たとへ氣に合はざる者の言にても、自身の爲を思つていはゞ、用ゆべき事なり。機嫌を取ものには、親み、諫をいふ者をば、いやになる事、人の君たるものは、第一に慎むべき儀なり。

此れも珍らしき話ではないが、至當の言である。

美服の

一 美服を好むべからざる事。

大名たる者は、たとへ平日美服を身に纏ひたればとて、分限なれば、格別の奢といふにてもなく、咎むるものもなければ、人の君たる者、華美を好めば、下たる者、是を見習ひ、過分の奢りを好み、終には制禁も立がたき様になるもの也。美麗は國君たる者のせまじき儀也。

飲食の事

一 厚味を嗜むべからざる事。

夫飲食は、生を養ふものなれ共、貴人たるものは、精進の外は、朝夕魚肉厚味に飽事なれば、終には病をも生ず。人は厚味より疏食の身に宜き事、古



今長壽なるもの、下賤に多くあるなり。美食を嗜まざるが、生を養ふ、第一慎む可きなり。

此れも當然の事。

藝能の事

一 藝能に誇る可らざる事。

大名の藝術は、臣下より學び受る事なれば、少々悪くても、能様に稱美して、朋友同士の互に責め咎むる様には、憚ていはぬものなり。此所をも心得べき事なり。(以上 麟徳記)

所謂る大名

諺にも大名藝と云ふ。されば細川重賢の如きも、或時の御咄に、大名には成間敷物ぞ。蚊を一つ打殺しても、鬼の首を取し様に、御手柄なりと譽めそやされて、太郎冠者の拍子にのみ事よと仰せられき。

〔銀臺拾遺〕

と云うてゐる。

田沼に語

治貞は、當時威權赫灼たる田沼意次にも、左程語はなかつた。

御老中田沼主殿頭意次朝臣は、その祖有徳院様(吉宗)に扈從し奉りて、御旗本となりし家なり。さればその家祖代々の墳墓は、城西金龍寺にあり。先祖代々の祭祀の爲に、泉州の領地の内にて、永代祠堂金を寄附す。家臣某と申者、しばしその寺に参りて、香花を備へ、法會を執行ふ。當時主殿頭殿は、御委任甚しく、その心に違ふものなし。萬事の成否は、只其人に在が如くに、世には申せし也。然れども上には、深き思召被爲、在候哉、一向に御構なし。寺僧より奉行所へ達し出たる事、何事も御取上なかりし。その後田沼家は御役御免にて、府内の諸士の縁ある者は、義絶の御沙汰有たれども、菩提所の儀は、御沙汰なし。今に墳墓の恙なきは、御明智の御德蔭によるものならずや。(南紀徳川史)

肥後と相

尙ほ重賢の政治を任せたる、堀勝名は、前述の如く(参照 四七)家臣をして田沼に徒奉公せしめ、以て公邊の事を知るに便した。彼は彼れ是は是れ、所謂る東家は酒を醸し、西家は酔ふ。紀州、肥後、政治の作用は、異曲同巧と云ふ可き



ものであらう。

【五五】 德川治貞と教化

紀藩の學

德川治貞は、文教を以て、一藩を風化するに於て、細川重賢の、新たに時習館を設けたるが如きことは無かつた。されど和歌山は、始祖頼宣が元和年間、紀州に封せられて以來、那波道圓等を用ひ、吉宗に至りては、祇園南海、榊原篁州等を用ひ、正徳三年には學校を設け、之を講釋所と云ひ、尋で之を講堂と改め、寛政中には學習館と稱した。而して治貞も亦た、自から學を好むのみでなく、能く士民をして、學に向はしめた。

學校再興の意志

安永五年申の秋、湊の講堂へ被爲成、有徳院様(吉宗)の御舊跡を被爲尋、歲月久敷荒廢せしを、御嘆息あり。既に此時學校御再興の思召被爲在、儒

無事に學校

事獎勵

者を召て、昔年祇園南海學頭にて、講筵を開き、文物盛なりし事を、聞召及せ給ひ、御尋、往々學校御造營被遊度旨御意也。其節講釋場番人小三郎と云老人、御門前に踰躑仕りたるを御覽有之、御尋させ、其方年來此内に住居致、定て耳に留たる事もあらば可申上との御事。老人御答申上候は、愚なる者故何も得承及不申と申上る。御笑被遊、汝は勸學院の雀でなきかと御戯れ歸御被遊候。(堀内家筆記) 此にて見れば、學校らしき學校は、治貞の代には遂ひに建設に遑あらずして止んだのだ。其の後、寛政年間治貞の時に至りて、始めて學校の體を備へたる、學習館は出で來つた。

然も治貞は、頗る學事を獎勵した。

毎月於御城中之間、左の日割にて、講釋被仰付候間、當番非番之面々聽聞可致、末々迄も望之者罷出聽聞候筈。

三日 伊藤才藏(蘭嶋) 九日 坂井忠次郎 十三日 祇園餘一 十九日



太田七三郎

廿三日

木村任助

廿九日

坂井謙之助。〔安明遺事〕

又た曰く、

御相續以來、儒者へ被<sub>レ</sub>仰付、中之間に於て、四書の講釋御座候て、御家士の面々聴聞被<sub>レ</sub>仰付候。上にも御出被<sub>レ</sub>遊候に付、儒生も一際文學相勵み申候。御家中にも博識の向も出来候よし。〔續言行錄〕

然も治貞は、決して一方に偏したる學問を好まなかつた。

學問は凡治道に有<sub>レ</sub>益者は、刑名雜家の書と雖も、悉く取らせられたり。安永五申年、御城中の間に於て、講釋始る。論語、孟子、荀子、韓非子、鹽鐵論等の書、御一代の間に、大旨卒業す。又評定所に於て、最初孔子家語を開講とす。武夫の子弟、學問精勤の者あれば、御褒美被<sub>レ</sub>下置、儒業家にあらずれども、學文料を被<sub>レ</sub>下候事は、予が輩書生たりしより始る。〔瑞穂記〕  
此にて彼の學問の偏狹でなかつたことが判知る。乃ち細川重賢の如きも、諸子に及んでゐる。學問が窮窟となつて來たのは、松平定信改革以後の事であらう。

自ら講釋を編く

其學個せ

佛學まで學ぶ

和漢の御學文被<sub>レ</sub>遊、佛學造よく知し召候由。諸士並子弟共にも被<sub>レ</sub>仰出候は、武藝は家業の事に候得ば、申迄も無<sub>レ</sub>之、銘々精出申にて可有<sub>レ</sub>之候。文學をも心懸候様被<sub>レ</sub>仰出、江戸にては、中の間に於て、二七の日、儒者共に、四書、孝經、五經等の講釋被<sub>レ</sub>仰付、何役に不<sub>レ</sub>限、閑暇の者は罷出、講釋承り候様、御初め被<sub>レ</sub>遊候。奥にては、如來先生細井甚三郎と云、尾州如來山の産にて、浪人なり。被<sub>レ</sub>爲呼、講釋御聞被<sub>レ</sub>遊、御會讀

も有<sub>レ</sub>之由。〔堀内家筆記〕

此の細井甚三郎は、即ち紀平洲だ。實に上杉治憲の賓師にて、治憲が米澤の治化を施すに於て、最も興りて力ある一人であつた。

儉約の仕方

人馬を持、武具を用意して、役義をかくまじと思はゞ、美麗を好まず、無益の費をなさず、正に儉約を守るべし。儉約の仕方は、唯我身の不自由を、堪忍するに在るとを知るべし。事足れば足るに任せて事足らず、足らで事濟身こそ安けれ。



此世へ客に來たと思へば、更に苦もなし。心に叶ふ食物に向時は、戴て喰ふべし。又心に叶はぬ食に向ふ時、客の身なれば、饜て喰ねばならず。夏の暑さ、冬の寒さも嗜ねばならず。孫子兄弟にもよろしく挨拶して、御暇申がよし。

父母に呼れてかりに客に來て、心残さず歸る故里。〔麟徳記〕  
 此れが恐らくは、治貞の一生受用したる所であつたらう。

徳川治貞の仁惠

新造の橋  
 に馬を下  
 命を助く

紀伊中納言源治貞卿、はじめ西條にましくし時、福田の橋洪水に逢て流れければ、新しく造りてかけり。彼卿物へゆくとて、其所を通り給ひしが、近くなりて馬より下り、橋の下に入てみめぐりつゝ、多くの人さこそ力をつくしけんとして、其まゝ歩行て橋の上のぼり給ふほどに、御供の人々御馬にめさるべくやと申ければ、いやとよ、多くの人の手にて造り出せる橋を、予はじめて渡るに、馬の蹄にかくる事有べからずとて乗給はざりけり。又或時百姓ども御館の林の木を夜の間にぬすみ伐りければ、やがて捕へて斬つみせんとせしを聞給ひて、木の伐りたるは又芽を出べし。首を切たるは再び生べからずとて、其者の命を助けられし程に、國民こそりて御惠の深き事を悦びけり。此卿

はもとより學問を好て常の言ぐさに、今世の人賢聖の書をよみて、義理を論ずといへども、我身の上の事に引あてゝ、あしき心あしき行を改めんとする事をしらす。是はいかなる事にか、予其心得ずとのたまひけるとぞ。〔落粟物語〕



### 第十二章 上杉治憲と其の藩政 (一)

#### 【五六】 上杉治憲

治憲の出生

上杉治憲は、田沼時代よりも、寧ろ次の時代に、其の多くの生涯を送つた。然も米澤藩主としての生活は、田沼時代と始終した。彼も亦た養子だ。彼は日向高鍋の城主秋月種美の次男にして、寶暦元年七月、江戸一本松秋月家邸に生れた。十年六月、上杉重定の養子となり、明和三年七月十六歳にして元服、從四位下に叙し、彈正大弼に任せられ、將軍家治の偏諱を賜ひ、治憲と稱した。明和四年四月十七歳にして襲封、十二月侍從に任せられ、天明五年二月三十五歳にして退隱、越前守に改め、享和二年十一月五十二歳にして、總髪となり、鷹山と號した。在職十九年、隱殿にありて、政を興り聽くと三十六年、文政五年三月七十二歳にて逝いた。是れが彼の生涯の大略だ。

治憲の生涯

治憲の時代の田沼

治憲退隱理由

而して彼が襲封の明和四年は、田沼意次が、大名となりての十年後にして、老中となる六年前だ。而して彼の退隱したる天明五年は、即ち田沼意次が職を奪はれ、封を削らるゝ前年だ。されば此の場合に於て、彼に就て少しく語るも、強ち時代と没交渉と云ふ可きではあるまい。

上杉鷹山公と云へば、徳川幕府二百六十餘年間に於ける、明君の標本として、今日に尊崇せられ、明治五年には、米澤舊領の士民は、官に請うて彼を祀り、別格官幣社上杉神社に合祀せられたが、後ち彼のみを松岬神社として、今は縣社の一となつてゐる程だ。彼は何故に、三十五歳の壯盛なる際に、退隱したる乎。

これよりさき天明二年、弟喜平次勝意を世繼と定む。直丸といふ男子ありつれども、喜平次父のまさしき子なりければ、其血肉の親しみをあもへるなる可し。

勝意が則ち治憲だ。治憲は自から養子なるが故に、其の子あるに係らず、然も



治憲治國の志

自から壯齡なるに係らず、養父重定の實子に、位を譲つたのであらう。此れは水戸光圀が、己れが子を差し置いて、兄の子に後を襲がしめたと、事柄は異なるも、心意氣は同一だ。

治憲の十七歳—幕府への申請には二十二歳—にして、米澤城主となるや、其志を詠じて曰く、

受次て國のつかさの身となれば、忘るまじきは民の父母。

と。乃ち彼れ躬から民の父母たる天職を自覺した。而して同年八月朔日、江戸より内使を、米澤に發し、春日社に左の誓文を奉納せしめた。

春日社奉納の誓文

- 一 文學壁書之通無ニ怠慢ニ相務 可レ申候。
- 一 武術右同斷。
- 一 民之父母之語、家督之砌、歌にも詠候へば、此事第一思惟可レ仕事。
- 一 居レ上 不レ驕 則 不レ危、又惠而不費と有レ之候語、日夜相忘問敷 候。
- 一 言行不レ齊、賞罰不レ正、不順無禮無レ之様 慎 可レ申候。

右以來堅 相守 可レ申候。若怠慢 於レ仕者 忽蒙ニ神罰、永可ニ家運盡ニ者也。仍 如レ件。

明和四丁亥歲八月朔日

上杉彈正大弼藤原治憲敬書 花押

書文久し

春日神社は、上杉家の祖神にして、(謙信を祀り、後に上杉神社) 歴代尊崇する所、而も何人も此の誓詞の存在したるを、知る者なかつた。然るに慶應元年火災に際し、神社の寶器を拯ひ出すの際、其の表書に、奉納春日大明神尊前誓詞上杉彈正大弼藤原治憲敬白と題したる一函を得た。開き見れば則ち是れだ。されば其間九十九年、誰しも之を知るものは無かつた。惟ふに十七歳の貴公子として、實に見上げたものと云はねばならぬ。此れは固より自發的の行爲であつたに相違ない。

上杉家財困難原因

當時の上杉家は、財政困難の極點に陥つてゐた。それは吉良上野介義央の嫡男綱憲が、寛文四年三十萬石の半知十五萬石を、襲封するや、故らに尊大を事



白子社奉納誓文

とし、三十萬石の當時よりも、却て經費を増加するに至り、爾來百餘年、因襲の久しき、殆んど手の著く可き様も無かつた。されば治憲は、同年九月六日、更らに内使を米澤に差立て、白子社へ、左の誓文を献げた。  
連年國家衰微、民人相泥候。因大儉相行、中興仕度祈願仕候。決斷者於相怠忽可蒙ニ神罪一者也。  
明和丁亥九月六日

藤原治憲敬白 花押

君臣同盟の誓文

白子大明神も、春日社同様、歴代尊崇の神社だ。而して彼は江戸家老色部照長に此志を語り、同人亦た感激し、茲に君臣同盟の誓文を献げた。  
誓詞  
國家衰微仕、國民相衰申候。因此般大節儉相用申候。此段色部典膳同意仕候。勿論此以後、政道國民相泥候儀仕間敷、此事若於相違仕一忽可蒙ニ神罰一者也。

明和四丁亥九月十三日

羽州置賜郡米澤城主

上杉彈正大弼藤原治憲敬白 花押

色部照長の誓文

而して色部照長も亦た、左の誓詞を献げた。  
此度大御儉約被仰候所、拙者儀御尤奉存候。尤同役兎角申聞候共、翻心申間敷候。尤國民不相泥一様可仕候。此儀若於相違一忽可蒙ニ神罰一候。仍如件。  
明和四亥歲九月十三日

色部典膳照長 花押

彼は第一著に、大儉約實行を以て、其の施政の方針とした。



【五七】 上杉治憲の在府在藩の諸士への告諭(一)

儉約調諭

上杉治憲は、徹底的に儉約を實行す可く、明和四年九月十八日—彼が襲封の年、時に彼十七歳—江戸勤番の諸役員及び平士一同を、前に召し、支藩上杉勝承—上杉綱憲の四男勝周、享保四年兄吉憲の領地内、私墾田一萬石を頒ち領す、其子即ち勝承—を陪席として、親しく其の主旨を諭した。

其大旨

當家大家より小家に相成、上下共に諸事大家の古を慕ひ候心故、自家格も重く、重ければ猶奢の費も相増し、又太平久く候故、いつとなく風俗も奢に相成候故、當家質素律義の風を害ひ候事、時勢とは云ながら嘆はしき事に候。

財政困難

と云ひ。而して今日財政の困難を説き、況して水難、旱魃、火災、御手傳、御普請、右之内一ヶ條も相至候時は、國家難ニ相立候。我等小家(治憲實家秋月氏は三萬石)より、大家(上杉氏十五萬石)

決心

の譲を受奉り、此儘家の亡るを待、國中の人民を苦る事、不孝不可過是候。是候。と云ひ。

將來立行  
くべき爲

斯迄衰へ候國家、可ニ相立一見切無之候故、其役筋へも、深く相尋候處難ニ相立一旨、孰れも同様申出候。乍去居ながら亡るを待んより、君臣心力の盡くる迄、可レ成丈の大儉約を執行候はゞ、若も立行事もやと、此事屹と思立候。如何にも殊勝なる申分だ。而して彼は更らに、尤我等身廻より始、諸事省略可レ致候間、心付の儀は、無ニ遠慮可ニ申聞一候。無ニ申迄一候得共、下々不ニ相立一して、我等一人可ニ相立一事には無之候。諸士も百姓も大儉約を用ひ候はゞ、今はさぞや難儀不自由とも可レ存候得共、面々永く家を保ち身を安じ候事に致度ものと、重く儉約を申出し候。



身邊儉約  
條々

と、懇ろに彼等の納得す可く、申し聞かせてゐる。而して其の身邊儉約の各條中には、

一 於ニ内輪ニ木綿衣不斷着用する事。

一 平常膳部之儀、一汁一菜に限る事。但し歳暮は一汁二菜にて相祝事。

等もある。而して從來、藩主服食等の仕切料一千五百兩を、世子の時の儘二百

九兩に据置き、奥女中五十餘人を九人となし、先づ彼自ら大節儉を實行した。

在藩諸老  
臣に告ぐ

治憲は更らに執政千坂高敦を米澤より召さ、其の趣旨を親しく申し含め、歸國

の上は、家中の諸士を城内に召し集め、懇に申達す可きを諭したが。高敦は

斯くては諸士、眞の思召に出でたるものと信せざる可く、寧ろ先例に仍り、一

列筆頭への告達に止む可しと答へたから、治憲は、自から志記と題せる一文を

與へ、之を米澤にある諸老臣に示し、其の志の存する所を告げしめた。

微志左に記す。手前は高錦侯の第二子に生れ、幸に先君の命に依り、當家を

志記冒頭

を相續す。此上の仕合有間敷候。然るを身の本を忘れ、何ぞ一身を樂ん

年少藩主  
十分の了

や。惟此上の願には、一度び國家を再興し、人民を安ずるこそ、此身生涯の願。是に過ることあるべからず。當家の儀は、武尊公の末葉、誠に英名を日本に輝かし、武威を關八州に振ひ、關東管領に至り給ひ、誠に隠れなき家柄、誰にも恥ることあるまじ。然るに困窮の爲め、國を亡さん事、口惜さ云計りなし。然れ共斯く衰ひたる國なれば、仁政も、慈悲も、鰥寡孤獨の民を養ふにも、政を行ふべき様もなき事、嘆はしき事ならずや。此れが彼の在藩の諸老臣に告ぐる冒頭だ。斯る文句の決して附焼刃でないとは、一讀すれば分明的だ。彼れ治憲は、十七歳の青年ながらも、既に一人前の了見は、十分に出來てゐたものと思はる。

【五八】 上杉治憲の在府在藩の諸士への告諭(二)



迷惑は一時詰りは安堵

彼は赤心を披いて、在藩の諸老臣に告げた。

因て此度大節儉を取行ひ、人民が迷惑に思ふとも、詰る所は、人民の安堵する事、目前の道理と存候。

又神事祭祀共に、國家の痛みをして、神慮に叶ふべき事よもあらじ。譬ば古の天下の老中松平伊豆守殿、大佛を焼き亡し、錢に鑄させられし事、實に大佛の心には善く思召らんと、愚の心に存するなり。天下の爲には、斯様の事さへ致され候。

適切の例

此れは在藩の諸老臣に取りては、如何にも適切なる戒告だ。此處に天下の老中松平伊豆守を援き來りたるは、如何にも善き思附さだ。

米澤へも申知らす

又人民へ此度斯様の儉約を取行ふと云事を、江戸詰合の者へは申知らせ、米澤の者へは申知らさねば叶はぬ事なり。

人民不覺なき様

諸大夫憲(治憲)に替りて、能く申渡され賜はるべく候。家中多き内には、斯迄家の危き事を、存せざる者も有間敷にもなく候。左候は、家亡る時

人民覺悟

に至り、人民不覺にて見苦き有様ある時は、後評にも、英雄の名を日本に振ひし武尊公の子孫なれども、國衰微すれば、君も臣下も、柔弱に成り、見苦しき有様哉と申時は、先祖の英名、一時に失ふ事、不孝是に過る事有るべからず。

君侯自らの心

又人民覺悟宜く、亡ぶる共勇敷有様ならば、流石英雄名大將の子孫哉と評判ある時は、亡びながらも、歎きの内の悦びなるべし。此度對馬(千坂高敷)下りて、皆へ申渡す所、又先年の如く、下より申上にて取行ひ給ふと云ふ心にて、中々信服薄かるべしと云事なれども、實に憲が自ら典膳(色部照長)と國家の事を論じ、典膳も了簡なき由申候に依り、諸役人の了簡印簿を以て取上見所、誰も了簡なき事同様なれば、全體國の祿不足なるを凌ぐには、儉約に若し事あるまじきと、屹と心に迫り思ひ立申事、天の照覽、明かなれば、何のさゝわりあるまじく候。

自身發意の力説

此れは從來の儉約申達は、何れも下よりの申立を、上の名を藉りて出したる



懇談的の  
依頼

ものなれば、信用薄く、今回も亦た其通りならんと云ふも、今度は全く自らの發意であることを、力説したので。然ば對馬も得心致され、何程も丁寧に、差當り家中の者へ、残りなく申渡し呉らる可く候。

國の政は、何成共宜敷事は、随ひ取行ふ存寄、勿論の事に候。檢約をする事、第一の急務なれば、速に取行ふ事、甚宜き様に存候。返すく願ふ所は、今日學問を致すも、道を承くるも、人民を安く暮させ度き存寄、一つに止り候事と心得申候。因て只々憲が願ふ所は、大夫中心を合せ、一度國家を立てもらふ事、偏に願ふ計り也。

若年襲封  
の爲か

如何にも殊勝なる申分だ。彼は君主として、臣下に嚴達せず。全く懇談的に、其の老臣共に、依頼したので。此れは彼が小藩からの養子と云ひ、且つは若年であるが爲めと云ひ、又は新たに襲封したと云ひ、彼是の事情より、斯く下た手に出でたものであらう。

念願人民  
安堵のみ

前申通り、他家より重き家を繼ぎ、人民の肉を取て樂む心は、露塵もなご事。東照宮の御遺訓にも見當り、師匠平洲先生（細井甚三郎）の物語も忘れまじく候。

又米澤の民を苦め候は、高鍋侯迄も恥しめ奉る事、不孝云ふ計りもなし。此度對馬下りの上、同役中へ手前の微志を述らる、手控の爲に、書き記し申也。

只々我等が願は、人民の安堵に候。返すく此所を能く申聞せ、人民の不審興らず、一度國家を再興の願、且暮忘るゝ事なく、能々心得呉られ、家中一も落なき様に申渡し賜はるべく候。

拙筆に候へば、思ふ程は、十に一も書取られず候。以上。

明和（四）丁亥閏九月

而して支藩上杉勝承、亦た治憲に共鳴し、同年十一月十一日、左の誓書を、白子神社へ納めた。

支藩主勝  
承の共鳴



今般同苗彈正大弼國家を深く憂、重き節、儉取行候儀、於ニ不佞一悉く同意存候。猶此未無怠慢、彌同様に精仕、當家再興之儀、偏奉願候。若此儀於ニ相違、忽蒙ニ神罰。仍如レ件。

明和四丁亥冬十一月十一日

羽陽上杉駿河守勝承敬白 花押

江戸に於ては、此の如く共鳴者ありたるも、米澤方面は、決して治憲の思ふ様には參らなかつた。彼等諸老臣の態度如何。

献上物は輕さがよし

醫へば釣魚の品や菜園の品や手

常々の御物語に、献上物は輕きに却つてしならしき誠あり。下々同士の贈物も斯くあるべし。能き品到来の、満足ならぬにはあらねども、善盡し美を盡せる品を贈られては、其心遣ひの痛み入り、又相應の挨拶もがなと思ふより、常々苦にし、心に懸けて安からず。醫へば釣魚の二三も持來り、或は菜園の品摘み來りて、手作の品といひ、昨日釣り得たりなどいひて、贈られるには、實にも

凡その人情

其人の眞實思ひやられてしならし。斯かる品は、其挨拶の如在をすべきにはあらねども、苦にし心に懸くる程にもあらざれば、心に於て安きなり。然るに能き品事々しく取飾りて、贈られるは、上を敬せる誠より、其心を盡せるに相違もなければ、其心遣ひが却つて痛入りて、安からぬなり。凡その人情、思ふ儘なるには心残らず、心に任せぬに、残念の絶えぬものなり。されば能き品取揃へて、贈らるれば、元より己が思ふ儘の贈物なるより、自ら残す處なしと云ふ心より又もくと思ふ心の誠を失ふなり。心に任せぬ微少の贈物せるは、微少の残念より、又もくと贈りたしといふ心忘れず、其人の誠も彌益に進むぞかしと宜ひし。〔翹楚篇〕

【五九】 上杉治憲對在藩の諸老臣

在米澤老臣の不承

米澤に在る老臣須田滿主、芋川正令等は、千坂高敦が、治憲の志記〔參照 五八〕を携へ、江戸より還り之を示したるに、斯る重大の事件を、米澤の諸老臣へ一



應の沙汰なく、獨斷にて決行せられしは、輕舉なりとて、之を沮み。且つ江戸詰合の者には、御直達にて、米澤は奉行達しとあれば、兩者權衡を得ざる嫌ひありと云ひ。姑らく治憲の歸國の時を待つ可しと答へた。此に於て治憲は、直書を、執政須田滿主、竹俣當綱、芋川正令に與へ、其の再考を促がし、更らに本庄職長、千坂高敦、須田滿主、安田雅元、竹俣當綱、市川盛房、清野祐秀、芋川正令等へ直書を與へ、懇々論す所があつた。

改めて直書を與ふ

此度の儉約等にて、未安堵の所へは不參候由、夫に付ても、儉約に致し、德實を以、再興の願相違候様に被申越。尤の儀、勿論此度の儉約にて、安堵には不參段、勿論手前義も、右之通存候。且又斯様重き義は、已後とも米澤へも評判の上、取量候様に、委細各連名にて被申、逐一令承知候。手前義も國家危く、明日を難計由承り、心も不心、典膳(色部照長)へも強て申談、取量候儀、只今に至り、甚後悔、畢竟心の驚候様に、輕卒の至と存候。聊大臣を疑候所存にては毛頭無之、

鄭重懇請

老臣尙ほ不承

前主重定の出馬

各宜敷被三氣付、向後の心得被三申聞、不淺深切の至と令三承知候。必々向後其心得にて、萬端可三申談候。と云ひ。

委細は先書申達候通に候。今更先非を悔候ても不却事に候。唯々申渡、虚に不三相成様に勘辨、猶此上各手前爲を被三存候て、被三申聞上は、今一度評判可三給候。

如何にも君主たる治憲は、其の在米澤の老臣等に向つて、手を突て叩頭せん計りに懇請してゐる。

然も彼等は前議を固執し、數回の評議を経たが、遂ひに之を決行するに至らなかつた。此に於て治憲の先代、即ち彼の養父重定は、執政千坂高敦、竹俣當綱、須田滿主等を召し、大儉約發令に關する、消息を諮問した。彼等は是迄の顛末を答へた。重定曰く、卿等の所説、或は一理あらむ、されど既に江戸に於て發令済のものを、當地—米澤—に於て、滯らしむるは、當主の威信に關する大



なり。我本城に至り、當主に代りて直達す可しと。高敦等其命を奉じたが、獨り芋川正令は、重定の召にも應ぜず、同列の會議にも出席しなかつた。斯くて十二月十一日(明和四年)に至り、重定は本城に於て、諸老臣、諸役人等を前に召し、大節儉令を傳へた。

老臣近臣の動搖

されど此の大節儉令は、米澤に於ては、驩迎せられなかつた。此の直書を見て、治憲は小家の出なれば、大家の格式を知らず、且つ僅かに十七歳の青年に、斯くばかり識見、文才のある筈なし。是れは畢竟近習菰野善政、木村高廣等の細工であらうとの風説行はれた。此に於て兩人亦た心に安せず、退役を請ひ、明和五年正月歸國した。而して同年五月、奉行職の一人、芋川正令は、致仕した。彼は保守黨の首領と云ふ可き一人にて、治憲を目して、浮薄にして、大體を知らざるものとし、同僚竹俣當綱を以て、佞邪君を誤るものとし、遂ひに此に至つた。

治憲腹心の重臣

治憲の初政も、實に艱難であつた。財政は殆んど必迫の極に陥り、諸老大臣、何れも彼の弱齡と、小身よりの養子たるを悔り、其命に獎勵せず。眞に彼と相得たるもの、老臣中獨り竹俣當綱あるのみだ。而して其の左右の菰野、木村も退きたれば、與に談ずる者、侍醫藥科貞祐あるのみだ。彼は醫者ながらも、志士であつた。竹俣當綱、菰野善政、木村高廣等、皆な彼に兄事した。寶曆十三年竹俣當綱が、重定の寵臣にして、君國を誤る森利直を誅せんとするや、貞祐は實に其の主唱者であつた。彼が明和五年十二月十二日附にて、其の在國の小川尙興に答へたる一書は、能く治憲初政の情態を盡してゐる。

【六〇】 藥科貞祐の書簡

左に掲ぐるは、前記の如く(參照 五九)上杉治憲の侍醫、藥科貞祐が、其の師友たる在米澤の小川尙興に答へたる書である。

事情を盡せる書狀



秋津洲一  
統の奢り

無用の事ながら御答申上候。……いかに小國なればとて、國は國に相違無御座一候。それをいかに御聖智に入らせられ候とて、血氣未定十九二十の御歳にて、いかでか國中へ御仁徳の、姥も嬬も嬉がり候様に行届可申哉。され共、近代の有様は、太平打續候ゆへ、誰が奢を勸むるとなしに、秋津洲一統に奢り立候て、誰も彼も奢の腹に生れ、奢りの内に育ち候へば、貧乏するは、何故との無合點。只目出度し難有しと囃し立候程に、世界には愁といふものが有かとも、難儀といふ事があるが有かとも知らぬ衆達、人情といふものを、露合點の行ぬ風流人の旦那ぶりにて、座しては褥に坐し、行くには馬、駕籠にゆすられて、行給ふて、暑いも寒いもほふだひなしか。一國の人君と仰がれ給ふゆへ、主様の仕事は、茶の湯、俳諧、碁、双六、三味線、淨瑠璃、歌舞伎、能、謡ひ、偶々書物好きといふ君も、樂がなくて悪いの、惜いのと、御意あるやら、勸むるやら、ヒチリキヤ、笙や、音楽に囃し立。此頃は楊弓も射厭き給ふて、禮記に投壺が傳はらぬが惜ひとて、投壺の製作ありて、

主様の仕

普通以上  
活か  
大名生

君侯節儉

諸大臣の  
職責

酒飲共の拳の代りに用られ候内、四座の猿樂共を師匠とて尊敬あるが足らずして、瀬川露香や、市川三升を、先生同然の御取扱に御親み被成候も、珍らしからぬ大名衆の有様に御座候。此れは當時の大名の、日常生活に就て語る所のもの。先づ此等は大名中にて、普通若しくは、より以上善き方であらう。斯る所に生れ落給ふて、去年九月十七日迄は、木綿といふ物は、肌へも著で、夢にも御覽被遊ぬ荒き地合の木綿襦袢、上から下まで、今日が今日まで、召しおわしまし候。仁徳は當時目のあたり見れば、格別にも存知ぬ様に御座候得共、是を草紙の端にても書し置て、百年も後から評判仕候て、世上の道樂衆から見れば、雪と墨の違ひにては無御座一候哉。此れも尤なる次第だ。此仁徳の國中へ行波り候様に育て擴げ申は、鹽梅上手の諸大夫、諸職人の御手際次第にも可有御座一候哉。



當時の腹立氣持

君徳を民人に廣く敷くは、大臣の職であるといふ意味。爾し當時の勢ひは、最早太平打續、四海靜過ぎて、上下共に奢りの病根ゆへ、次第に病症顯はれ候て、誰も彼も氣ひづがしく御座候間、腹立氣持の人情に成候ゆへ、少しも常に變り候事が、御座候へば、人の心動き立候て、ぶら／＼仕様に御座候。

此れは米澤に在る諸老臣、其他に當て付けたるばかりでなく、當時の實際を語りたるもの。

一揆徒黨の騒ぎ

況や少しも年貢取立、百姓あたりの辛き事か、常に變り候仕形かあれば、年々に打續候て、そこもここも、一揆徒黨の沙汰にて、日光が濟めば山縣大貳が出現、(山縣事件明和四年)大坂が騒げば、佐渡ゆる、伊勢路もあれば、越路もかしましく。斯様に百姓の心騒しく成行候も、畢竟は一度は治り、一度は亂れ候天道の事に御座候へば、そろり／＼と天下のゆる、兆も可有御座候哉。實に國を持給ふ主様方の御用心時に御座候。

特選の看取者

如何にも當時の大局に關する、一隻眼と云ふ可きであらう。明和から天明にかけては、幕政は殆んど瓦解の兆を顯はした。此れを看取したのが、前には山縣大貳の徒があり、後には高山正之の徒があつた。此の藁科貞祐の如きも、上掲によりて、如何に世運が危殆に歩一歩近きつゝあるを、認め一人であらう。

各人其節を守るの要

知命の上は、其身／＼の節を守り候は、專要に候。扱も此世の中も、君は君のほどを守り、大夫は大夫の節を知り、諸職人は諸職人の節を存知候人さへ寄集りて、勢を出して、世話をやく事に候はゞ、申分は少しも無御座候事候。

貞祐は寧ろ大夫は大夫の節を知り、諸職人は諸職人の節を知る者少きを、是れ憂としたのであらう。治憲の初政も、實に難い哉。



【六一】最初の入部

色部菴戸の擢用

明和六年正月五日、江戸家老色部照長を奉行職に命じ、同日菴戸善政を町奉行に任じた。善政は竹俣當綱と與に、治憲の政治改革に於ける、左右の手とも云ふ可き者だ。彼は既記の如く、(參照 五九) 近習であつたが、節儉令發布に際し、在藩諸老臣其他の非難を招き、退きたるが、今や再び町奉行に拔擢せられたのだ。

普請手傳を命ぜらる

然るに泣き面に蜂とやらにて、同月廿八日、西丸御手傳御普請の仰せを蒙つた。凡そ諸大名に取りての痛手は、幕府が此の所謂御手傳なるものを命ぜらるゝにあつた。然るに上杉家は、財政必迫の砌、此の厄難に罹つた。其の當惑知る可きのみ。彼は三月、國中へ直書を發して、其の志を陳べた。

是に就き觸内への

此度不ニ存寄、西御丸御普請御手傳被ニ仰付一候義、難有仕合候得共、斯衰へ候上に被ニ仰付一候事、千萬歎敷次第申計り無レ之候。此事目前

に相見へ候事故、去々年重き儉約をも申出し、一汁一菜綿服と申稱の義も

致候。元より國家長久、安民之事を相願候故、斯迄衰へ候人民を、

子とし養ふ身分に、何の榮華を希ひ候はん哉。……此度斯る奉蒙仰義、

先年よりの覺悟とは乍レ申、今更十方に暮候計りに候。斯衰へ候

人民へ如何か相頼候て、此家は可致ニ保護一哉。……只此度の儀は、國家

の危窮に至候節なれば、只々人民も上杉の御名家滅亡に至候所を、十

萬人餘の力を以、御家を相立候。大忠節の時節と可レ存候。……必しも手

前一人えの忠勤には無レ之候。御先祖様、御代々の御厚恩を蒙り候義を

相考、通レ君臣必死の覺悟を以て、面々志を竭し、此御苗字へ御味方

致さば、十萬人の力を以、何とか西御丸は安々と可ニ成就一と存候。……

斯くて諸士は、御借上殘知百石に付、金二兩掛、百姓は高百石に付、銀百匁

尙ほ諸士町在共に、有志應分の出金を命じた。

治憲は初度の入部として、十月十九日江戸を發し、風雪を冒し、城下を距る三里

銘々出金

初入部と



馬廻、五十騎組葛藤

の大澤驛より、騎馬にて米澤に著した。而して彼は歴代の難題であつた馬廻組、五十騎組の葛藤を調停す可く、餘儀なくせられた。馬廻組とは、上杉家譜代の士、五十騎組とは、景勝の實家長尾家の武功者の末、兩手何れも先勤を争ひ、互ひに相下らず。事は頗る面倒であつた。彼は此れが爲めに苦心し、屢ば論したるも、容易に解決を見なかつた。若し一方に後勤を命せしならば、不意に斬合も始まる可く、或は一手擧つて離藩するやも知る可からず。執政も手を束ねて、措置に迷うた。此に於て治憲は親ら其衝に當りて、手控を以て論した。其の手控の中には、

治憲の訓諭

一 當家百二十萬石の昔、三十萬石に相變じ、今又十五萬石に相減候義、口惜く可レ思候。然に此間、兩手互に先勤を争ひ、若し一國の騷動にも及て、將軍の御下知は、上杉の御苗字へは相懸り申間敷哉。自然の義有レ之時は、當領亡國、兩手は何れの國にて先勤を争ひ可レ申哉。との痛切の一項もあつた。

四十年日るに起る葛藤

木曾山槍の警

一 享保十一年宗憲公御代、兩手先勤の沙汰起り候由、其後御三代此事起らず、四十餘年目出度奉公致し、殊に又何の差支にも不<sub>レ</sub>相成候。然に此度、兩手よりの申立は、如何が致したる事に候哉。御代々様御思慮掛りと申義、御家の大事を被<sub>レ</sub>思召候。然に四十餘年静りたる義を相起し、年若なる手前に片付け候へとは、當惑の事に候。今度重き御手傳迄も難なく成就して、國入候處、先勤の伺より騷動にも相成哉と存候へば、返すくも歎はしき事に候。我等不肖より相續の事に候へば、此上萬一家國何れに相成候共、元の秋月の末子と諦め候時は、夫迄の事に候。乍爾御家の大事、社稷の重き處、家中の衰弊も、此事に相掛り候。是迄年來御思慮掛りと申義を、何と相極可<sub>レ</sub>申哉。

一 動もすれば、兩手の前後を争ひ、此事起り候へば、父子兄弟後を合せ、色を變じ、拒み申候由。兩手互に聲を取り娘を遣り、子孫榮へ候には無<sub>レ</sub>之候哉。互ひに争ひ、敵と味方とに相成、同國同居して隔候義、餘所目



よりは笑止に思ふまじく候哉。木曾山の檜は、共に摺合て、木より火を生じ、一山の深林を、一時に焼倒し申す由。是も摺合よりの災には無之候哉。

漸く解決

彼は斯く痛切に諭したるも、容易に解決せず、遂ひに翌年—明和七年—二月六日に至りて、漸く一段落を告げた。

馬廻後勤

兩手鐵砲先勤争の儀、已むなく詰り、直覽難成時は、他の聞へ迄、甚氣の毒に付、先達て直に申含候趣、何も致承知、手前の恥辱を考へ、馬廻後勤致候様にと、順路の答申出の儀、真切の志、満足の事に候。此旨平番中へも能々可申聞候事。

此れが治憲の馬廻組に申渡したる、口上書であつた。

【六二】 治憲と紀平洲

平洲の人

治憲の人物を陶冶し、其の治化を挙げしめたる、第一人は、實に紀平洲だ。彼は俗名細井甚三郎、一代の通儒にして、最も政務に明かであつた。尾張の産、江戸濱町山伏井戸に寓居して、徒に授けた。薬科貞祐の江戸にあるや、偶々其の講を聴き、其門に入つた。而してやがて其主重定に薦めて、世子—治憲—の師範とした。時に明和元年、治憲十四歳の時だ。兩人の關係は、此れより始まつた。而して其の兩人相信じ相得て、互ひに一生涯を終了した。

平洲米澤に聘せらる

明和八年二月、治憲は、彼に十人扶持を贈つた。而して同年四月、治憲の歸國するや、國學再興の志あり、平洲を聘して、共に其事に従はんと欲し、其の發程に先ち、彼自から行列を正し、正式に平洲の僑居を訪ひ、銀子三十枚、縮緬三十反、及び樽肴、菓子を具へて、米澤招聘の事を依頼した。斯くて五月二日、平洲米澤に下著、馬場御殿松櫻館を、其の旅館とし、俊秀の學生二十人を



定付として、其の教授を受けしめ、神保綱忠を松 櫻館學長となし、又吏員を置いて、用度を辨せしめた。

神保綱忠

神保綱忠は、幼にして穎悟、葦科貞祐に學んだ。寶曆十三年、治憲世子たるの時、竹俣當綱の薦を以て、學業御相手となつた。治憲は綱忠に期するに、將來の學頭を以てし、明和六年、平洲の家塾 嚶鳴館に就て學ばしめた。綱忠勉勵、學業大いに進み、館の學長となり、居ること三年、此際平洲に從て、米澤に還つた。

葦科貞祐の勳功

平洲を米澤に聘するは、本來葦科貞祐の志であつた。彼が病んで國に還らんとするや、平洲往いて之を訪うた。貞祐告ぐるに其事を以てした。而して貞祐は、明和六年八月、三十三歳にして逝いた。貞祐は治憲の治化を施すに先ちて逝いたが、然も彼は多くの意味に於て、其の因を爲したる殊勳者と云うても、過言であるまい。

貞祐辭世

三十三歳在ニ人間。煉藥論文意閑未。莫咲栖々生疾苦。白雲乘

去出ニ塵寰。

おしかりき命のけふぞおしからぬ、さだめありける數と思へば。

如何にも超脱の辭世だ。以て其の人となりを知る可し。

平洲貞祐の墓を訪ふ

上記の次第にて、平洲も米澤に至り、貞祐の墓を訪うて、其の悼歌三首を手向けた。其一に曰く、

浮雲のあとをしるべにとひくれば、忘れず山のかひもなかりき。

と。惟ふに平洲は、單に藩士の學業獎勵の爲めのみでなく、亦た治憲政治上の顧問として、献替する所が多かつたであらう。

治憲第一善政 嬰兒生

治憲の此際に於ける善政の一は、嬰兒生育の事である。明和八年十一月、諸組頭一列筆頭を前に召して、左の訓諭を發した。

生養は天地の徳にて、萬物生々の有様、目前の事に候。此故に父母は子を  
生み、子も亦子を生みて、憐み育て候事、誰々も同じ心に候。然るに奥  
羽の習はし、出生を擧ざる者も候由。恩愛の切なる忍び難き筈に候へと



も、生れて未だ物言はず、愛々の未だ發せざるに、今日の貧苦など考へ、小を殺し大を助くる杯、思ひ違ひ候より、心ならず僻事を爲し來り候にもあるべく候。本より貧賤は、何國と限るまじく候。假初の殺生をさへ惡しきとは、知るものに候へば、我身の父母に生みなされ、人と成り候事を、能々思ひ合せ、出生を育て候様、返すくも願はしき事に候。右の通、下々へも申聞せべき者也。

郡奉行任

而して彼は又た十二月に、郡奉行所を二之丸御政事所の側に開き、毛利雅元に郷村頭取、大石尙綱に次頭長、長井高康、永井貞則に郡奉行を命じた。此の如くして民政の作興に、新なる機關を設けた。元來郡奉行は、寶曆七年に新置したのであつたが、三年にして廢官となつた。然も今度之を再興し、更らに其の格式を進めて、寺社奉行の上席とし、秩祿二百五十石を賜ひ、次役五人を附屬し、代官の上席とした。

江戸邸の焼亡

然るに江戸に於ては、安永元年二月十九日の大火にて、櫻田、麻布の兩邸類焼

した。

此度江戸兩屋敷類焼の儀、大火と云、一統の事なれば、無二是非一次第に候得共、當家勝手向衰候未なれば、何れに成行事か、千萬無二心元一候。乍然跡の事はかへらぬ事なれば、此上は志を不屈、全く御家を相立候事、專要と存候。其儀は家中を相頼ねば、中々不ニ行届一候。然れば孰れも此節の事なれば、一際力を合、御家を相立候様に頼存候。依レ之存寄も於有レ之は、無二遠慮可ニ申聞一候。此段組中支配同列へも、宜く可ニ申聞一候。此れは三月十日、治憲が諸士を前に召して、親しく申渡したるもの。而して平洲の家、亦た類焼したるが爲めに、同日米澤を發して、江戸に還つた。

平洲江戸に還る

【六三】 著々治化を擧ぐ



一難更に  
加はり新  
奇賦課

諸士への  
褒詞

時宜に従  
ふこと

櫻田、麻布兩邸の類焼は、更らに一難を加へ來つた。此を以て治憲は、家中へ三ヶ年間、百石二兩掛の出銀を賦課するの、已むなきに至つた。而して五十騎、與板の兩組は、首唱となり、諸組何れも新築用材伐採運送方の手傳を、申出でた。今度兩屋敷類焼に付、何も召出し、細々申含候處、組中此度申出の趣、年寄共申聞候。當節を相考、身分不相應の事たりとも、申付次第可相勤旨、前後を不顧無二の志、流石に御譜代の面々、唯一筋に、御家の爲に、身命をも不厭存寄、奉對御先君様、御家の忠節、何か不可過之候。惡しく心得候と、身分不相應の勤等は、忠に似て不忠なりなどと申論も、可有之候得共、それは平常の上の沙汰にて、機に臨み變に應ずると申事には無之候。譬ば此度兩屋敷に居掛り、焼失を見懸り候は、格式を守り、空く其場を相通候義、誰も難忍苦に候。時に取り、平常の道をばづし、時宜に隨ふを權道と申候。是則臨時の上の儀、格別の事に候。然ば此節此時に至り、我も人も力を盡し、御家を相立候志肝要に候。

江戸の大火は鎮り候得共、御家の興廢は、未ださだかならず、千萬無二心元一存候。此度何もの申出、全く權道に相叶候義、兎角に感入候。斯の通君臣志を共にし、急難を相拒ぎ候は、御家の相立候儀は、疑ひもなく、安心の事と、我等満足不淺儀は、中々辭に演難く候。猶此上頼候筋は、追て可及沙汰候。此段支配下へ能々可申聞候。

木材伐出

此れが治憲の諸士に與へたる褒詞であつた。かくて五月八日、五十騎、與板兩組の面々は、會津境鹽地平の山中に入りて、木材伐採の御手傳を開始した。執政竹俣當綱に其の總頭取を申し付けた。當綱は自ら衆士を率ゐ、何れも簑笠を著け、晝夜深山幽谷の裡に起臥した。時恰も初夏にして、東北の山地、餘寒尙ほ肌を襲ふの際、居小屋は笹葺、食は湯漬水菜汁にて、其の艱苦は、戰時中よりも、尙ほ甚だしかつた。然も當綱は身を以て、之に先んじ、衆を激勵して曰く、今や國艱に、主憂ふ、是れ臣子身を致すの時、諸士譜代の恩を荷ふ、宜しく憤發以て君慮を安せよと。衆皆な感激踴躍



花戸竹俣  
益々重用

郷村教導  
出役

す。當綱部署を區分し、勞逸を均しくし、指揮其の宜しきを得、二十餘日にして、一萬餘株の大材を伐採し、深谷險坂を経て運出するに至つた。

九月町奉行花戸善政を、御近習頭とし、秩祿三百石を賜うた。爾來竹俣當綱は、執政として外に在り、花戸善政は、近習頭として内に在り、内外提携し、治憲を補助し、大いに治化を擧ぐるを助めた。然も此の兩人が、無二の寵任を専らにしたるに就ては、門閥宿老の輩に、不平の者も少くなかつた。而して同月廿三日、領内村邑を十二區に分ち、郷村教導出役を置き、三手組の内より十二人を撰び、各所轄の村邑に在留して、専ら倫理を教へ、農業を勧めしめた。而して竹俣當綱をして、教導の心得を論達せしめた。

- 一 天道を敬ふ事を教へ可申事。
- 一 父母に孝行の事。
- 一 家内睦じく、親類親しみ候事。
- 一 百姓家業の事。

勤方心得  
論達

- 一 御上を恐れ尊び候様教へ可申事。
- 一 便りなき者を痛はりて、渡世可爲致事。
- 一 奢を制し候事。
- 一 著服の事。
- 一 飲食の事。
- 一 家の普請の事。
- 一 婚禮の事。
- 一 葬式の事。
- 一 法事の事。
- 一 又た別に勤方心得を論達した。
- 一 荒地起方の事。
- 一 民の害を除き、民の潤益を取行ひ候事。
- 一 上に立ち、百姓を取扱候諸役人の邪正に、心を付可申候事。



一 村々廻勤の者、在々に於て、非分我儘なる儀も有之候哉、心を付可申事。

一 給人方知行取立に、理不盡なる儀も有之哉、心を付可申事。

一 他國往來の者へ、村々にて非分に當り候か、心を付可申事。

一 往來の病人を痛はり候事。

一 百姓は農業を第一にし、他の業に不拘様可致候事。

一 村高と人頭引合せの事。

一 半馬改めの事。

廻村横目

以上は其の要領だ。而して右教導出役の外に、三手組中より六人を撰み、廻村横目を申し付け、諸郷村を密行し、盜賊、博奕、及び姦民の法令を破る者を監視し、捕按せしめた。

治憲の武事勸奨

謙信以來  
武事を尙  
ぶ

武術のい  
ろく

御武名天下に轟かせ給ひし謙信公の昔を慕はせ給ふより、上には御代々武事には厚く御世話もあらせられ、大小諸士の家々にも、各先祖勳功の末なれば、分けて武略には勇み勵むと雖も、治平の久しき、近頃比べても、稍々衰へたるなどいひあへる事を、御氣の毒に思召し、御親らも、軍法は御家の軍者益田十左衛門成政より、未徳流御稽古まし、中太刀は夢覺流大平源五左衛門道次、弓は卯齋流淺羽六郎左衛門徳弘を師とし給ひ、馬は素鞍流飛田喜助乘順、鐵炮さへ稻富流大熊傳平秀有より傳授し窮め給ひ、常々御復習怠らせ給はず。諸士の武術中、太刀には夢覺流・心地流・ト傳流・三當流・眞天流・二劍流、長刀はト傳流、鑓は伊東流・關流・佐振流、居合は一刀流、棒手詰は一刀流・鹿島流、弓は道法流・印兼流・雪荷流、馬は竹齋流・八條流・素鞍流、其外諸流に至るまで、師匠々の書上御覽ありて、明日は誰某の門人の稽古上覽あるべし、誰が門弟は何日の御覽と、時々御城へ召されて、勇み勵まさしめ給ひけるが、猶も出精格別に存じ給はん事を思召し、安永四年、二の丸の内、新に諸流の稽古所を御經營あり、日々某々が稽古所へ打集ひて、其稽古なましめ給ひ、御閑暇に乗じては、時々其稽古所へ臨ませ給ひ、其修練手際を見給ひしなり。〔廻村篇〕



### 第十三章 上杉治憲と其の藩政 (二)

#### 【六四】七老臣治憲を強要す

舊門閥連  
反抗

治憲が専ら竹俣當綱に任じ、且つ荏戸善政等を用ひ、庶政を刷新したるの舉は、遂ひに舊門閥連の公然たる反抗を惹起した。

須田滿主  
の反抗

安永二年四月廿九日、治憲の歸國するや、當時大檢約の最中にて、治憲始め左右何れも綿衣を着けた。而して山上福田橋、及び大手前を通行の際は、治憲は馬より下り、諸士の手傳過分なりと禮して徒歩した。然るに御供家老の須田滿主は、獨り縮緬羽織を着け、馬に跨り昂然として、其後より通過した。彼は檢約令を無視して、從前通りの生活をした。檢約令の爲めに、諸臣に賜ふ祝儀物減少したるに、滿主は家格に反すと稱して、之を受けなかつた。其子圖書が御手傳に就ての措置を伺うたるに、是れは賤役であるとして、與らしめなかつた。

七老臣連  
署上書

此の如く彼は事毎に、治憲の施政方針に反抗した。然も反抗したる者は、彼一人ではなかつた。

徹頭徹尾  
治憲弾劾

同年六月廿七日早朝、奉行職千坂高教、色部照長、江戸家老須田滿主、侍頭長尾景明、清野祐秀、芋川延親、平林正在七人登城し、治憲に謁し、七人連署の冊子を上り、即座に下知を乞うた。

此の冊子は、徹頭徹尾、治憲彼自身を弾劾したるものにして、其の文句も頗る穩當を缺いてゐた。封建時代、君臣の分限最も嚴重なる世の中に、彼等が斯る文句を、無遠慮に用ひたるは、畢竟治憲が小藩から來た養子であり、且つ弱年である云ふとを、見縊りたる爲めであらう。

正系にあ  
らず

乍憚君上御事は、御正系と申にも無之、御他家より御家督被成候義に御座候へば、上下の御ちなみも薄しと申様なるものに御座候。

國中皆從  
はず

國中十萬人御座候はゞ、九萬九千人迄は、歸服不仕候。奸人計り歸服可



仕候。

と云ひ。

年々悪事の  
のみ

御家督以來七年に相及び申處、何成共宜敷事不罷出、二年を追て凶作のみ打續候義、自然と宗廟社稷の咎も有之ものに候哉。

と云ひ。又た、

閻君の手風を承候に……國家は大切に被致候得共、佞奸に惑ひ、鹿を馬となし候方も御座候。然ば何程國家へ御心を寄せられ候とも、本體の筋違ひ候時は、商人の我商賣を大切に致候とて、悪手代に任せ、身上滅却すると同様の事に御座候。

と云ひ。

長大の寸  
尺違ひ

一 國家衰運に及び候時は、上の心入表裏に變り候事、古今の鏡に御座候。都て小事計りかね合を御合せ被成候て、長大の寸尺違ひ申所、御心を可被付候。

今後の處  
置願條々

と云ひ。更らに左の各條を申し陳べた。

- 一 此末奸佞を御退け被成候義、勿論の義に御座候。其上は左の通。
- 一 質素律義の越後風を詮に被成、おとなしく成らせられべく候。
- 一 物堅く嚴正なる者を御好み可被成候。
- 一 御手段の類を一切御停止被成候て、誠實計りを御執行可被成候。
- 一 御口先の理を御捨被成候て、御手風厚く可被爲成候。
- 一 賞罰の御誤り、返々御心を顧み可被成候。
- 一 只今の國風は締り不仕候て、ひそくと仕候。賑ひは不仕候て、騒しく御座候。人心いさみ不仕候て、浮氣に御座候。忠信には無御座候て、追從に御座候。是等は奸佞の餘毒に御座候。

と云ひ。

竹俣等排  
斥

拙者共申上候義、尤の筋と被三思召候はゞ、美作(竹俣當綱)隱居被三仰付可然存候。荏戸、倉崎、木村、志賀、淺間、此者共御退け、元組へ皆々可



被召返一候。松木彦左衛門儀倭人には無御座一候。美作無通親類に御座候。間、斯様の義御座候節は、御側へ不御差置一義に御座候に付て、御仲之間詰被仰付可然奉存候。右人數御退けの上意承知仕候は、夫々へ可申渡一候。

二者其一を請ふ

と云ひ。更らに、萬一拙者共申上候義、無筋義と被思召一候は、無據義に御座候間、拙者共一人も御役相勤り可申様無御座候間、於御前御役目可被召放一候。無一の覺悟仕、此旨申上候。と云ひ。即ち竹俣當綱一味を悉く斥くる乎、將た彼等一味を悉く斥くる乎、此の二者の處分を、即時即刻にせよと迫つた。

理由無用決定專要

右兩條の所、有無の二つ、どちらへなりとも、御片付被成候處可被仰出候。必以て彼是の御理合は被仰出一間敷候。只有無の二つ御決定專要に奉存候。右兩條の内、御極不奉承知一内は、御殿不相退一候間、篇と被

聞召一、どちらにも御決定可奉承知一候。

此れが長文の結尾である。此の如く七老臣は、治憲に肉薄して、其の處分を強要した。

【六五】強要の結果

老臣肉薄

治憲は、七老臣等の彈劾狀を讀み終り、此れは大事だ、自らも思慮し、且つ大殿様—養父重定—にも相談の上、然る可く申聞可しと答へた。されど須田満主等は、何れも頑として聞入れず、即時に其の返答を強要し、苟も之を聞く迄は、此座を去らずと相迫つた。仍て治憲は、書中に就いて、不審の點を質したが、其の對は、甚だ明瞭を缺くのみならず、須田満主、芋川延親等は、彌よ言ひ募り、君は秋月三萬石の家より來られたれば、上杉家十五萬石の家格を承



治憲重定に申告

重定一喝老臣を退

知せられまじ。多言を要せず、美作等を斥けらるゝ乎、それとも某等を罷めらるゝ乎、一刀兩斷の御意を承らんと云ひ、遂ひに曉より四つ時(午前十時)に至るも、尙ほ退かず。治憲は其座を立たんとしたが、延親進んで其の袴の裾を執り、愈よ治憲に肉薄した。

近習佐藤秀周、次の間より進み出で、延親の手を打つた。其の機に治憲は棲戸口より出て、直に二の丸御殿に到り、重定に申告した。秀周獨り従うた。重定は之を聞き、憤慨して曰く、御身再び出て聞かれよ、予も亦た往て爲す所あらんと。治憲再び座に復した。

滿主等の強要は、益々募つた。曰く、只今御返答なくば、某等は進んで幕府に訴ふ可しと。是時重定は、近臣を率ゐて出で來つた。彼は七老臣を一睨し、其方共年少の主君を強迫し、不法を極む、早く退席せよと。千坂高敦等何れも俯伏悚服した。獨り滿主は首を擡げ、尙ほ言ふ所あらんとした。重定更らに大喝して曰く、早々退席せよと。此に於て彼等漸く退いた。時、既に正午に及ん

政務停滯

治憲和協を論ぜど肯かず

監察等に諮問

だ。爾來彼等は病と稱して出でなかつた。

此日彼等は、擅に竹俣常綱、及び彼が推薦したる、近習頭荻戸善政、近習木村高廣、志賀祐親、倉崎清恭、淺間忠房の出勤を止め、治憲の左右に人なからしめた。獨り佐藤秀周は、常綱の推薦したる者なれども、其の容貌愚なるが如きを以て、免かれてゐた。而して治憲も亦た、其の確執の曲直何れとも定らざるを以て、常綱等の出勤差留を、其儘になし置いた。されば政府は、空虚となり、政務は全く停滯した。治憲は憂心忡々、是夜御堂へ君臣和合の祈願をした。

翌二十八日治憲は、養父重定の近習頭下條親明を借受け、高敦等の宅に遣はし、和協出仕を論じたが、彼等は其命を奉せず、芋川延親の如きは、病と稱しながら、公然門前に出て責馬をした。

二十九日には重定、治憲列座の上、大目附仲之間年寄使番等、監察の職にある面々を前に召し、七老臣の捧げたる彈劾状を示し、事實の有無、理非曲直を諮問した。而して右監察の中にて、竹俣常綱推薦の者だけは除いた。彼等何れ



も其の誣妄を答へた。更らに三手宰相頭、三十人頭等を召して諮問した。其の答ふる所、前者と同じかつた。

七老臣處  
罰決定

此に於て治憲は、愈よ七老臣を所罰す可く、七月朔日、其の手筈を爲した。當日拂曉、竹俣當綱等に登城を命じ、七老臣處分の御用を申し附けた。而して諸役の者共百八十人に急出仕を申し付け、式臺より其の持席へ集合した。而して諸組の命を待たずして馳せ集るもの、亦た頗る多かつた。

戒嚴令を  
布く

本丸の三門、二の丸の四門、何れも之を警衛し、出入を改め、門を出づる者は、近習頭の符印を用ひしめた。而して城外の警備も亦た嚴重にし、更らに人を四境の口に派して、隣國の風評を聞繕はしめた。即ち當今の言葉で云はゞ、戒嚴令を米澤、及び其の周邊に布いた。而して千坂高敦等、七老臣の家には、非常の警備として、六十人を、更らに又た三手の内より、各々三人宛、物見として派遣した。

竹俣等入  
城

斯る非常の事件に際して、内外の混雜は、固より云ふ迄もなかつた。されど竹俣當綱は、莅戸善政と相謀りて、極めて手際善くやつて除けた。抑も事の斯く運ぶに至つた所以は、六月廿九日の夜、莅戸善政は、窃かに竹俣當綱を訪ひ、此際屏居して、此の危急の場合を坐視するは、臣子の道にあらず。須らく今夜竊かに城中に入り、君上に見え、微衷を訴へ、果して我等に罪あらば、甘んじて其戮に就かんと、意氣頗る慷慨を極めた。當綱亦た慨然として之を賛し、直ちに彼等と與に、出勤差控へを命せられた近習木村高廣、志賀祐親、倉崎清泰、淺間忠房等を招き、其意を告げ、一同必死の覺悟にて、同夜暗に乗じて城に入つた。

出勤差控  
者皆許さ  
る

二の丸迄は難なく入つたが、本丸の門は、堅く鎖して入られなかつた。時に近習佐藤秀周、門内にあり、陰かに小門を開きて彼等を入れた。彼等は何れも秀周に尾して、治憲の前に出て拜伏した。治憲は、卿等を待つ久しと云ひたれば、彼等一同聲を擧げて泣いた。而して治憲は既に監察等に諮詢して、其の事件の審判をなした後であつたから、即時に彼等に出勤を命じた。



【六六】七老臣の處分

竹俣佐戸  
と治憲情  
意疎通か

或は曰く、竹俣當綱、莅戸善政等と、治憲との間には、自から情意の疏通する所あり。名目は彼等の押して登城したと云ふも、其實は寧ろ治憲の爲めに、招致せられたものであらう。佐藤秀周が本丸の小門を開いたのは、其の證據だ。而して其の謁見するや、治憲は卿等を俟つ久しと云うたのは、即ち此れが爲めだと。何れにしても、彈劾せられたる竹俣一味の面々は、今や處分者となり、彈劾したる七老臣は、今や被處分者となつた。

城中戰場  
の如し

且つ既記の如く、其の警備の嚴重にして、殆んど内亂に處するが如かりしは、七老臣何れも上杉家の門閥にして、其の勢力は、一番を左右するに足り。執政たる奉行、職は勿論、侍頭の四人まで徒黨の中にあれば、其の組下九十餘人の向背未だ分明ならず。されば警備に際しても、侍組は、平分領、及び仲人五人の外は、一人も興らしめなかつた。當日城中にて、掘阪に梅干、焼味噌を

七人に登  
城を命ず

添へて賜はり、宛も戰場の情態であつた。

一切の準備は、七月朔日の早曉より、正午に至りて出で來つた。治憲は乃ち書院に出て、大目附以下の諸役員を召し、今夜七人の者共を、それ／＼處分する旨を傳へ、七時半時(午後五時)當綱の奉書を以て、高敦等七人に即刻登城を命じた。當時彼等は、何れも千坂高敦の家に集會してゐたが、召に應じ、上使に護送せられて至つた。衛士是を本城門外に留め、潜り門の扉を開きて入れ、供廻は冠木門内に入るを許さず、只だ草履取一人を供せしめた。

七人各別  
拘留而し  
復て治憲言

高敦等七人、一人毎に、三手平士各四人附添ひ、玄關より入つた。町奉行兩人玄關に待受け、前後に立て之を導き、溜りの間に於て、刀、紙入を受取り、屏風圍の中へ、一人別は是を拘留し、附添の者之を警衛した。而して夜五つ時(午後八時)治憲書院に出て、執政竹俣當綱、近習頭莅戸善政等、其他重なる役人、近習侍醫に至る迄、其の左右後邊に侍列し。高敦等七人、何れも大小姓番所入口にて、脇差を脱し、懐中の檢めを受け、一人毎に出て、治憲の前に俯伏せし



千坂色部の所圖

めた。町奉行二人、大小姓、御中之間各八人、三手附添四人、捕手三人是を圍繞した。此に於て治憲は、彼等に向つて、それ〴〵裁決を下した。

千坂高敦、色部照長には、其方此度申出候趣、横目共召出し相尋る所、無政事もなく、美作姦盜

の義も無之、民の歸服も無相違よし。然れば己が非念を以て政事を誘り、讒を構へ、徒黨を結んで君を要す。仕形不屈の至りに付、重き罪科にも可申

付候得共、其段差許、隱居閉門、知行の内、半知召上る。

須田芋川切腹申渡

須田満主、芋川延親には、前文同様にて、但だ後段に於て、殊に徒黨の本人も同然たる者にて、國家の騒動を企て、不屈至極、不忠の者に付、贄藏に於て切腹申渡す。

と申渡した。蓋し兩人は主謀、元兇であつたが爲めである。

長尾等に言渡

長尾景明、清野祐秀、平林正在は、何れも千坂等と同文にて、其の相違は、前者は半知召上であるが、後者は知行の内三百石召上であつた。

其他の處分

而して満主の嫡子圖書、次男富彌、三男八十馬、何れも父の罪に連座して、押込申し渡され、同夜侍組中條至資、島津知忠、竹俣壽秀に侍頭を申付けた。而して七月四日、芋川延親の父隱居九兵衛、平林正在の父隱居爰涼、何れも其子の罪に連座して、故芋川邸に押込申し渡され、五日侍組吉江輔長に奉行職、重定の近習頭廣居忠起に江戸家老を命じ。而して十一日に、高家衆侍頭、三手組宰相頭、及び諸組頭一列筆頭を前に召し、千坂等七人處分の顛末を申し聞かした。

處分顛末報告

然れば己が非念を以、讒を構へ、徒黨を結び、剩へ美作をば、出勤留置ながら、其身共は、廿八日より、病氣を唱ひ、出仕不致、御政事を滯らせ、御上を奉、茂、數代の御恩を令忘却候次第、不屈至極、不忠の者共に付、時日を不廻御仕置可被二仰付一段、御父子様御相談相決、去朔日美作登城被二仰付、即夜七人の者御仕置被二仰付候事。

とは、其の要旨であつた。而して八月廿七日に至り、醫師藥科立澤は、七家強



黨科立澤

訴首謀の罪に坐し、斬首の刑に處せられた。

於ニ同列有壁安宅一討首

御番醫立遠父醫師

藥科立澤

同人手道具缺所、妻子手道具共無レ構。

當夏中奉行 侍 頭七人徒黨を結び、連判を以て、無筋儀申上候 根元、

其方須田伊豆(滿主)へ姦謀を勸め 候證書相顯れ、吟味下直筆の段及ニ白

狀一 大惡不道、重罪の者に付、右の通被レ仰ニ付之。

立澤の須田教唆

立澤は博學多才にして、儒醫兼帶を命せられ、米澤の學宗であつたが、其の行狀正しからざるの故を以て、斥けられた。立澤之を以て竹俣當綱が、紀平洲を薦めんが爲めに、然かしたるものとし、深く當綱を怨み、遂ひに須田を教唆して、當綱に報うる所あらんとした。而して須田家處分の際、其の密書發見せられ、遂ひに此に及んだ。

【六七】 執政竹俣當綱の施設

治憲の威望加はる

治憲が七老臣を處分したのは、彼が二十三歳の時だ。如何に其の養父重定の同意を得たとは云へ、斯る強臣 權臣、閥臣等が、徒黨を組んで肉薄したるを、斯く思ひ切りて、一刀兩斷の措置を取りたるは、三萬石の小藩秋月家よりの養子たる彼としては、實に非常の猛斷、威決と云はねばならぬ。然も彼の一藩に於ける威信は、此れが爲めに、愈よ確實に行はれた。此れより後は、彼の政令は、何等の妨げなく、能く行はれたに相違あるまい。而して爾後足掛け十個年、天明二年四月、竹俣當綱が罷免に至る迄は、執政者としては、殆んど當綱一人の獨舞臺であつた。

殖産興業

此の間に於て、一方に於ては、大いに利用厚生之道を講じ、養蠶や、織物を奨勵し、未墾地を開拓し、植林をなし、將た學校を設立し、文教の興隆を圖るやら。庶政一新、財用足りて、人才生ずるの基を定めた。此れは固より治憲の所



爲と雖も、亦た當綱輔翼の功と云はねばならぬ。但だ彼が堀勝名の細川重賢於ける如く、其の始終を全うするを得なかつたとは、獨り彼の不幸であつたのみでなく、亦た治憲の不幸であつた。

當綱の施政意見

竹俣當綱は、當代には珍らしき經濟の材であつた。彼は惟らく財用は、國の元氣である。元氣消すれば國は衰滅す。如何に國君仁心あるも、財用足らざれば仁政を行ふと能はず。昔越後在國の際には云ふに及ばず、會津の時百二十萬石が、米澤三十萬石となり、それが半減して十五萬石となつた。然も因襲の久しき、無理やりに舊制を其儘に保持せんと欲し、以て上下の困弊を來たした。富國の策を行ふ機會、既に六七十年を逸してゐる。然も今日に於て、只だ坐して其の衰亡を俟たんよりは、上下一致、憤勵一番、地方を盡し、農桑の道を盛にし、廢棄したる地より、金銀五穀を生じ、年々三十萬石の收穫を圖る可しと。

樹藝役場設置

斯くて安永三年九月には、新に二之丸東長屋に樹藝役場を設置し、それ／＼其掛の役員を定め、漆方、桑方、楮方の三部に分ち、漆、桑、楮、各百萬本を植

うるの計畫を立てた。而して竹俣當綱は、自から案を具して、詳細の説明を與へて曰く、「御領地十五萬石の外、別に又十五萬石程の御増地に準じ候時は、御本領の昔も戀しかるまじく候」と。彼の意氣込や、曾て幕府から削減せられたる十五萬石をば、其の經濟政策もて、實收入に於て、之を恢復せんと心掛けた。

財政遺練

彼は亦た財政遺練りの策に長じた。江戸の金主三谷三九郎手代喜右衛門を、米澤に招致し、相共に領内を巡廻し、國産の仕組、農家衰微の現状を示し、其の自著産語一卷を與へ、三谷家の力に頼りて、富國の業を振起せんとの志を打明け、更に人を江戸に遣はし、三谷家より低利資金一萬千兩を借受け、他の高利を消却し。當綱亦た自ら上方に上り、直接に諸金主に談判し、舊債を永年賦、若しくは無利息とし、彼等に知行扶持米等を與へ、其の驕心を繋ぎ。又た三谷家へは、舊例の如く、月割金三千兩を借る事を約し、越後の金主三輪、渡邊、酒田の金主本間等に厚く結び、不時の用に備へ。此の如くして金融稍や疏通し、



縮布製造

樹藝、製田、蓄米、女工等、凡有る生産の途は開け來つた。

例せば、奈良の晒布、越後小千谷の縮布は、何れも其の原料たる青苧を米澤に仰ぐもの。されば原料として之を他に販賣するよりも、米澤に於て、之を製造せしめんには若かずとして、其の教師を小千谷より雇ひ入れ、新たに製造所を開き、以て其業を創めた。又た製藍染物役場を開き、曩きに仙臺より聘したる藍作師をして、藍園を試作せしめ、其の成績良好であつたから、各村を巡廻して、之を奨励せしめた。此の如くして、諸民競うて藍作に従事したから、他に他國産の輸入を禁じ、専ら國産を買上げて、染屋共に拂下ぐるに至つた。

重作奨励

鷹山君臣の勵精

古籍田法を用ふ

上杉鷹山侯先代國困窮して民疲れ、田畠遂に荒れば、侯甚だ嘆息して、古籍田の法を用ひ、城南千餘丁の荒田を自作と定め、先諸士を引て祖廟に謁し、其後田に往て自泥土に入て三鋤發き、諸家老も皆發き、祖廟に供へし神酒を田邊にて賜り、近習佐藤又四郎を農長に任じて名代と爲し玉ふ。又四郎是時、主君寵愛の乗馬を借て糞を負せ、自ら糞笠を着て、風雨を厭はず毎日力田す。既に秋に

家中皆な力耕

竹股美作其子耕作に出す

至て大に登れば、是粟を以て統て領中の農民に種を頒與へ玉へば、農民感激して精業を勵み、曾て怠惰の者なし。家中大身より小身に至るまで手傳を願ひ、皆糞笠にて鋤鎌を携へ自耕せば數年の荒田一年を経て、郭外五六里四方荒蕪一步もなく、終に良田となる。侯も諸老臣と共に、糞笠にて巡見して指揮し、時々田邊に於て酒を賜ふ。執政竹股美作感涙を流して諸士に向ひ、各斯まで忠誠を竭せば、當家も漸々富饒に成るは必定なり。我も毎日鎌を乗んと思へども、富饒に由て寸隙を得ず、由之用には立すといへども、嫡子友彌を召し連れ、一撥なりとも手傳致させ玉へと、家臣と共に城内の屋敷より糞笠に鎌を持せ、日々出せば、家屬等見るに忍びず、美作に向ひ、國の棟梁として斯卑き體は市中は甚恥るに堪たり。途中は我々持て彼地にて召さるゝやうに致し玉へと云へば、美作大に怒り、汝等は我家の長たれば、我惡き所は諫を容て善道に引入るべきに、却て我を邪道に陥んとす。我慙と云は、群臣の上に座して國家の安危を計らず、閑然と目を偷むこそ、末代までの恥辱なり。國家の爲に鎌を乗るを何ぞ愧とせんや。諸士皆君の爲と思ひ、太刀を執るべき手に鋤を執り、泥土に身を汚す心底を見れば、若し不度に臨まば、必命を捨る本心榮然と著るれば、是程壯觀なる事有るべからず。汝等も友彌を介け一鋤なりとも奉公すべしと教諭し、毎日鎌を持せて出しける。

〔武家七徳後編〕



【六八】學政振興

學館再興

治黨は利用厚生業を勸むると同時に、亦た教化を敷くを助めた。それが學館再興の擧となつた。安永五年正月、執政吉江輔長を頭取、近習頭菰戸善政を事務擔當とし、其事に當らしめた。

學館再興次第

元來上杉家にては、元祿年中綱憲時代初めて學問所を開き、聖堂を建て講堂を設け、教化を鼓吹したが、其後聽て衰廢した。治憲に至りて、再興の志あり、曩きに紀平洲を聘し、其の端を發きたりしが。既記の如く江戸大火、麻布櫻田兩邸焼失、而して平洲の宅も亦た焼失し、平洲も江戸に還つたから、其事中止したが、〔參照 六二〕今度愈よ其の實行に取りかゝつた。而して同年二月神保網忠を、紀平洲に遣し、學館再興に就て、諮問する所あつた。神保も亦た既記の如く、平洲の門人であつた。〔參照 六二〕四月學館建築落成、興讓館と稱した。正面に聖堂あり、治憲の親筆先聖殿

學館組織

の額を掲ぐ。左に講堂、右に文庫、學寮二十餘室、其他當直所、食堂、庖廚、主宰局、番入室等、悉く備はり、片山一積、神保網忠を提學として、學政を督さしめ、諸士の才學ある者二十人を選び、三ヶ年定詰勤學を命じ。又た二十人の内より二人を選び、一人を學頭として都講と稱し、他の一人を書籍方として典籍と稱し、此の兩人は、學政に干與す。其餘の十八人を諸生と名づく。都講典籍は手當金年二兩、諸生は年一兩、何れも賄炭油を給す。他に自費生十餘人、一ヶ年定詰勤學を許され、之を寄塾生と名づく。

學則大要

提學は毎月六回講堂に於て講釋をなし、博く士民の聽聞を許す。諸生は抜を定めて、童生に教授し、又た寄塾生と與に、日課會讀、詩文會等を課業とす。又た司禮者に命じ、毎月三回、館に出て、定詰生及び童生に禮式を教へしむ。總て學館では長を敬ひ、齒を尊び、上は大身より下に扶持方組に至る迄、皆な年齢を以て席次を定め、先生に事ふる父の如く、長者に對する兄の如く。治憲自から館に入りて講を聽く時は、講者に同席見臺を許し、諸公子は何れも



平洲再來

諸生と同座して、共に課業に臨むこと、した。

九月十二日、紀平洲再び米澤に來る。此れは學館再興に付、學政諮問の爲めに招待したのだ。彼は執政吉江輔長の官宅を旅館と定む。十八日、平洲荀子を旅館に講ず。侍頭、奥取次、大目付、宰相頭、六人年寄、郡奉行、町奉行、御使番等の諸要職、何れも禮服着用の上、之を聽聞す。翌十九日、平洲書經を學館に講ず。聽聞者實に四百人。而して安永六年二月廿一日、平洲は江戸に還つた。此月片山、神保の兩提學は、平洲と協議の上、興讓館戒令、興讓館戒約、興讓館當直勤方等の諸規則を制定した。戒令は提學より諸生に指示するもの、戒約は諸生相互間の規約、當直勤方は其名の示す如く、當直の勤務掌程である。

禁酒

今ま戒令中の一項を掲ぐれば、

一 塾中にて酒相用候義禁之、乍爾藥用酒用候義は、夜分休之節、獨益に限べし。集飲は堅禁之。此外藥用と雖、休の刻以前不許之。其外

學風根本

於ニ講堂ニ食飲の義は、塾生家督婚儀名跡組替等の節は、祝の酒相催候義は格別、其外は禁之。乍然、別段の仔細有之者、臨時伺ひの上可隨ニ指揮事。

の類である。而して其の學風の根本義は、紀平洲が治憲に答へたる書中に、御國にて、學問所を御造立被遊候御本意は、御先祖様よりの風俗を失ひ不申、萬人安堵仕候様に被遊度と申處極意にて、人を利口發明に被遊と申處にては無御座候。米澤の學風は、先第一人情の質實に相成、浮行虚飾の無之様に被遊度御儀と奉存候。

又た曰く、御學問所を御立て被遊候本意は、米澤の人俗、質實を失ひ不申、浮虚にならぬやうにと申所、肝要に御座候。大夫は大夫の道を守り、士は士の職を守り、上下貴賤一同に、米澤よりよき國は無之と存候様に致度候。



此にて興學の目的とする所が、略ぼ推察せらるゝであらう。

【六九】竹俣當綱

兼仕申出

奉行職竹俣當綱は、安永六年十一月廿五日、致仕を申し出でた。治憲は親しく其宅に臨み、彼を慰諭して留任せしめた。彼が何故に斯く爲せし乎、或は治憲に向つて、其の信任の有無を試みたのであつた乎、將た眞に辭意の切なるものあつた乎。兎も角も當綱は其の一身を以て、内外の機務を綜覽し、權勢の集まる所、衆怨の歸する所、或は自から明哲保身の策として、然かしたる乎。然も治憲は同夜深更微行して、彼の邸に臨み、治國の業半途にして、去る可きの秋にあらざるを懇ろに語り、其の辭意を翻へさしめた。此に於て當綱は、感激して其の命を奉じた。

懇留任

再致仕申出  
任

安永九年三月十一日、當綱再び致仕を請うた。當綱君寵を好み、心稍驕り、往々不法の事があつた。されば治憲も、之を好機に、彼の始終を完うせしむべく、其請を允さんとした。然も御仲之間年寄長井高康首唱となり、高家衆、侍頭、宰配頭、御仲之間年寄、御使番、其他役筋より、各書面を以て、當綱退隱せば、國政立行さ難き旨を陳述し、其の留任を願した。此に於て治憲亦た衆議に任せ、信國の刀を賜ひ、彼に留任を命じた。當綱欣然、復た起て事を視た。

字川邸押

治憲當綱  
を罷めんとす

當綱の爲めに謀れば、彼は當時強ひて罷む可きであつた。然も彼は再度の留任にて、愈よ意滿ち、氣驕つて、自ら危地を履みつゝあるを慮らなかつた。斯くて彼は天明二年十月廿九日、舊芋川邸に於て、押込申し付けられた。惟ふに治憲も、當初は全く當綱を親信して、其の政を一任したが。彼が其の功に伐り、其權を擅らし、驕慢、放恣の行動あるを見ては、其心決して平らかではなかつたであらう。されば彼が再度の致仕を申し出でたる際には、治憲



は之を善き潮合として、罷めしむるつもりであつた。然も隨處に當綱の援引したる黨類充滿し、其の留任運動をしたから、餘儀なく當綱を留任せしめたのであつた。されば爾後治憲は、恒に當綱を斥く可き機會を、俟つてゐたのであらう。智者たる當綱が、之に氣付かなかつたのは、如何にも不思議だが、此れは自惚れの結果と見ねばならぬ。

荏戸善政に際る

治憲は此の機密を、近習頭荏戸善政と相諮詢つた。善政亦た當綱の友であつた。彼は當綱が、上杉重定の寵臣、森平右衛門を顯戮するに際して、其の同志者の一人であつた。然も善政も亦た治憲と共に、當綱の驕慢、放恣を見逃す譯には行かなかつた。故に彼は表面、治憲の實子顯孝が、治憲の養子—重定の實子—治廣の順養子となつた事を、重定に祝賀の使者と稱しつゝ、當綱處分の命を奉じて、天明二年の冬、江戸より米澤に赴いた。

善政米澤に當綱を召す

荏戸善政は、天明二年十月十一日江戸を發し、十九日米澤に著し、奉行廣居忠起、六人年寄志賀八右衛門等と、數回の評議を經、同月廿九日、六人年寄降旗左

司馬忠陽、御使番梅澤惣助、同中野與右衛門を使者として、當綱の家へ遣し、御用之れあるに付、即刻廣居忠起宅へ出頭す可きを達した。彼等は萬一當綱が其命を奉せざる場合は、捕縛して伴ひ來る可く内意を領してゐた。然も當綱は、其機を察し、泰然自若、毫も驚く色なく、御役目大儀と挨拶し、頓て用人を呼出し、衣服を持來る可きを命じた。用人其意を承け、上杉家の定紋たる、竹に雀の紋ある衣類を持參した。當綱は御紋服にては差岡あらむと、家紋の衣服と取替へしめ、更らに使者に向ひ、別席に退いて衣類をあらためんは憚りあれば、失禮ながら此席にて御免を蒙るとて、靜に衣服を整へ、いざ御同道せんとして、三人に導かれて廣居宅に赴いた。

押込命令傳達

斯くて廣居忠起、荏戸善政列座の上、美作(當綱)儀思召有之、御役召放され、元芋川邸に於て、圍入仰付らる、旨申達した。當綱聊か惡びれたる容子もなく、上意を了承し、直に元芋川邸へ護送せられた。而して其の遺領は、其儘嫡子厚綱に相續せしめた。當綱時に五十四歳。善政は十一月六日米澤を發し、十



當綱嚴謹  
の理由

五日江戸に著し、其の顛末を治憲に復命した。抑も當綱が、斯く嚴謹を蒙るに至つた理由に就ては、種々の説がある。或は人妻を—自から知らずして—納めて婢となしたと云ひ。或は八月十三日、藩祖謙信の忌日に、其の前日よりの宴を撤せず、座中に屏風を廻はし、其中に燈を點じ、燈火未だ滅せざれば尙ほ十二日であるとして、平然飲樂を恣にしたと云ひ、種々の説がある。然も要するに、餘りに驕慢に慕りて、其禍を得たものであらう。必ずしも一事一件の爲めではあるまい。若し然りとすれば、それは辭柄たるに過ぎぬであらう。

【七〇】 上杉治憲人君の心得

東北饑饉

竹俣當綱處罰の翌年、即ち天明三年は、東北大饑饉であつた。而して特に奥羽

米澤窮乏  
を免る

新に備荒  
貯蓄

は甚しかつた。仙臺、南部、津輕邊は、餓死者道に横つた。如何に金銀を貯藏しても、米穀を購ふに由なく、多くは草蓆や、又は藁團子、松皮餅を食し、犬一疋五百文、猫一疋三百文に賣買し。南部一之戸、十之戸の間は、死人の肉を屠食するに至つた。當時封建の世の中、互ひに米穀の融通を禁じ、何れも我が領内の民を救済するに止まり、此れが爲めに、平常の備荒貯蓄なき者は、頗る困窮に陥つた。但だ米澤は、當初天候の不順なるを見て、蚤くも警戒する所あり、上下何れも粥を用ひ、酒類や、穀物にて製する菓子類を禁じ、年來の備荒貯蓄もて窮民を賑はし、國帑の不足は、士民の金錢を徵集して、越後、酒田に米穀を購ひ、上下貴賤一致協力して、救済に従ひたれば、幸ひに一人の餓死者なく、又た離散者なきを得た。

然も天明四年六月に至りて、霖雨止まず、治憲は十一日黎明より、二夜三日の斷食を期して祖廟に祈つた。併し翌十二日、養父重定の切なる勸めにて粥を食



したが、十三日結願の日に至りて、天氣快晴、暑氣俄に發し、愈よ豊稔の氣候となつた。同年五月迄は、玄米一俵四貫八百文であつたが、八月の半に至りて、一貫八百文となつた。而して同月、今後二十ヶ年即ち毎年粗五千俵、麥二千五百俵の自安もて、粗麥合せて十五萬俵を蓄積する方法を定めた。此れは安永三年以來、治憲が心力を盡して貯蓄せしめたる穀物は、昨年の凶荒に悉く使用し盡したから、それを補充し、更に將來の凶荒に備へんが爲めだ。

治憲隱居

九月十六日に至り、治憲は隱居の内意を傳へた。而して天明五年二月六日、治憲、及び世子治廣登營、將軍家より隱居家督の仰せを蒙つた。治憲時に三十五歳、越前守と改稱す。此れより重定を大殿様と云ひ、彼を中殿様と云ひ、治廣を屋形様と云ひ、顯孝を若殿様と云うた。治廣は重定の實子、顯孝は治憲の實子、何れも順養子だ。

治憲教訓

翌七日治憲は、治廣に人君の心得三箇條を傳授した。

一 國家は先祖より子孫へ傳候國家にして、我私すべき物には無之

國家  
先記より子孫傳候國  
家から致私物  
無之  
人女、國爲小屬一た  
無之  
人女から致私物  
無之  
國爲人女入爲に  
無之  
國爲人女から  
無之  
國爲人女から  
無之  
事  
六月廿七年  
二月七日  
治憲  
治廣

(藏所靈遺芳流)

上杉憲筆蹟